



加 須 市

総合振興計画

水と緑と文化の調和した 元気都市 かぞ

基本構想 平成 23 年度～平成 32 年度（平成 28 年一部改訂）

基本計画 平成 28 年度～平成 32 年度（後期）



平成 28 年 11 月改訂版

「水と緑と文化の調和した 元気都市 かぞ」を目指して

平成22年3月23日に合併した私たちのまち「加須市」は、まちづくりの指針となる「加須市総合振興計画」を平成24年1月に策定し、以来、この計画に基づき、市民の皆様との協働によるまちづくりの考え方を積極的に取り入れながら、全ての施策に総力を挙げて取り組んで参りました。

おかげさまで新市のまちづくりも順調に進展して参りました。



しかし、残念ながら全国的な人口減少の流れの中で、我が加須市も同様の状況にあります。折しも国もこのような状況に危機感を持ち、打開策として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を打ち出し、本市も同様に加須市版総合戦略を策定したところでございます。

また、首都圏の大動脈として、首都圏中央連絡自動車道が埼玉県内全線で開通したことは、関東のどまんなか位置する本市の地理的特性をますます高め、今後、産業振興の面でも本市が持つ地域の優位性を十分に発揮することが期待されます。

こうした本市を取り巻く社会経済情勢の変化や医療体制の充実などの新たな課題に的確に対応していくため、総合振興計画の策定から5年を迎え、計画期間の中間にあたる今年、まち・ひと・しごと創生総合戦略も包含して総合振興計画基本構想の改訂と後期基本計画の策定を行いました。

今後におきましても、これまでに推進して参りました様々な取組等を踏まえた上で、改めて本市に関わる全ての皆様との協働に関する理解をさらに深め合いながら、「改革」、「継承」、「市民との協働」を基本姿勢に、「加須市協働によるまちづくり推進条例」をまちづくりの最も基本的なツールとしながら、今回改訂いたしました「加須市総合振興計画」と、これと一体となって作成しました「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各種部門計画等に基づき、本市の将来都市像である「水と緑と文化の調和した元気都市 かぞ」の実現に向けた取組を一層進めて参ります。

終わりに、計画の改訂に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、総合振興計画審議会委員、市議会議員の皆様の御指導と御協力に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、なお一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成28年11月

加須市長 **大橋 良一**

目次

I 序論

1 計画改訂の趣旨等.....	2
(1) 計画改訂の趣旨.....	2
(2) 計画の構成と期間.....	3
2 加須市の特性.....	4
(1) 加須市の現況.....	4
(2) 社会情勢の動向.....	7
(3) まちづくりの課題.....	11

II 基本構想

1 基本理念.....	14
2 将来都市像.....	15
3 基本指標の見通し.....	16
(1) 人口の見通し.....	16
(2) 財政の見通し.....	17
(3) 土地利用の方針.....	18
4 まちづくりの基本目標.....	20
5 まちづくりの施策.....	22
(1) 健やかで豊かな心を育むまちづくり.....	23
(2) 健康で安心して住み続けるまちづくり.....	25
(3) 安全で快適・便利なまちづくり.....	27
(4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり.....	29
(5) 活力ある産業のまちづくり.....	31
(6) 地域の力で自立したまちづくり.....	33

Ⅲ 基本計画

第1章 健やかで豊かな心を育むまちづくり

第1節 子育てを支援する

第1項 産み育てることへの支援	38
第2項 仕事と家庭の両立への支援	40
第3項 幼児教育の充実	42

第2節 子どもをのびやかに育てる

第1項 学校教育の充実	44
第2項 地域教育の充実	46

第3節 誰もがいつでも楽しく学ぶ

第1項 生涯学習の推進	48
第2項 芸術文化の振興	50

第2章 健康で安心して住み続けるまちづくり

第1節 誰もがいきいきと暮らす

第1項 高齢者に対する支援	54
第2項 障がい者に対する支援	56
第3項 地域福祉の推進	58
第4項 生活の安定促進	60

第2節 生涯をはつらつと暮らす

第1項 健康づくり支援	62
第2項 地域医療体制の充実	64
第3項 スポーツ・レクリエーションの振興	66

第3章 安全で快適・便利なまちづくり

第1節 安全なまちをつくる

第1項 防犯体制の強化	70
第2項 交通安全対策の充実	72
第3項 震災等対策の強化	74
第4項 治水対策の充実	76
第5項 消防・救急力の強化	78
第6項 消費者のくらしの安全確保	80

第2節 暮らしに便利なまちをつくる

第1項 土地利用と市街地の整備	82
第2項 道路・交通網の充実	84
第3項 身近で便利な市役所づくり	86

第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第1節 環境意識の高いまちをつくる

第1項 環境学習・教育の推進	90
第2項 環境活動の促進	92

第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

第1項 自然環境との共生	94
第2項 きれいな水の再生	96
第3項 美しい景観の形成	98

第3節 快適で環境負荷の少ないまちをつくる

第1項 温室効果ガスの削減	100
第2項 節電社会の構築	102
第3項 循環型社会の構築	104
第4項 公害のない生活環境の確保	106

第5章 活力ある産業のまちづくり

第1節 産業を活性化する

第1項 農業の振興	110
第2項 工業の振興	112
第3項 商業の振興	114
第4項 産業の創出	116

第2節 人・まちを活性化する

第1項 観光によるまちおこし	118
第2項 勤労者に対する支援	120

第6章 地域の力で自立したまちづくり

第1節 協働によりまちをつくる

第1項 広報の充実	124
第2項 広聴の推進	126
第3項 市民と行政の協働	128
第4項 自治体間交流・国際交流	130

第2節 互いに認め合う社会をつくる

第1項 人権尊重社会の推進	132
第2項 男女共同参画の推進	134

第3節 自立した自治体経営を実現する

第1項 自立した自治体経営	136
---------------------	-----

Ⅳ 資料編

1	総合振興計画改訂の経過	140
2	市民参加	142
	（1）まちづくりアンケート調査.....	142
	（2）市政についての話し合い	147
	（3）地方創生まちづくり市民会議.....	147
3	加須市総合振興計画審議会	148
	（1）審議会条例	148
	（2）審議会委員名簿	149
	（3）諮問.....	150
	（4）答申.....	150
4	加須市総合振興計画推進本部設置要綱.....	151
	加須市総合振興計画推進本部設置要綱.....	151
5	用語解説	152

I 序論

1 計画改訂の趣旨等

(1) 計画改訂の趣旨

本市では、平成24年1月に策定した合併後最初の総合振興計画に基づき、それぞれの地域の個性や特色ある地域づくりの取組を踏まえて、『加須市』として一体性をもった新しいまちづくり、絆づくりを市民との協働により推進しています。

前期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）においては、少子化・長寿化の進展、高度情報化の進展、地方分権改革、更には市民ニーズの高度化・多様化などが進む一方で、厳しい財政状況下にある社会経済動向の中、自らの地域は自らが担っていくという自主自立の下に地域力の向上を図るとともに、まちづくりの課題に的確に対応できる自治体経営を進めてきました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成27年9月に発生した関東・東北豪雨など、これまでの想定を上回る自然災害は今後も必ず起こるという考えに基づいた防災対策にも取り組んできました。

一方で、総合振興計画の策定から5年を迎え、本市を取り巻く社会情勢や経済情勢は年々変化しています。特に、少子化・長寿化の進展に伴う人口減少は今後も加速度的に進むことが予想され、就業人口の減少、今後の社会保障制度の問題や医療体制の確保、公共施設の適正管理など新たな課題への対応も求められています。

そこで、現在の基本構想の目標年度は、平成32年度までとなっておりますが、年々変化していく市の情勢を踏まえ、行政課題に的確に対応するため、基本構想についても必要な見直しをすることとしました。

また、前期基本計画の計画期間が終了したことから、これまで取り組んできた施策の効果を活かしながら、本市の将来都市像の実現に向けた取組を一層推進するため、後期基本計画を策定します。

(2) 計画の構成と期間

総合振興計画の計画期間は、平成 23 年度から目標年度である平成 32 年度までの 10 年間とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

なお、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

<基本構想（10 年間）>

まちづくりの基本的な考えを示した基本理念や将来の目標を定め、その実現のための基本的政策を明らかにします。

<基本計画（5 年間）>

基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を、体系的・具体的に実施する施策を示します（総合振興計画の計画期間を前期と後期各 5 年に区分）。

<実施計画（3 年間）>

基本計画で示された各分野の施策を具体的に実施するための年次計画です（毎年度見直しを実施）。

■ 総合振興計画の期間

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	→									
基本計画	前期基本計画 →					後期基本計画 →				
実施計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

2 加須市の特性

(1) 加須市の現況

①位置・地勢

本市は、埼玉県东北部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、利根川の堆積で形成されたという平坦地で、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和するまちです。東西と南北それぞれ約 16km の広がりを持ち、面積 133.30k m²、都心からおおむね 50km 圏内にあり、群馬県、栃木県及び茨城県に接し、関東のどまんなかに位置しています。

気象は、太平洋側気候に属する内陸性の気候で、年間平均気温約 15℃、降水量約 1,300mm です。冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥し、夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生しますが、一方、全国でも晴天の日が非常に多いところであり、生活はおおむね好適といえます。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR 宇都宮線・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

主要な道路は、国道 122 号が南北方向に、国道 125 号と国道 354 号が東西方向を通り、東側で国道 4 号に近接しています。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接しています。

②人口の状況

本市の人口（総人口※）及び世帯数は、平成 28 年（1 月 1 日現在）の人口が 114,289 人、世帯数が 44,800 世帯、1 世帯当たりの人員が 2.55 人です。

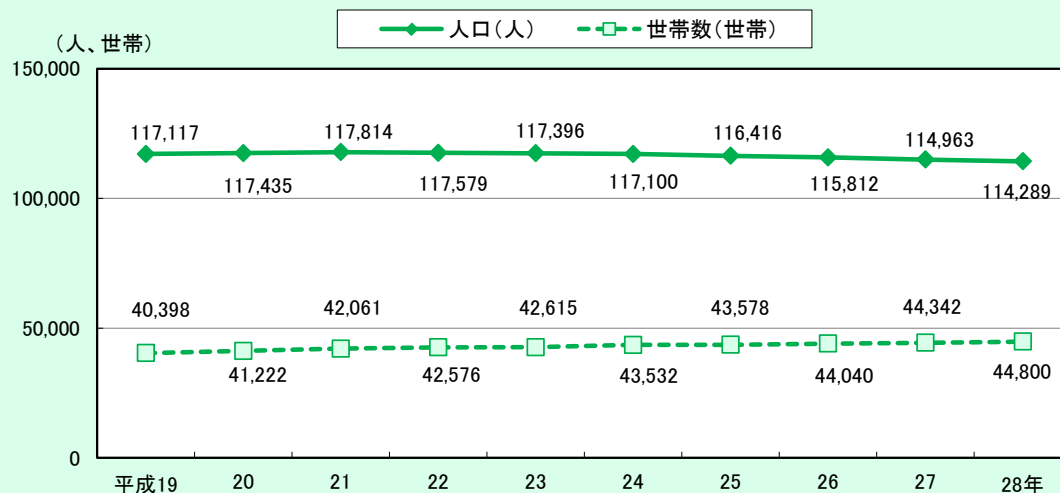
人口は、平成 19 年の 117,117 人から一旦増加に転じましたが、平成 21 年の 117,814 人以降減少傾向で推移しています。

世帯数は、平成 19 年は 40,398 世帯であり、その後増加傾向で推移しています。このため、1 世帯当たりの人員は、平成 19 年の 2.90 人から平成 28 年には 2.55 人へと減少しました。

年齢 3 区分別人口の構成比は、平成 19 年に 14 歳以下の年少人口が 13.4%、65 歳以上の高齢者人口が 18.3%でしたが、平成 28 年には 14 歳以下が 11.9%、65 歳以上が 25.6%となり、少子化・長寿化が急速に進行しています。

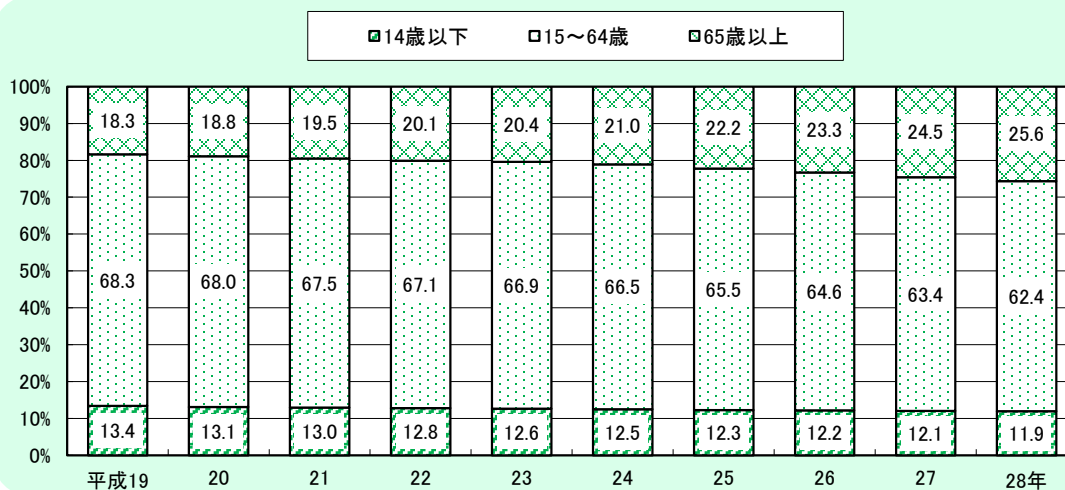
※ 総人口は、住民基本台帳及び外国人登録の合計

■人口の推移



資料：「埼玉県町（丁）大字別人口」（各年 1 月 1 日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：「埼玉県町（丁）大字別人口」（各年 1 月 1 日現在）

③経済の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成 2 年以降、増加傾向にありましたが、平成 12 年の 60,093 人をピークに減少し、平成 22 年は 58,011 人となっています。

就業者の内訳では、第 1 次産業（農業など）は、平成 2 年には 6,523 人でしたが平成 22 年には 2,930 人にまで減少し、20 年間で半数以下まで減少しています。第 2 次産業（製造業など）では、平成 7 年には 20,816 人でしたが平成 22 年には 16,419 人にまで減少し、ピーク時と比較して約 2 割の減少となっています。第 3 次産業（商業など）では、平成 17 年の 36,435 人をピークに平成 22 年には 35,927 人と減少に転じました。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子高齢化と人口減少による生産年齢人口（15 歳～65 歳）の減少が大きく関わってきているといえます。

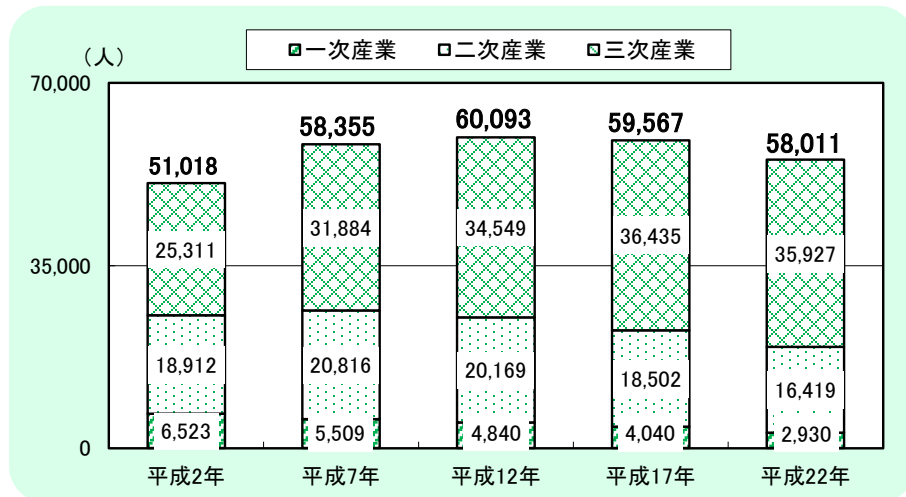
産業の特徴については、第 1 次産業では、農林水産省の「わがマチわがムランキング」によると

水稻作付面積 4,610ha、水稻収穫量 23,100 t は、いずれも埼玉県内第 1 位（平成 27 年現在）となっています。

第 2 次産業では、交通の利便性が良いことから、大規模な製造業の工場である特定工場が埼玉県内で最多の 90 社立地しています。

第 3 次産業では、市内総生産額を産業別でみると、第 3 次産業の割合が約 60%で最も多くなっています。次いで第 2 次産業が約 37%で第 2・第 3 次産業で市内総生産額のほとんどを占めています。

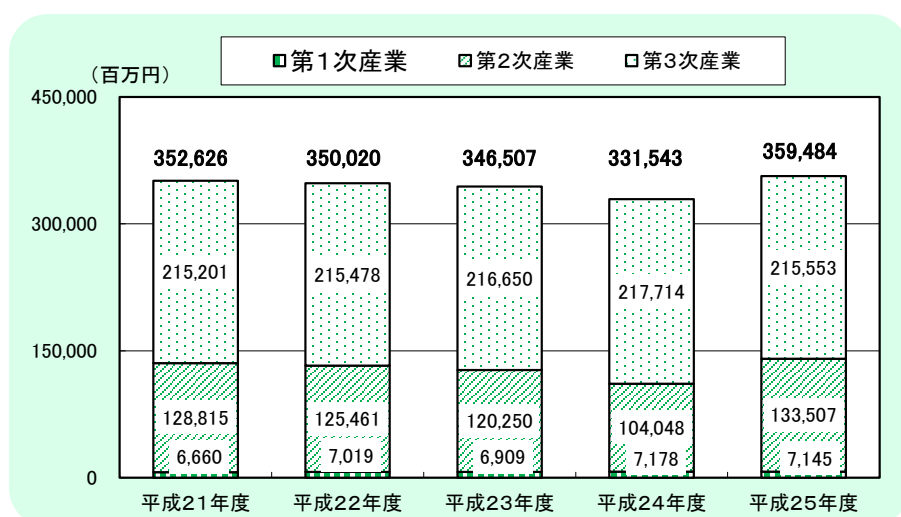
■ 就業人口の推移



注：カッコ内は総数（分類不能含む）

資料：国勢調査（総務省 各年 10 月 1 日）

■ 市内総生産額の推移



資料：平成 25 年度埼玉の市町村民経済計算（埼玉県）

(2) 社会情勢の動向

- ①地方創生の推進
- ②人口減少、少子化・長寿化の進展
- ③安全・安心な地域社会づくり
- ④環境との共生のまちづくり
- ⑤経済の動向
- ⑥市民と行政の協働・住民自治

①地方創生の推進

(全国的な状況)

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布、同年 12 月に国の「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、人口減少と地域経済の縮小を克服するために、「東京一極集中の是正」や「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に則した課題解決」を基本的視点とした取組が展開されるようになりました。

地方においても、平成 28 年 3 月末までに 47 都道府県、1,737 市区町村において「地方版総合戦略」が策定され、各地域の実情に応じた取組が始まっています。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマとされています。

地方分権改革については、これまで、6 次にわたる地方分権一括法の施行により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等が行われています。

(加須市の状況)

本市においても、平成 28 年 2 月に「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「Ⅰ安定した雇用を創出する」「Ⅱ新しいひとの流れをつくる」「Ⅲ若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「Ⅳ時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の 4 つの基本目標と 18 のプロジェクトを掲げ、その達成に向けた取組をはじめています。

また、地方分権については、パスポートの交付事務や NPO 法人設立の認証事務などの権限の移譲を受けるとともに、市役所本庁舎内に「ふるさとハローワーク」を設置するなど、市民サービスの向上を図り、豊かで個性あふれる自治体として自立していくためのまちづくりを推進しています。

②人口減少、少子化・長寿化の進展

(全国的な状況)

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入りました。平成 27 年の国勢調査（速報値）によると、日本の総人口は 1 億 2,711 万人であり、平成 22 年の国勢調査に比べて 94 万 7,000 人減少（年平均 18 万 9,000 人減少）しています。

合計特殊出生率は、平成 26 年では 1.42 となっており、人口を維持する水準（2.07）には遠く、

人口減少は加速度的に進むと想定されています。

一方、平成 26 年の平均寿命は、男 80.50 歳、女 86.83 歳となっています。今後は、少子化・長寿化の進展と併せて、生産年齢人口も大幅に減少すると予測されています。

（加須市の状況）

本市においても、人口は減少に転じ、平成 26 年の合計特殊出生率は 1.04 となっており、全国（1.42）や埼玉県（1.31）と比較して低い値となっています。

一方、平成 26 年の本市の平均寿命は男 79.50 歳、女 85.75 歳、さらに健康寿命では男 81.95 歳、女 85.15 歳と長寿化が進行し、全国的な動向と同様の傾向が見られます。

こうした課題に対応するため、「日本一子どもを産み育てやすいまちづくり」や「埼玉一の健康寿命のまちづくり」に取り組んでいます。

③安全・安心な地域社会づくり

（全国的な状況）

東日本大震災や熊本地震、関東・東北豪雨、御嶽山の噴火などの自然災害が多発し、国民生活や日本経済などあらゆる場面で想定を超える事態が引き起こされています。

また、デング熱やジカウイルス（ジカ熱）・新型インフルエンザなどの感染症、食の安全に関する不安や国内外における殺人事件、振り込め詐欺など多くの事件・事故の報道が相次ぎ、安全・安心に対する国民の意識が高まっています。

住民意識の変化や核家族化などによる地域のつながりの希薄化の進行やコミュニティ機能の低下が地域の防犯、災害時の安全確保など、安全・安心志向の高まりに拍車をかけていると考えられます。

（加須市の状況）

本市は、自然災害が少ない地域ではありますが、昭和 22 年に関東地方を襲ったカスリーン台風による水害は甚大な被害を引き起こしています。

現在、本市では、想定を超える自然災害の発生に備え、地域防災計画に基づき、「災害に強い地域づくり」を推進しています。

さらに、防犯や交通安全を含めた、安全・安心な暮らしを守る取組を進めています。

④環境との共生のまちづくり

（全国的な状況）

地球温暖化は、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象を世界各地で発生させ、甚大な被害を引き起こしています。2015 年（平成 27 年）には、京都議定書に代わる 2020 年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択され、地球温暖化を抑制するために世界共通の目標を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。

一方で、原子力発電所の震災被害による原子力の安全に対する信頼が崩壊し、今後の我が国のエネルギー政策の在り方が問われています。

また、多くの動植物が絶滅の危機に瀕し、生物多様性の保全に向けた議論が進んでいます。

さらに、物質的に豊かな社会生活や産業活動の進展を背景としたごみ問題の解決に向けて、ごみの減量化やリサイクルなどによる循環型社会の構築が求められています。

（加須市の状況）

本市の水辺や緑豊かな自然環境は、市民の財産であり、環境に関するアンケート調査によれば、「満足度」が高く、加須市の強みとして、まちづくりの資源となっています。

また、ごみの減量化・リサイクルの推進などにより、「日本一のリサイクルのまち」を目指しています。

そして、環境に配慮したエコライフやスローライフの浸透を図り、「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」の実現に向けた取組を進めています。

⑤経済の動向

（全国的な状況）

我が国の経済は、バブル崩壊後の金融機関の不良債権問題やリーマンショックによる企業の業績悪化の影響もほぼ乗り越え、前例のない金融緩和等の取組の下、経済再生・デフレ脱却に向けて前進しています。しかしながら、イギリスのEU離脱の問題や中国の成長鈍化等を背景に、国際金融情勢が変動する中で、世界経済の不透明感が増えています。

そして、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっており、こうした背景には人口減少、少子化・長寿化、現役世代の先行き不安等が根強く存在し、これらの構造的課題への取組が求められています。

（加須市の状況）

本市は、水稻づくりを中心とした農業や製造業を中心とした工業、道路交通網を活かした流通業が盛んに行われています。

本市の経済の活性化を図るために、市民生活や地域経済を支える都市基盤の充実を基礎に、豊かな農業資源を活かした農業や地場産業をはじめとする工業の活性化に加え、それぞれの地域資源を活かした農工商の連携による地域産業の活性化、道路交通網を活かした企業誘致、勤労者や地域商業の育成支援などに取り組んでいます。また、こうした経済活動を土台とした中心市街地のにぎわいの創出にも取り組んでいます。

⑥市民と行政の協働・住民自治

（全国的な状況）

市民（市民団体、住民自治組織、NPO 等）と行政が、情報を共有しながら対等な立場で役割分担を決め、地域課題や社会的課題の解決に取り組むため、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、市政への市民参加、参画を制度的に保証する自治体が全国的に増えています。

今後、市民が誇りと愛着を持てる地域社会づくりを進めていくためには、市民参加の促進と市民合意の形成が不可欠であり、必要な情報や機会の提供などに努め、市民活動を活性化するとともに、行政と民間とのパートナーシップの構築に取り組み、市民が参加しやすい環境づくりを進めていくことが求められます。

（加須市の状況）

本市でも、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づく協働事業や家族・地域の絆推進運動を推進することにより、市民相互の信頼関係の向上やコミュニティ意識の醸成に努めるなど、市民力と協働力の向上を図っています。そして、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

(3) まちづくりの課題

- ①次世代の育成と新たな時代に対応した学習環境の創造
- ②誰もが安心できる社会づくり
- ③安全で快適・便利な生活環境の整備
- ④自然環境の保全と共生の推進
- ⑤バランスの良い産業の活性化
- ⑥市民との協働による一体感の創造と自立したまちづくり

①次世代の育成と新たな時代に対応した学習環境の創造

- まちづくりの推進と次代を担う人材を育成するためには、市民一人ひとりの学習活動の支援と総合的な次世代育成を推進することが必要です。
- 次世代を育成するため、子育て支援を推進することが必要です。
また、一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進するとともに、家庭・地域・学校が一体となって子どもを育てる環境の整備や特色ある学校づくりを推進することが必要です。
- 自由時間の増加や社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めるための学習ニーズが高まり、活力ある地域を創造するためには、豊かな感性と個性に富んだ人材を育てるとともに、生きがいを持って暮らせるよう、学習機会を充実することが必要です。
また、各地域にはそれぞれ培ってきた生活文化や歴史的資源、魅力などが数多く残されていることから、郷土の文化や伝統を次世代に継承することが必要です。

②誰もが安心できる社会づくり

- 少子化・長寿化が進行している中、介護や保健・医療の充実、健康づくりの支援など、高齢者や障がい者にやさしい福祉のまちづくりを推進することが必要です。
- 子どもを安心して産み育てることができる子育て環境の整備や雇用の確保などを講じ、今後も若年層・中堅層の定住と適正な人口バランスの維持、人口流入を促進することが必要です。
また、医療体制の充実や多様な健康福祉サービスの提供など、誰もが安心できる社会づくりを推進することが必要です。

③安全で快適・便利な生活環境の整備

- 近年は、事件、事故、食など様々な分野における安全の意識が高まり、市民と連携した交通事故や犯罪のない安全なまちづくり、食の安全、感染症予防などの対応強化による安全に生活できる環境づくりを推進することが必要です。
- 市民の安全を確保するために、震災対策や治水対策の充実など、各種自然災害に強いまちづくりを推進することが必要です。
- 市民の利便性の向上と市の一体性の確保を図るために、鉄道やバスなどの公共交通機関の充実と幹線道路や地域の実情に応じた生活道路の整備が必要です。
- 計画的な土地利用や都市基盤整備による各地域の特性を活かした暮らしやすいまちづくりを推進す

ることが必要です。

④自然環境の保全と共生の推進

- 市内各地域には、地域住民が誇りにしている水辺や緑豊かな自然が豊富にあり、多くの生態系が息づいていることから、生物多様性を保全し、未来に継承することが必要です。
- ごみの発生抑制やリサイクルの推進、ごみの分別・収集処理体制の構築を図り、市民、事業者、行政が一体となって循環型社会を構築することが必要です。
また、公害の防止や生活排水の適切な処理、環境美化の推進などによる快適な生活環境づくりを推進することが必要です。
- 地球温暖化の防止のために、温室効果ガスの主な物質である二酸化炭素を削減する「低炭素社会」の実現と東日本大震災による電力不足を契機としたエネルギー問題に目を向けて、市民一人ひとりが自分の生活や社会の仕組みを見直すとともに、節電を含めた省資源・省エネルギー対策や太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進などに努めることが必要です。

⑤バランスの良い産業の活性化

- 市内産業の経営安定化や効率化を図るために、水稻づくりを中心とした農業における後継者不足や市内経済の中心となる製造業における景気の低迷による求人数の減少など、市内の経済活力の低下に対する取組が必要です。
- 農業、工業、商業がバランスよく発展した活力あるまちづくりを推進するために、農産物のブランド化による販路拡大、道路交通網を活かした企業誘致、就業や起業などの勤労者支援、地域商業の育成支援など、産業の活性化に向けた様々な取組が必要です。
また、各地域の特色のある豊かな自然と祭りや文化などを活かした観光振興が必要です。

⑥市民との協働による一体感の創造と自立したまちづくり

- 市民一人ひとりがまちづくりに参画するという市民自治の意識を高めるとともに、地域コミュニティリーダーの育成や「市政についての話し合い」などの広報・広聴活動と情報公開の充実、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することが必要です。
- まちの魅力を高め、本市の一体感を醸成するために、各地域の特色や資源を最大限に活用し、市民が一体となったイベントなどの支援による交流や連携を図り、市民の融合と交流を推進することが必要です。
- 今後の都市経営においては、合併効果を最大限に引き出すだけでなく、「住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な自治体である市町村が行う」という考え方に立ち、地域の特色を十分に活かし、自らの責任と判断による主体的な行政経営がこれまで以上に重要になります。
また、更なる少子化・長寿化による人口減少が進む社会の中でも、本市が引き続き発展していけるよう、行政組織の効率化と財政基盤や政策形成能力を強化することが必要です。

Ⅱ 基本構想

1 基本理念

市民との協働によるまちづくりの考え方を基本とし、まちづくりアンケート調査、まちづくり市民会議、市政についての話し合いなどを踏まえるとともに、地域の特色や資源を活かした魅力ある住みよいまちづくりを推進するための基本理念を設定します。

- ①水と緑に包まれ、住み続けたい快適で安全・安心なまちづくり
- ②地域の資源を活かし、元気と活力にあふれるまちづくり
- ③参画と協働の力で育む市民が主役のまちづくり

①水と緑に包まれ、住み続けたい快適で安全・安心なまちづくり

本市は、利根川をはじめとする水と緑豊かな自然環境に育まれ発展してきた地域です。市民は、この豊かな風土に誇りと愛着を持っています。この恵まれた環境と共生した、水と緑が調和する豊かで潤いのあるまちづくりを目指します。

また、子育て支援、福祉サービスの充実、医療体制の整備、防災・防犯対策などを推進し、子どもからお年寄りまでが安心して快適に暮らせる、これからも住み続けたい、これから住んでみたいと思えるまちづくりを目指します。

②地域の資源を活かし、元気と活力にあふれるまちづくり

本市が発展するためには、人もまちも元気であることが必要です。

子どもから大人まで市民一人ひとりが熱心に学び、豊かな感性と個性に富んだ人材を育むため、学習環境を整備するとともに、家庭、地域、学校が一体となって次世代を担う子どもたちの健全育成に努めます。

また、地域固有の歴史や文化などの資源を保存・継承、活用による地域文化の醸成を図るとともに、豊かな心や創造性を育むまちづくりを目指します。

さらに、立地の特性を活かした企業誘致、産業振興に努め、人とモノが集まる、元気で活力あふれるまちづくりを目指します。

③参画と協働の力で育む市民が主役のまちづくり

社会環境の変化による市民のニーズが高度化・多様化する中、将来に向けて住みよい親しまれるまちをつくるためには、市民一人ひとりがまちづくりに参画し、協働して地域の課題解決に取り組むことが不可欠です。

これまでの地域活動を支えてきた自治協力団体や社会的な目的を持った各種団体などを含めた市民一人ひとりが、自らの責任と役割を認識し、相互協力と適切な役割分担による地域自治の実現に向けて、市民の声や知恵、力を活かした市民が主役のまちづくりを推進します。

2 将来都市像

水と緑と文化の調和した 元気都市 かぞ

本市の将来都市像は、『水と緑と文化の調和した 元気都市 かぞ』とします。

利根川とその恵みによりもたらされた穀倉地帯に代表される豊かな自然と、先人の営みが受け継がれてきた奥行きのある歴史と文化に育まれた豊かな心と地域特性を財産として、今後のまちづくりに活かしていきます。

『水と緑と文化の調和した』とは、

水と緑に代表される豊かな自然と共生し、市民の心のよりどころである地域固有の歴史や文化などの継承や地域間交流、連携による新たな文化の創造など、地域の資源を大切にし、最大限に活用するまちを築くことを表現しています。

『元気都市 かぞ』とは、

市民一人ひとりが元気で豊かに暮らし、人とモノが交流する関東のどまんなか位置する中核的な都市として、活力あるまちを目指すことを表現しています。

本市は、利根川をはじめとする豊かな自然と、地域固有の歴史、文化など、地域の資源を大切に育んでいます。

また、交通の利便性、豊かな土壌及び自然に囲まれた潤いのある生活環境など、本市が持つ地域の優位性を十分に発揮することが期待されます。

さらに、自然と文化を大切にし、市民が主役となり、子どもからお年寄りまで元気に笑顔で生活できる安心して暮らせる福祉の充実、一人ひとりを大切にする教育の振興、安全で快適な生活環境の整備、コミュニティと地域の交流の促進、産業振興に支えられたまちの活力の創造などを推進します。

本市は、このような取組を通じて、「市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らし、それぞれの地域が活力に富んでいるまち加須市」をみんなが実感できるまちづくりを推進します。

そのために、

改めるべきものは徹底して改める「改革」、

それぞれの地域の歴史や伝統、文化など次代につなぐべきものはつなぐ「継承」、そして、家族や地域の絆づくりのための市民と市がともに汗をかく「協働」

を推進し、新しい都市を創り上げていきます。

3 基本指標の見通し

(1) 人口の見通し

人口の将来展望に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠しながら、本市独自の推計をしました。

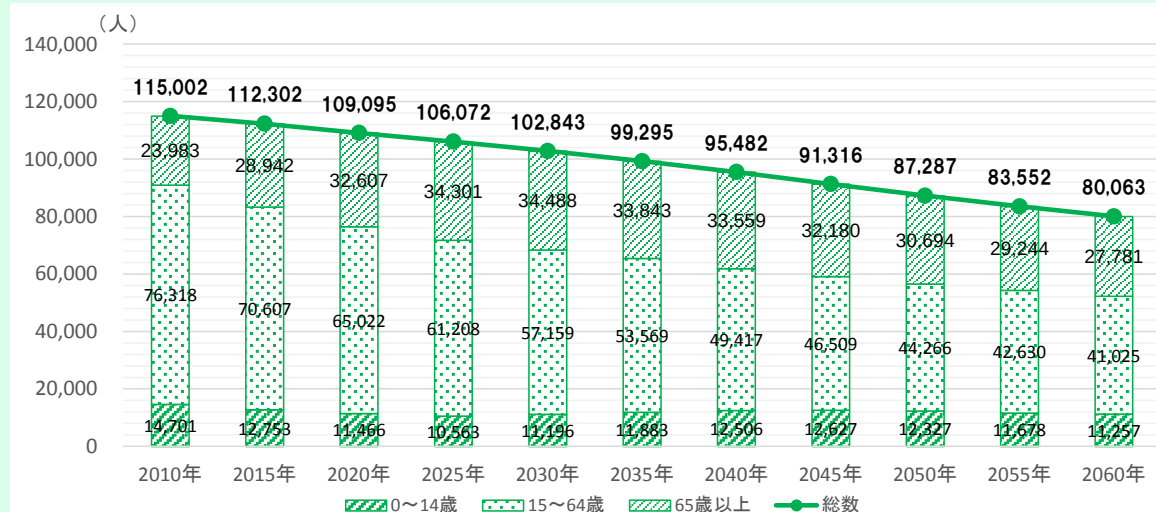
①人口の推計

本市の人口は、平成 22 年（2010 年）の国勢調査では 115,002 人、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では 112,302 人（速報値）となっており、5 年後の平成 32 年（2020 年）には 109,095 人となるものと予測されます。

②人口の目標

前述の本市独自の推計人口をもとにし、本計画の目標年次である平成 32 年（2020 年）の目標人口を 109,000 人とします。

■人口の見通し



資料：加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※2010 年の数値は国勢調査の実績値、2015 年の数値は国勢調査の速報値（年齢階層別の内訳は推計値の割合を基に按分）、2020 年以降の数値は推計値

～ 中・長期の目標人口について ～

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合では、平成 52 年（2040 年）に 91,515 人、平成 72 年（2060 年）に 68,547 人 となるものと予想されます。

一方、「加須市まち・ひと・しごと総合戦略」に位置付けた施策を実施し、人口減少を抑制とした場合（本市独自の推計を加味した場合）では、平成 52 年（2040 年）に 95,482 人、平成 72 年（2060 年）に 80,063 人 となるものと予想され、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合と比較すると、平成 72 年（2060 年）の時点で約 11,500 人 の差が生まれ、人口減少が抑制されることが見込まれています。

そこで、本市の人口は、中期（2040 年）の目標人口を 95,400 人、長期（2060 年）の目標人口を 80,000 人としています。

(2) 財政の見通し

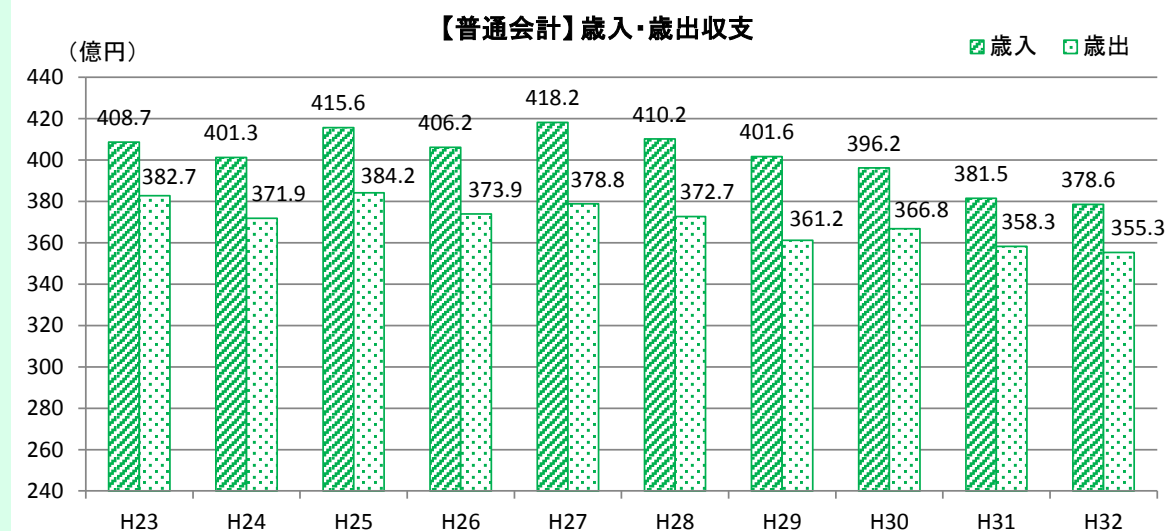
我が国における少子化・長寿化の進展・人口減少社会の到来は、消費や税収においては縮小要因、医療・介護費用においては、拡大の要因となることが懸念されており、本市においても大きな課題となっています。

本市の歳入は、新たな産業団地の整備や企業誘致による税収の増加要因があるものの、担税力のある現役世代の減少や固定資産評価額の下落、平成27年度から地方交付税の合併算定替の減額が始まったことなど、マイナス要因が顕在化しており、自主財源の確保に向けて一層の努力が求められています。

一方、歳出においては、社会保障や医療体制の確保に関する経費、公共施設の老朽化への適切な対応など、財政需要は増大する見込みです。

本市では、このような厳しい財政状況の中、本市の財政運営の基本姿勢である、「収支の均衡」・「債務残高の圧縮」・「将来への備え」に基づき、今後の多種多様な財政需要に対応するため、本市の独自行政評価である「加須やぐるまマネジメントサイクル」による効率的・効果的な予算編成を行うとともに、税収の増加を図ることにより、持続可能で安定的な財政運営を推進していくことが必要です。

■ 財政の見通し



※ 平成23年度から平成27年度までは、普通会計決算額

※ 平成28年度から平成32年度までは、歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績などを勘案して、財政状況の見通しについて、普通会計を推計したものです。

(3) 土地利用の方針

①土地利用の基本的な考え方

本市の秩序ある整備と発展を推進するため、既存の住宅地や集落、新たに整備された住宅地などの居住環境の保全・向上を図ります。

また、市民の消費生活を支える商業・サービス機能の集積地の活性化や工業団地・流通団地における操業環境の保全と本市の立地特性を活かした新たな産業団地の整備、市民の原風景ともなっている田園地帯の保全など、地域の特性を最大限に活用し、関東のどまんなかで埼玉県東北部に位置する中核的な都市として、地域の文化や産業を重視した総合的・計画的な土地利用を推進します。

②土地利用の方針

◆ 住居系ゾーン

既存の住宅地については地区計画や建築協定を活用しながら良好な住環境の保全に努め、新たに住宅地整備を進めている地区については土地区画整理事業などの基盤整備を行います。また、駅周辺の利便性の高い地域については、病院や社会福祉施設など、公共的な施設の立地を誘導するとともに、優良な住宅の整備によるまちなか居住を促進します。

良好な住環境を形成するため、緑化の推進など良好な景観の形成に努めます。

◆ 商業・サービス系ゾーン

駅周辺や既存の商店街など、多くの人が集まる場所において、商業やサービス機能などの集積・充実を図ります。

加須駅周辺の中心市街地は、にぎわいのある商業地として活性化を図り、その他の駅周辺地域は、地域の拠点として商業機能やサービス機能の充実を図ります。

◆ 工業・産業系ゾーン

立地を誘導している産業用地については、周辺地域との調和に配慮しながら、優れた立地特性を活かして企業誘致を推進し、早期に操業の開始を目指します。

また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジを有し、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジにも近接する立地特性を活かして、工場適地の確保と企業誘致を推進します。

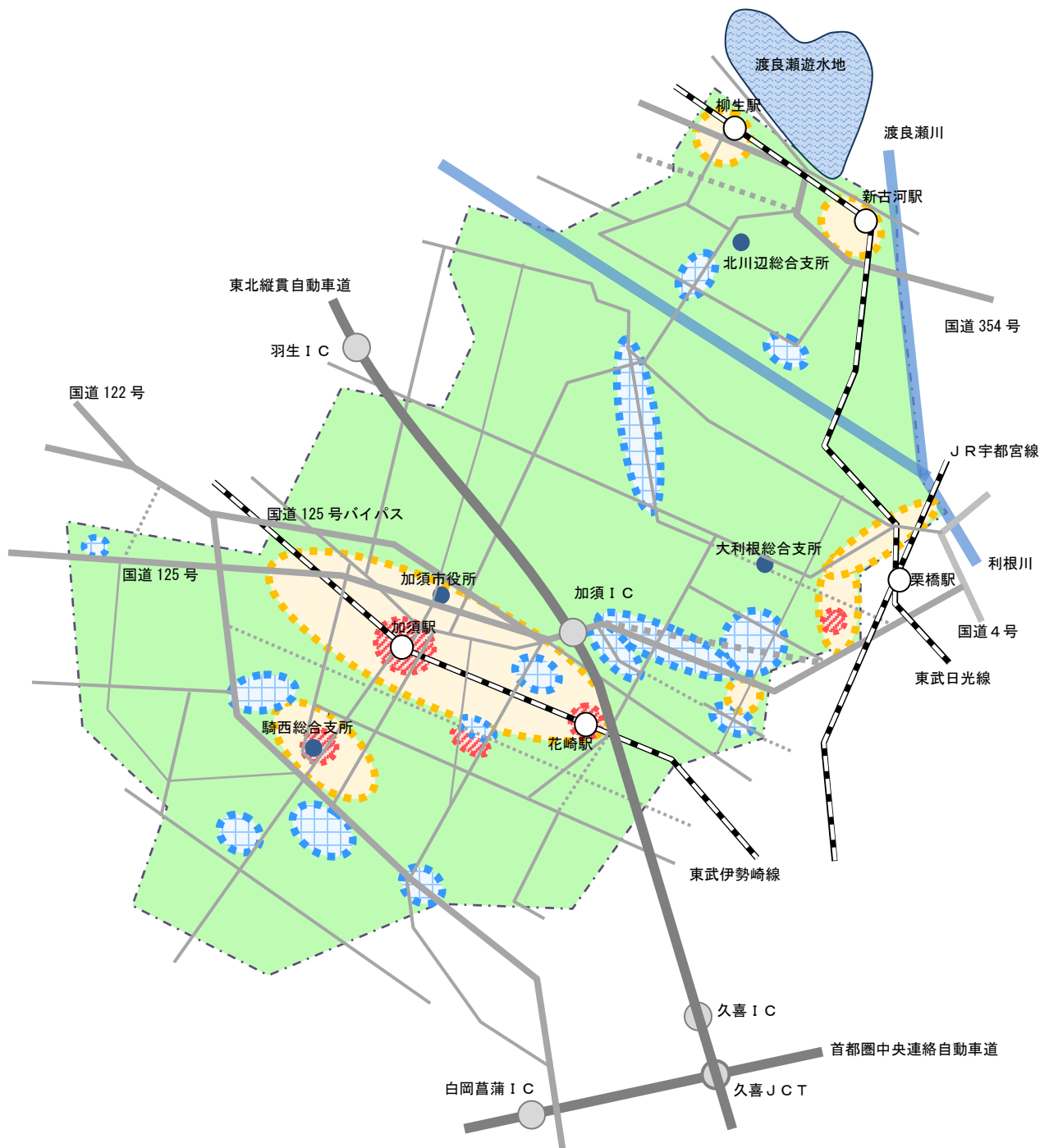
既存の工業団地や流通団地については、良好な操業環境の維持を図ります。

◆ 農業共生ゾーン

農業の振興を図りながら、自然と共生する美しい田園風景を保全するとともに、田園風景と調和したゆとりある住居地の形成を図ります。

また、都市農村交流などを促進し、農業によるにぎわいの創出を図ります。特に、肥沃な水田で生産されるコシヒカリは市場価値も高いことから、優良農地の保全に努めるなど、『加須市』のブランド価値を高めていきます。

土地利用構想図



-  住居系ゾーン
-  商業・サービス系ゾーン
-  工業・産業系ゾーン
-  農業共生ゾーン

● 本庁舎、総合支所

※道路は、既設路線を実線で、計画・構想路線を点線で表しています。

※IC：インターチェンジ
JCT：ジャンクション

4 まちづくりの基本目標

本市の将来都市像『水と緑と文化の調和した 元気都市 かぞ』を実現するためには、地域の持つ優れた資源を十分に活かし、一体化を図ることが必要です。

そのため、今後のまちづくりは、次の6つの基本目標を設定し、市民の参画と協働の下、総合的・計画的なまちづくりを推進します。

そして、市民と行政がともに自らの責任の下で、「市民との協働による真に自立した自治体経営」の実現を目指します。

また、未来を担う子どもたちをはじめ、全ての市民が家族と地域の絆を大切にしながら、「生きる力」を醸成することにより、「加須市人づくり宣言～教育大綱～」に掲げる3つの市民の姿を目指し、まちづくりの根幹を成す「人づくり」を推進します。

①健やかで豊かな心を育むまちづくり

安心して子どもを産み育て、子どもたちがのびのびと育ち、将来に希望を持って暮らせるよう、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、「日本一子どもを産み育てやすいまち」を目指すとともに、子育てしながら働くことができる社会の実現に向け、地域での子育て支援や幼児の教育・保育サービスの充実などに努めます。

また、子どもたちの個性と創造力を伸ばし、生きる力と豊かな心を育むため、学校教育の充実、地域の教育力の向上を図るとともに、青少年の健全育成を通して、未来へ繋ぐ人づくりに努めます。

さらに、市民の誰もが生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたって自ら学び続けることのできる学習環境の充実や地域固有の文化と資源を最大限に活用したまちづくりを推進します。

②健康で安心して住み続けるまちづくり

全ての市民が健康で明るく暮らせるよう、「埼玉一の健康寿命のまちづくり」を推進し、疾病対策や健康づくりなどの保健サービスや高齢者、障がい者への支援などの福祉サービスの充実にも努めます。そして、地域医療支援病院の誘致や慢性医療・救急医療のいずれにも対応した地域医療ネットワークと24時間365日いつでも救急診療が可能な体制の充実・発展を図ります。

また、市民がともに支え合う地域社会づくりを推進するとともに、社会保障制度の充実にも努めます。

さらに、年齢や個々の体力に応じたスポーツやレクリエーションを楽しみ、心身の健康を保持・増進するため、生涯スポーツを推進します。

そして、スポーツクライミングや女子硬式野球など、スポーツを通じた若者が集う地域づくりに努めます。

③安全で快適・便利なまちづくり

震災対策や治水対策等の充実など各種自然災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民との連携の下、防犯対策や空家対策、交通安全対策、消費者の安全対策を一層強化し、安全に生活できる環境づくりに努めます。

また、全ての市民に暮らしやすさが広がるよう、生活基盤の整備・充実や自然環境に配慮した計画的な土地利用と良好な市街地の形成、道路や橋りょうなどの交通網と都市環境の整備に努めるとともに

に、市民生活や産業経済活動、都市間・地域間交流などの基盤となる公共交通体系の維持・充実を図ります。

さらに、ICTを活用し、市民が便利さを実感できる身近な市役所づくりを推進します。

④豊かな自然と快適な環境のまちづくり

豊かな自然と共生する快適な環境のまちづくりを実現するため、環境学習や環境教育を推進します。恵まれた緑や水辺の保全のため、生活排水の適切な処理を推進するとともに、生物多様性の保全に努めることによる水の郷づくりを進め、豊かな自然環境との共生を目指します。

また、公害の防止を図るとともに、節電などの取組をはじめとする省エネルギーの推進や太陽光をはじめとする再生可能エネルギーによる発電の推進により、温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

さらに、「日本一のリサイクルのまち」の実現に向け、市民との協働によりごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の構築を図ります。

⑤活力ある産業のまちづくり

農業や工業、商業、観光など、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、目まぐるしく変化する社会経済情勢に的確に対応できる産業基盤の整備や企業誘致の推進、労働環境の整備に努めます。

また、農工商の連携を推進するとともに、地域ブランドの創造による地域経済の活性化を図ります。

さらに、時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚や経営意欲を尊重し、起業支援などの強化や地域間競争を克服して継続的に発展していく産業の育成を図るとともに、若者や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業支援に努めます。

⑥地域の力で自立したまちづくり

平和な社会の実現と真に自立した『加須市』の構築には、市民と行政の協働が必要です。

地域に開かれた市民参加による行政運営を一層推進するため、広報紙やホームページなど様々な媒体による行政についての広報活動を行うとともに、本市の魅力発信及びPR事業の強化を図り、より政策に密着したシティプロモーションを展開します。

市民の声を可能な限り市政に反映するため、オープン市長室や市政についての話し合いなどによるきめ細やかな広聴活動に努めます。

また、地域活動や交流事業への市民参加を促進するため、自治協力団体との密接な連携を図りながら、社会参加活動やコミュニティ活動への支援体制の強化、まちづくり活動の推進に努めます。

そして、全ての市民が人と人の絆を大切にし、お互いを思いやり、お互いの個性を認め合える地域社会を築き、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

さらに、他自治体との交流や国際理解を促進するとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成を目指します。

国や地方の財政は今後ますます厳しくなり、本市においても厳しい財政運営が予想されることから、加須市独自の行政評価である「やぐるまマネジメントサイクル」による行財政改革を一層推進するとともに、財政の中長期的な見通しと計画的で重点的な財源配分による財政の健全化に努めます。

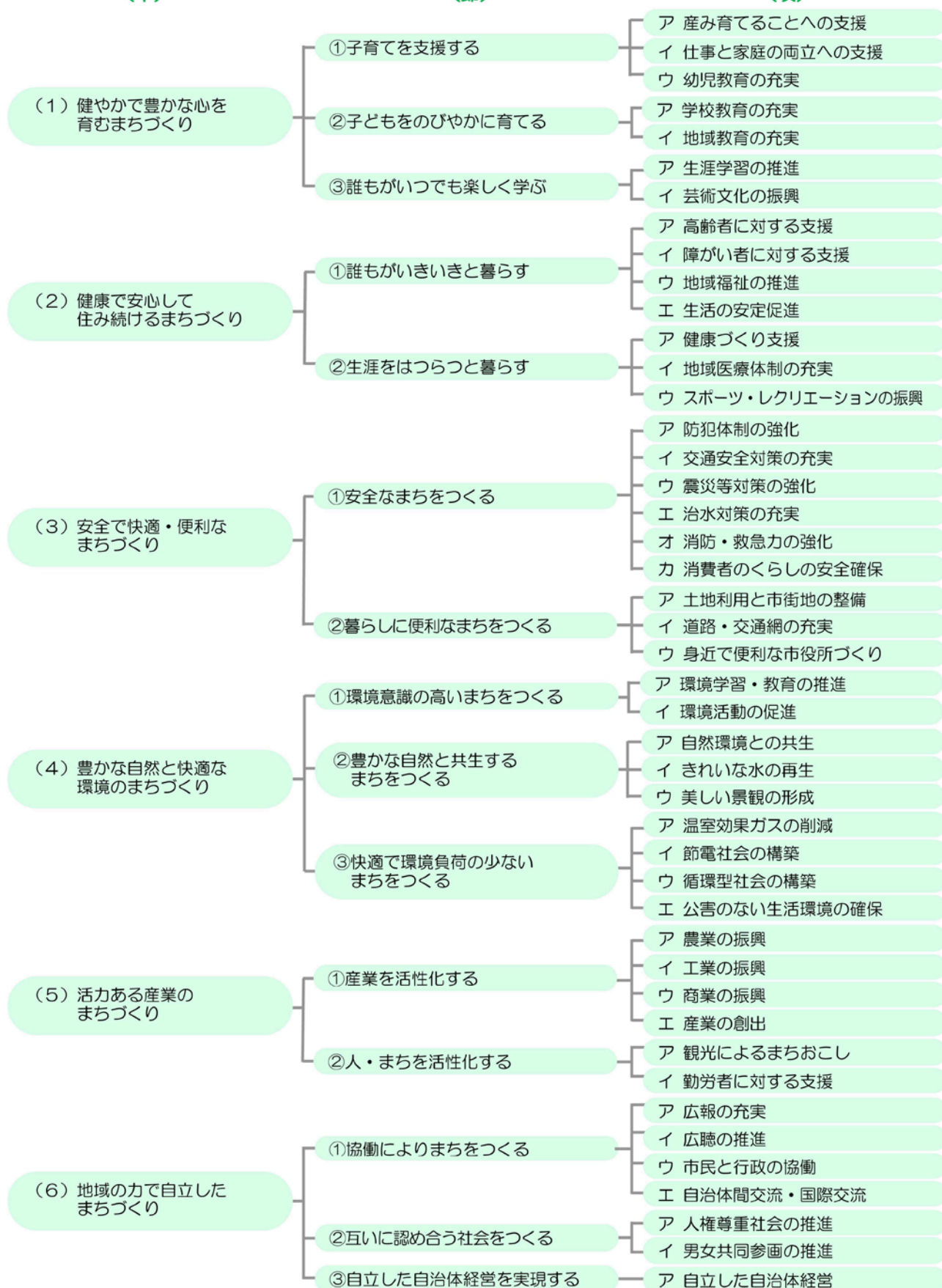
5 まちづくりの施策

■施策の体系

●まちづくりの基本目標●
(章)

●基本目標を実現するための政策●
(節)

●まちづくりの施策●
(項)



（１）健やかで豊かな心を育むまちづくり

子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、子どもからお年寄りまであらゆる世代の市民が心身ともに健康で生きがいを持って暮らせるよう、将来に夢を持てる『加須市』をつくります。

①子育てを支援する

ア 産み育てることへの支援

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、子育て家庭への支援や子育て相談・支援体制の整備充実を図ります。

また、日本一子どもを産み育てやすいまちを目指し、地域で子どもを育てていく環境づくりのため、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域における子育て体制づくりに努めるとともに、親子の健康づくりを支援します。

イ 仕事と家庭の両立への支援

子育てをしながら働くことができる社会の実現に向けて、多種多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実にも努めるとともに、保育環境の整備・充実を図り、待機児童ゼロの維持に努めます。

また、年々高まる放課後児童健全育成事業へのニーズに対応するため、必要な施設の整備・充実を図ります。



ウ 幼児教育の充実

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市内全公立幼稚園で3年保育を実施するとともに、質の高い総合的な幼児教育の提供を推進します。

また、幼稚園の多様な教育活動を広く提供するため、引き続き保護者への経済的支援を行うとともに、安心・安全に資するため公立幼稚園の再整備を図ります。

②子どもをのびやかに育てる

ア 学校教育の充実

将来を担う子どもたちの学力向上を図りながら、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性など、たくましく生きる力を育てるため、教育内容の工夫や教職員の指導力の向上に努めます。

また、ＩＣＴ教育環境の効果的な活用を推進するとともに、小・中学校の校舎、体育館の改修や改築など、安全な教育環境の整備・充実を図ります。

さらに、安全・安心でおいしい学校給食の提供及び健康教育を推進し、豊かな心と健やかな体を育みます。

イ 地域教育の充実

幼稚園、小・中学校を核に、家庭・地域社会が連携・協力して子どもの健全育成を図るため、園や学校を地域に開くとともに、地域素材の教材化や地域の歴史・文化、地域人材の活用など、地域密着型教育を推進します。

また、家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして、「加須市あいさつ運動」を推進します。

さらに、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を図り、青少年団体を育成するとともに、家庭教育の充実を推進します。



③誰もがいつでも楽しく学ぶ

ア 生涯学習の推進

文化・学習センター、公民館、図書館、コミュニティ施設などの生涯学習施設を充実・有効活用し、生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進します。

また、市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、その成果として地域社会に活かせる仕組みを整えるとともに、指導者の育成を図り、市民の生涯学習活動を促進します。



イ 芸術文化の振興

市民一人ひとりが、豊かな感性・創造力をもった芸術文化の振興を図るため、自主的な芸術文化活動・交流活動を支援します。

また、伝統行事や祭り等を保存・活用し、郷土を愛する心を育むため、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

地域固有の歴史や文化については、まちづくりの資源として活用するとともに、市民の貴重な財産として保存などに努めます。

（２）健康で安心して住み続けるまちづくり

市民一人ひとりが互いに支え合い、全ての市民が個性を最大限に活かしながら、いきいきと健やかに暮らせる安心な『加須市』をつくります。

①誰もがいきいきと暮らす

ア 高齢者に対する支援

高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを充実するため、健康の保持増進、社会参加の促進、地域での見守りや支え合いの仕組みの整備や在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、介護保険制度の適切な運営など長寿社会を支えるための高齢者支援を総合的に推進します。

イ 障がい者に対する支援

障がい者が住み慣れた地域社会において社会参加することができ、自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの充実や生活環境の整備、保健医療や福祉施設の充実、雇用機会の確保と就労の支援の充実を図ります。

また、障がい者差別の解消を市民との協働により推進するとともに、総合的な相談・支援体制の充実に努め、障害の状況や年齢など一人ひとりの状態に応じた支援策を推進します。

ウ 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくために、支え合いとノーマライゼーションの理念に基づき、福祉や介護の基盤整備を一層充実するとともに、高齢者や障がい者、子どもたちが豊かに生活できる地域福祉を推進します。

また、地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、地域住民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

エ 生活の安定促進

全ての市民が健康で安心して生活できるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定を促進します。

国民年金制度については、老後の経済的な安定のために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会構造の変化による低所得者世帯の実情も多様化しているため、生活保護法の適用については、関係機関との連携による適正な措置を講じるとともに、生活困窮世帯に対しては、子どもへの学習支援をはじめとする自立支援策の強化を推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。

②生涯をはつらつと暮らす

ア 健康づくり支援

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という「加須市健康づくり都市宣言」の下に、それぞれのライフステージにあわせた健康づくりの実践のため、生活習慣病予防や食育の推進、運動の習慣づくりの支援やこころの健康づくりの推進、歯と口の健康づくりの推進や喫煙・飲酒による健康への悪影響に関する知識の普及などの諸施策を拡充するとともに、地域医療機関との連携強化による保健と医療のバランスのとれた健康づくりを推進します。

イ 地域医療体制の充実

地域の医療環境の充実は、市民の健康の保持・増進につながります。このため、地域医療支援病院である公的医療機関の誘致に努めるとともに、医師や看護師の確保などを図ります。

また、かかりつけ医を中心とした日常的な医療を基盤として、機能分化した地域の医療機関が役割を分担しながら、ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークによる連携を強化し、市民が必要なときに必要な医療を受けられる地域医療体制の充実を図ります。

さらに、国民皆保険制度を将来にわたり安定的で持続可能なものとするために、国民健康保険と後期高齢者医療制度の健全運営を推進します。

ウ スポーツ・レクリエーションの振興

誰もがその適性や健康状態に応じて、自主的に、かつ、気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加し、活動を継続できる生涯スポーツ環境の整備を推進するとともに、指導者の育成を図ります。

また、2020年東京オリンピックの種目として追加され、注目度が一段と高まっているスポーツクライミングなどの新たなスポーツを通じ、健康の保持増進や体力の向上のための取組を推進します。

さらに、市内での大会開催を通じ、若者の交流の場をつくるとともに、総合型地域スポーツクラブの推進や学校施設などのスポーツ施設の利用拡大を図ります。



（３）安全で快適・便利なまちづくり

市民が安全を実感できる環境を整えるとともに、便利な生活を送ることのできる条件整備を推進し、全ての市民が住み続けたいと思う安全で便利な『加須市』をつくります。

①安全なまちをつくる

ア 防犯体制の強化

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援や子どもの見守り体制の整備を推進するとともに、様々な手段により犯罪の発生状況等の情報を提供します。

また、暗く危険な箇所へのＬＥＤ防犯灯の設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の放置防止や空家の活用促進を図ります。

イ 交通安全対策の充実

交通事故を防止し、安全で快適なまちづくりを実現するため、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点をおきながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、交通安全関係団体と連携し地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路の危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

ウ 震災等対策の強化

平成２３年３月に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災による経験を踏まえ、災害に備えたまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、建築物の耐震・不燃化、避難所などの整備や災害時に役立つ防災・災害知識の普及に努めます。

また、地震や火災、竜巻等の各種災害から市民の生命や身体、財産を守るため、自主防災力を高めるとともに、消防団など防災関係機関や団体と連携し、防災体制の強化を図ります。

自助・共助・公助の連携により、被害を最小化する減災への取組を推進します。



エ 治水対策の充実

台風等の水害による^{いっすい}洪水や浸水被害を防止するため、排水路・排水機場・調整池などの適正な維持管理を行うとともに、市内を流れる河川や水路の整備促進を図り、流域を含めた広域的な視点による整備に努めます。

また、市民の安全を確保するため、洪水情報等の確実な伝達に努め、水害対策を充実するとともに、国が進める利根川の堤防強化対策や広域避難地の整備などの治水事業を促進するなど総合的な治水対策に努めます。

オ 消防・救急力の強化

災害時における被害を軽減するため、消防施設の整備や消防団をはじめとする関係機関の育成、職員教育を充実するとともに、埼玉東部消防組合との連携を強化し、市民の消防に対する意識の高揚に努め、多様化する建築物や危険物施設等に対する防火指導の充実などにより、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

また、地域医療ネットワークを活用し、迅速・的確な救急搬送に努め、地域医療機関と連携した救急力の強化を図ります。

カ 消費者のくらしの安全確保

消費者のくらしの安全を確保するため、消費生活情報の提供や啓発活動を推進するとともに、消費者団体との連携や消費生活相談の充実による消費者保護に努めます。

また、市民の食生活の多様化に伴い、食に対する不安が増えていることから、食の安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、安全な食品や安全な地元農産物の流通を地域で取り組むことに努めます。

さらに、安全で安心な水道水の安定供給のため、需要の動向を的確に把握し、効率的な事業経営や計画的な施設の統廃合を推進します。

②暮らしに便利なまちをつくる

ア 土地利用と市街地の整備

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

また、若年層、中堅層の定住促進を図るため、良好な住環境を整備する土地区画整理事業や個性ある街並みや街路、公園などの市街地整備を計画的に推進します。

イ 道路・交通網の充実

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、市の一体性の確保を実現するため、国・県道の早期整備を要望するとともに、市道の幹線道路や生活道路の整備に努めます。

また、誰もが利用しやすい道路とするため、歩道の確保や段差の解消、交通渋滞の緩和など、道路環境の整備に努めます。

さらに、地域公共交通については、民間路線バスやタクシーの維持に努めながら、コミュニティバスについても必要な運行改善を実施し、市民の利便性の向上を図ります。鉄道については、関係機関に輸送力の増強を要望します。



ウ 身近で便利な市役所づくり

行政手続などの電子化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努めます。

また、日曜開庁や国による「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」を活用したコンビニエンスストアでの証明書の発行など、窓口機能の拡充や真に有効なICTの活用を検討し、市民が便利さを実感できる身近な市役所づくりを推進します。

（４）豊かな自然と快適な環境のまちづくり

環境学習や環境教育を通じて市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの変革を促し、豊かな自然環境の保全やきれいな水辺の再生、美しい景観形成を図る豊かな自然に育まれたまちづくりを推進し、環境負荷の少ない地球環境にやさしい快適な暮らしを送ることができる『加須市』をつくれます。

①環境意識の高いまちをつくる

ア 環境学習・教育の推進

豊かな自然と快適な環境のまちづくりを実現するため、市民一人ひとりが環境に配慮した生活が送れるよう、ライフスタイルの見直しを促進します。

また、学校・家庭・職場・地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結びつくよう、環境学習や環境教育を推進します。

イ 環境活動の促進

住み良い環境を実現するため、市民や事業者の自主的な環境活動を促進します。

また、環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民との協働による環境活動を推進します。

②豊かな自然と共生するまちをつくる

ア 自然環境との共生

利根川・渡良瀬川をはじめ市内を幾重にも流れる中小河川や都市近郊に残る田畑や屋敷林・雑木林、池沼など、この地域特有の豊かな水辺や緑などの自然環境やそこに生息する様々な生物種の減少を最小限にとどめるよう保全するとともに、自然観察など様々な活用ができるように努めます。

イ きれいな水の再生

日常生活に伴い排出される生活排水を適正処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水施設による排水処理の適正化とこれらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進や合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

ウ 美しい景観の形成

身近な緑や憩いの場を提供する公園緑地を整備するとともに、緑化や環境美化に努めます。

また、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。



③快適で環境負荷の少ないまちをつくる

ア 温室効果ガスの削減

地球温暖化防止のため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び自転車利用の促進や公共交通機関の利用など環境に配慮した移動手段への転換を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制に努めます。

イ 節電社会の構築

地球温暖化の防止に向けて、市民総ぐるみで、より一層の節電行動を心掛けるとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーや燃料電池などによる電力の創出を推進することで節電社会の構築を図ります。

ウ 循環型社会の構築

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフーズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rを推進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止やクリーンセンターでのごみの適正処理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。



エ 公害のない生活環境の確保

大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な環境測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業場の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

また、公害苦情に迅速に対応し、指導助言による早期解決を図るとともに、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

（５）活力ある産業のまちづくり

地域特性を活かした産業の活性化やまちおこしの促進など、市民相互の知恵を集めながら、にぎわいがあり、活力にあふれる魅力的な『加須市』をつくります。

①産業を活性化する

ア 農業の振興

農業経営の安定化・効率化を図るための農業生産基盤の整備、地域の実情に応じた農地の流動化などを総合的・計画的に推進するとともに、担い手や生産者団体の育成を図ります。

また、地域農産物の直売所の活用や地元商店と連携した地産地消の推進、農産物のブランド化などによる消費者に信頼される安全・安心な農産物の供給に努め、販路の拡大を図るほか、ＪＡほくさい等との連携により、付加価値の高い農業の確立に努めます。

イ 工業の振興

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、既存の工業団地や新たに確保する産業用地への企業誘致を推進します。

また、既存の中小企業などに対しては、経営の安定化、経営基盤の強化を支援します。

ウ 商業の振興

まちづくりの計画との整合性を図り、商業環境の変化に対応した魅力ある商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進します。

また、経営体質の強化や商工団体の育成強化など支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興や農業等と連携した商業環境づくりを推進します。

エ 産業の創出

異業種交流を促進し、農工商の協働、連携による新たな産業の創出・地域ブランドの創造を支援するとともに、地域産業の活性化に努めます。

また、創業者や新たな事業展開などを目指す企業に対し、経営基盤の安定化・高度化のための支援をします。



②人・まちを活性化する

ア 観光によるまちおこし

地域固有の豊かな自然や祭り・文化などを観光資源として積極的に活用し、各地域の観光関連施設のネットワーク化やイベント・観光情報を国内外に発信・PRすることによる本市への集客数の向上を図ります。

また、交通網の充実に伴い、本市及び周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連企業とも連携し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。



イ 勤労者に対する支援

勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援します。

また、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、若者や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

さらに、中小企業などの就業者に対する福利厚生等の充実を支援し、労働意欲の増進を図ります。

（６）地域の力で自立したまちづくり

市民と行政の協働を推進し、市民が互いに認め合う平和な社会をつくるとともに、効率的で安定的な行財政基盤を構築し、真に自立した『加須市』をつくります。

①協働によりまちをつくる

ア 広報の充実

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNSやPR動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開します。

イ 広聴の推進

市政についての話し合いや出前市長室、市長への手紙・メールなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

ウ 市民と行政の協働

自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、ボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政それぞれが責任や役割を分担しながら連携し、協働によるまちづくりを一層推進します。

さらに、情報公開を積極的に推進し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていきます。

エ 自治体間交流・国際交流

地域の特色を活かした他自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

また、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、共に生きていくことのできるまちづくりを目指します。

②互いに認め合う社会をつくる

ア 人権尊重社会の推進

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、全ての市民が人と人の絆を大切にし、それぞれの個性と能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

イ 男女共同参画の推進

男女が共に自立し、対等なパートナーとして社会参画するために、性別による固定的な役割意識の解消や男女平等の意識づくりを促進します。

また、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、家庭・地域・職場において男女が共にいきいきと

活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

③自立した自治体経営を実現する

ア 自立した自治体経営

市民との協働により真に自立した自治体経営を推進するため、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」やＩＣＴの活用など、持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう行財政改革による簡素で効率的な行財政運営を推進します。

また、市民の自主的・主体的な活動や市民と行政の協働の取組を推進し、市民主体のまちづくりを行います。



Ⅲ 基本計画

第1章

健やかで豊かな心を育むまちづくり

第1節 子育てを支援する

第1項 産み育てることへの支援

- (1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- (2) 子育て家庭への経済的支援等の充実
- (3) 子育て相談機能の充実
- (4) 地域における子育て支援と少子化対策
- (5) 親と子の健康づくりの推進

第2項 仕事と家庭の両立への支援

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 保育環境の整備・充実
- (3) 放課後児童健全育成の充実

第3項 幼児教育の充実

- (1) 教育内容の充実
- (2) 施設の整備・充実
- (3) 経済的支援の充実

第2節 子どもをのびやかに育てる

第1項 学校教育の充実

- (1) 教育指導・内容の充実
- (2) 教育環境の整備・充実
- (3) いじめ・不登校対策の充実
- (4) 学校給食の充実

第2項 地域教育の充実

- (1) 地域密着型の教育の推進
- (2) 家族・地域の絆づくりの一層の推進
- (3) 青少年の健全育成

第3節 誰もがいつでも楽しく学ぶ

第1項 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 生涯学習環境の整備・充実
- (3) 図書館サービスの充実
- (4) 子ども読書活動の推進

第2項 芸術文化の振興

- (1) 芸術文化活動の振興
- (2) 文化財の保存・活用
- (3) 「加須の偉人」の顕彰

第1項 産み育てることへの支援

基本方針

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、子育て家庭への支援や子育て相談・支援体制の整備充実を図ります。

また、日本一子どもを産み育てやすいまちを目指し、地域で子どもを育てていく環境づくりのため、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域における子育て体制づくりに努めるとともに、親子の健康づくりを支援します。

● 現状と課題

平成27年4月から、国において子ども・子育て支援新制度がスタートしたことから、本市も「加須市子ども・子育て支援計画」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に今後においても積極的に取り組んでいくことが求められます。

一方、少子化・核家族化が進行するなど、子育てを取り巻く環境も変化している中、安心して子どもを産み育てるためには、手当の支給や医療費の助成、三世帯同居のための経済的な支援をはじめ、子育てに関する情報の提供や相談など様々な支援が必要です。

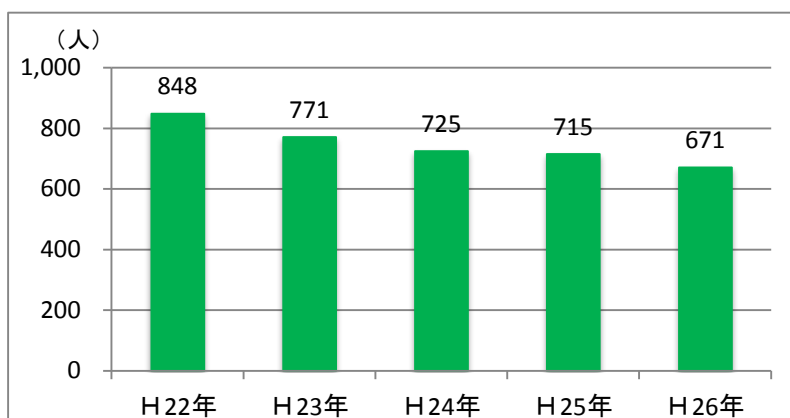
また、子どもの発育・発達や育児について、不安を抱える親が増えているため、子育ての孤立化を防ぐとともに、親の育児不安の軽減を図ることが必要です。

さらに、身近な地域で子育て支援ができる子育て支援拠点の機能強化や各機関の連携強化を図り、地域の絆づくりを進めるとともに、親と子が健康な生活を送れるよう、親子の健康づくりを推進することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市子ども・子育て支援計画	27-31	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要なこども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画

図 加須市の出生数の推移



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

● 具体的な施策

（１）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

結婚支援、不妊治療助成、妊婦健診助成、産後支援ヘルパーの派遣、こんにちは赤ちゃん訪問、赤ちゃんの駅の設定など、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実し、合計特殊出生率の上昇を図ります。

（２）子育て家庭への経済的支援等の充実

子育て中の家庭が経済的にゆとりをもって子育てができるよう、子育て支援医療費や各種手当の支給などの経済的支援をはじめ、ひとり親家庭などの就業支援、自立に向けた相談体制の整備、子育てに関する情報提供など、子どもの健やかな成長を応援する各種支援の充実を図ります。

また、祖父母・親・子・孫による三世代以上が相互に支え合いながら生活することを支援するため、三世代以上で同居する家族に対し、住宅の増改築等の費用の補助や固定資産税の優遇措置を実施するなどの三世代ふれあい家族応援事業を推進します。

（３）子育て相談機能の充実

家庭児童相談室や保健センター、子育て支援拠点などにおける家庭児童相談員、保健師、小児科医などによる子育て相談事業や支援体制の充実を図ります。

（４）地域における子育て支援と少子化対策

主任児童委員や母子愛育会などによる地域での子育ての支援を促進するとともに、子育て支援に関する団体やサークルなどと連携し、遊びを通じたふれあいや三世代交流などの事業を推進します。

また、児童虐待の未然防止や要保護児童の早期発見に努めるとともに、保護者への適切な支援を図るため、児童虐待防止等ネットワークを活用し、児童の健全育成対策を推進します。

さらに、子育て支援ネットワークを強化するとともに、子育て支援センターや子育てサロンなどの親子が集える場の充実を図ります。

（５）親と子の健康づくりの推進

子どもの健やかな成長を促進するため、乳幼児健診や予防接種を実施するとともに、親の育児不安の軽減と乳幼児の健全な発達支援を促すため、育児健康相談や幼児発達支援を実施するなど、親と子の健康づくりを推進します。

● 協働のまちづくり

地域での子育て支援を充実するため、地域活動団体や育児サークルなどの活動を促進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
合計特殊出生率	1.04 (平成 26 年)	1.27	合計特殊出生率＝15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数。
不妊治療による妊娠者数	14 人	20 人	不妊治療費助成申請者のうち妊娠者数
妊婦健診の受診率	96.2%	100%	
要見守り世帯のうち生活が安定した世帯数	15 世帯	15 世帯	虐待防止ネットワーク実務者会議で取り扱ったケースのうち、生活が安定した世帯数
3～4 か月児健診受診率	96.5%	100%	
子育て支援センター・子育てサロンの数	32 か所	38 か所	

第2項 仕事と家庭の両立への支援

基本方針

子育てをしながら働くことができる社会の実現に向けて、多種多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、保育環境の整備・充実に図り、待機児童ゼロの維持に努めます。

また、年々高まる放課後児童健全育成事業へのニーズに対応するため、必要な施設の整備・充実に図ります。

● 現状と課題

核家族や共働き世帯などの増加によって、子育てと仕事を両立させるために低年齢児の保育所への入所希望者が増加するなど、保育ニーズは変化しています。今後も、保育所の待機児童ゼロを維持するためには、保育環境を整備・充実させていくことが重要です。

また、保育に対するニーズが時代とともに多様化してきています。現在、市では長時間保育や一時保育、病後児保育、低年齢児保育、障がい児保育などを実施していますが、今後も多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実が求められます。

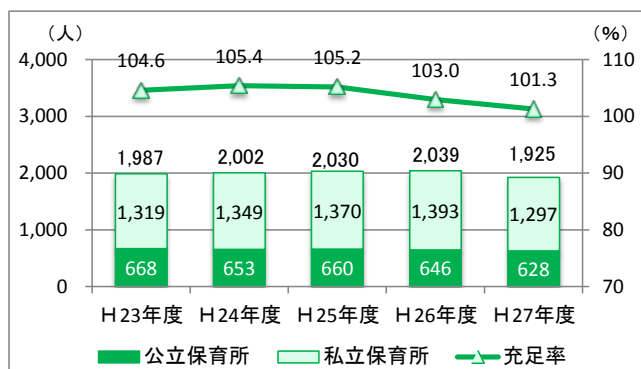
さらに、加須地域と騎西地域の公立保育所は、いずれも築後30年以上が経過し、老朽化が進行していることから、「加須市公立保育所再整備計画」に基づく施設整備が必要です。

放課後児童健全育成事業については、年々高まる学童保育へのニーズに対応するため、より利用しやすい環境となるよう様々な角度から検討するとともに、公立放課後児童健全育成事業においては、施設の整備・充実に図り、受入対象学年を6年生まで拡大していくことが必要です。

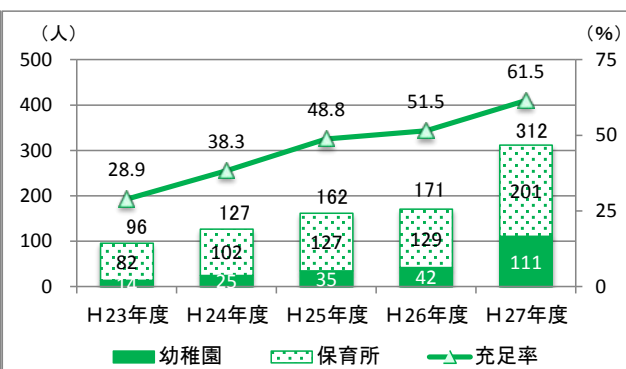
● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市子ども・子育て支援計画	27-31	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要なこども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画

■ 保育所入所児童数と充足率



■ 認定こども園入園児数と充足率



資料：保育幼稚園課

● 具体的な施策

（１）保育サービスの充実

仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、夜間保育など働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

民間保育所等については、長時間保育や病後児保育などの特別保育に対して、必要な財政支援を継続し、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

公立保育所については、加須地域での〇歳児保育をはじめ、長時間保育や一時保育などの保護者ニーズに応えられるよう継続的に保育士の確保に努めます。

（２）保育環境の整備・充実

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、保育環境の整備・充実を図ります。

民間保育所等については、今後も保育需要に対して中心的な役割を担ってもらうため、施設整備に必要な財政支援を継続します。

公立保育所については、民間保育所の補完的な役割を担うこととし、「加須市公立保育所再整備計画」に基づき、今後の児童数の推移等をみながら、計画的な整備を図ります。

（３）放課後児童健全育成の充実

公立放課後児童健全育成事業については、平成 29 年度から対象を 6 年生まで拡大するため、実施施設の整備を図るとともに、運営の改善など事業の充実を図ります。

民間放課後児童健全育成事業については、安定的なサービスの提供を図るため、必要な財政支援を継続します。

● 協働のまちづくり

民間保育所や父母会などと協働し、児童の健全な育成に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
保育所等の待機児童数	〇 人	〇 人	
保育所等の定員数	2,170 人	2,321 人	各公立・民間保育所等の定員数の合計
放課後児童健全育成事業の定員数	1,286 人	1,560 人	各公立・民間学童保育室の定員数の合計

第3項 幼児教育の充実

基本方針

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市内全公立幼稚園で3年保育を実施するとともに、質の高い総合的な幼児教育の提供を推進します。

また、幼稚園の多様な教育活動を広く提供するため、引き続き保護者への経済的支援を行うとともに、安心・安全に資するため公立幼稚園の再整備を図ります。

● 現状と課題

子ども・子育て支援新制度の施行により、子育ては社会保障の一貫として捉えられ、支給認定に基づき、就学前児童の教育・保育の給付が行われています。

幼児期は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育への関心が高まっています。

そこで、幼児の健やかな成長に資するための環境として、公立幼稚園における3歳児保育へのニーズに対応するため、全園で3年保育を実施します。

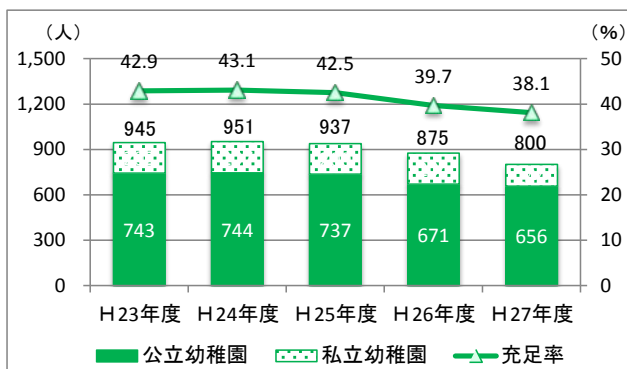
また、公立幼稚園については、耐震化・大規模改修工事を順次実施してきましたが、まだ、耐震の基準を満たしていない園や老朽化している園があります。このため、「加須市公立幼稚園再整備計画」を策定し、施設整備を図ることが必要です。

さらに、質の高い幼児教育を保障するとともに、幼児教育に係る保護者負担の軽減に向けた取組の充実が求められます。

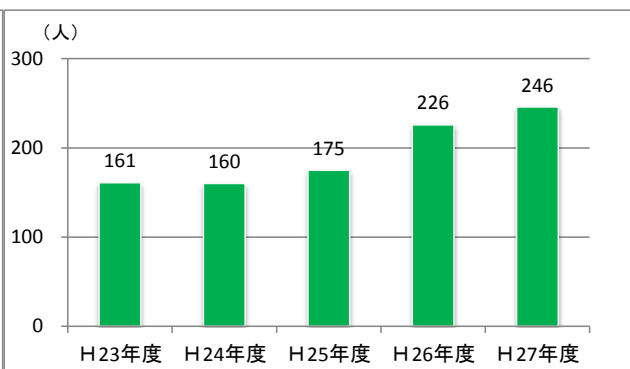
● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	27-	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市子ども・子育て支援計画	27-31	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要な子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画

■ 入園児数と充足率



■ 私立幼稚園就園奨励費補助対象者数



資料：保育幼稚園課

● 具体的な施策

（１）教育内容の充実

小学校就学前の児童が、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むことができるよう、教育のスタートである幼児教育については、子どもの未来を切り拓く教育の基礎となることから、きめ細やかな対応に努め、教育内容の充実を図ります。

また、公立幼稚園での3歳児保育のニーズに対応するため、公立幼稚園全園で3年保育を実施します。

さらに、幼児・児童生徒間の交流、異年齢集団による活動を通して、豊かな人間性や社会性を育む、保・幼・小・中の一貫した教育の推進を図ります。

（２）施設の整備・充実

適正な幼児教育の提供に資するため、老朽化した騎西地域の幼稚園、耐震の基準を満たしていない加須地域の幼稚園等について、「加須市公立幼稚園再整備計画」を策定し、計画的に再整備を図ります。

（３）経済的支援の充実

小学校就学前の児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、引き続き市民税非課税世帯の保育料を無料とするとともに、一定の所得制限を設けた上で、兄・姉の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料とします。

また、ひとり親世帯も、多子世帯と同様の条件の下に、第1子は半額、第2子以降は無料とします。

さらに、子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園を利用する方への幼稚園就園奨励費についても、同様の保護者負担となるよう支援し、幼児教育を希望する家庭の経済的支援の充実を図ります。

● 協働のまちづくり

P T A、幼稚園応援団などと協働し、児童の健全な育成に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
公立幼稚園の耐震化率	87.5%	93.8%	
幼稚園就園奨励費補助園児数	246 人	260 人	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園が対象

第1項 学校教育の充実

基本方針

将来を担う子どもたちの学力向上を図りながら、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性など、たくましく生きる力を育てるため、教育内容の工夫や教職員の指導力の向上に努めます。

また、ICT教育環境の効果的な活用を推進するとともに、小・中学校の校舎、体育館の改修や改築など、安全な教育環境の整備・充実を図ります。

さらに、安全・安心でおいしい学校給食の提供及び健康教育を推進し、豊かな心と健やかな体を育みます。

● 現状と課題

学力の向上や特色ある教育を目指し、「学びのすすめ」、「心の教育」の充実と「規範意識」の醸成を重点課題に設定し、個に応じた指導や指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、特別支援教育の充実を図っています。

一人ひとりの児童生徒が確かな学力や豊かな心を着実に身に付けることは、これからも最も重要な課題であり、指導方法の工夫・改善による教育内容の一層の充実とともに、障害のある子どもたちへのきめ細やかな支援の充実が必要です。

教育施設の整備と安全対策については、情報教育の充実や安全・安心の視点に立った小・中学校の建物の改修、耐震化などに取り組んでいます。

地域密着型の教育や特色ある教育の推進が求められる中、保護者や市民に信頼される教育の実現に向けて、ICT教育環境の効果的な活用を推進するとともに、教育施設の計画的な修繕・改修や耐震化を図ることが必要です。

いじめ・不登校問題については、教育相談体制などの充実により対応に努めていますが、今後も、いじめ・不登校問題の解消を図ることが必要です。

学校給食については、地元農産物を利用した安全・安心な給食の提供に努めていますが、今後も、学校給食センターを適切に管理・運営し、子どもたちの健康づくりを推進していくことが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人づくり宣言～教育大綱～	27ー	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市子ども・子育て支援計画	27-31	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう必要なこども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画
加須市公立学校施設整備方針	23ー	市立の小学校、中学校、幼稚園について、新築・増築工事や改築工事、大規模改造工事、耐震補強工事、主要な設備の改修工事を計画的に実施するための方針

■平成27年度埼玉県学力・学習状況調査結果（教科）※「割合」は県の平均正答率に対する市の平均正答率の割合 単位：％

学 年	小4	小5	小6	市平均	県平均	割合	中1	中2	中3	市平均	県平均	割合
国 語	60.8	72.1	65.8	66.2	67.9	97.5	68.1	65.4	61.3	64.9	67.0	96.9
算数・数学	64.2	63.3	56.1	61.2	64.3	95.2	56.9	48.0	43.2	49.4	51.6	95.7
英 語								66.5	59.5	63.0	68.1	92.5

埼玉県学力・学習状況調査は、小学4・5・6年生及び中学生を対象に、児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握することで、教育施策や指導の工夫・改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育の推進を目的に実施する。 資料：学校教育課

● 具体的な施策

（１）教育指導・内容の充実

子どもたちの確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を図るために指導方法の工夫改善、教職員の指導力の向上を目指し、総合的な学力向上対策に取り組めます。

また、保護者、地域の多様化する教育的ニーズに応えるため、特別支援教育、幼稚園教育、保・幼・小中一貫教育等のさらなる充実を図ります。

（２）教育環境の整備・充実

ＩＣＴ機器を活用して情報活用能力を育成するとともに、「わかる・楽しい授業」を目標とした授業改善に取り組み、授業の質の向上を図ることで確かな学力の向上に努めます。

また、安全や安心に資するため、老朽化した教育施設の計画的な修繕・改修や耐震化を推進します。

（３）いじめ・不登校対策の充実

小・中学校における不登校問題の解消といじめ撲滅を目指し、「不登校問題対策委員会」や「いじめ問題対策連絡協議会」の活用と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などの教育相談体制の充実に努め、全ての児童生徒が楽しく、安心して学校に通える環境を整備します。

（４）学校給食の充実

学校給食を３センター体制で実施し、施設の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、給食の質の向上を図ります。また、学校給食を通じて地産地消の拡大に努め、子どもたちの健康づくりの推進を図ります。

● 協働のまちづくり

学校・家庭・地域と協働し、子どもたちの「生きる力」を育みます。
また、地域の人材を活用した教育活動の充実を図ります。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
「埼玉県学力・学習状況調査」の 県平均正答率に対する市の平均 正答率の割合（小学校）	96%	100%	
「埼玉県学力・学習状況調査」の 県平均正答率に対する市の平均 正答率の割合（中学校）	95%	100%	
小学校施設の大規模改造工事实 施率	70%	76.7%	大規模改造工事実施棟数/大規模改造 工事が必要な棟数×100
不登校児童の割合（小学校）	0.12%	0%	
不登校生徒の割合（中学校）	2.11%	0%	
学校給食の地場産野菜利用率（米 飯は地場産米使用）	10.9%	15%	

第2項 地域教育の充実

基本方針

幼稚園、小・中学校を核に、家庭・地域社会が連携・協力して子どもの健全育成を図るため、園や学校を地域に開くとともに、地域素材の教材化や地域の歴史・文化、地域人材の活用など、地域密着型教育を推進します。

また、家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして、「加須市あいさつ運動」を推進します。

さらに、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を図り、青少年団体を育成するとともに、家庭教育の充実を推進します。

● 現状と課題

学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもの育成に取り組む体制づくりを目指す「学校いきいきステーション」の取組を全ての幼稚園、小・中学校で推進しています。

各幼稚園、小・中学校における「学校いきいきステーション」では、それぞれの実態に応じた学習、安全・安心、環境整備などについて、家庭や地域の方々による「学校（幼稚園）応援団」の支援が必要であり、その充実が求められています。

また、地域教育には家庭だけでなく、青少年健全育成団体や地域ボランティアなどの関わりが不可欠であり、家庭教育など各種講座の充実や絆運動の啓発などが必要です。

家族・地域の絆推進運動への取組として、その基本運動の一つである「加須市あいさつ運動」を積極的に推進しています。市内全域で運動を展開するため、今後も一層の充実を図ることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	27ー	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画

■ 学校応援団の例



読み聞かせの応援団



見守りの応援団



稲刈りの応援団

資料：学校教育課

● 具体的な施策

（１）地域密着型の教育の推進

学校の一層の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校いきいきステーションの充実と学校・家庭・地域、関係機関が一体となった子どもの健全育成を推進します。また、市立幼稚園における幼稚園応援団活動や小・中学校の学校応援団活動の一層の充実に努めます。

さらに、中学生が市内の事業所において、職場体験することを通して人とのふれあいや働くことの意義を学ぶ機会の充実を図ります。

（２）家族・地域の絆づくりの一層の推進

家族・地域の絆推進運動を展開する中、あいさつ運動を通して幼児・児童生徒の心の教育の推進や地域の防犯意識の高揚、心のふれあうまちづくりを推進し、地域の教育力をさらに高め、地域の絆をさらに深めます。

また、「親の学習講座」、「家庭教育学級」、「就学前子育て講座」の開催や関係団体と連携した絆推進運動を啓発し、家庭や地域での絆づくりに対する取組の充実と支援を図ります。

（３）青少年の健全育成

地域で子どもを育てる機運の醸成と地域の教育力の向上を図るため、各地域で活動する青少年健全育成団体や地域ボランティアへの支援と連携を一層強化し、地域と一体となった青少年の健全育成を推進します。

● 協働のまちづくり

市立幼稚園、小・中学校における学校いきいきステーションの組織と協働し、幼稚園・学校応援団による支援を充実します。また、学校・家庭・地域の協働による加須市あいさつ運動を通して、子どもたちの豊かな心を育成します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
学校応援団に登録する市民の数	4,638 人	4,700 人	
幼稚園応援団に登録する市民の数	209 人	220 人	
「就学前子育て講座、親の学習講座、家庭教育学級」の延べ参加者数	1,887 人	2,215 人	
少年の主張、講演会の観客来場人数	521 人	600 人	
非行防止に取り組む地域活動実施延べ回数	6,581 回	6,961 回	

第1項 生涯学習の推進

基本方針

文化・学習センター、公民館、図書館、コミュニティ施設などの生涯学習施設を充実・有効活用し、生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進します。

また、市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、その成果として地域社会に活かせる仕組みを整えるとともに、指導者の育成を図り、市民の生涯学習活動を促進します。

● 現状と課題

生涯学習に関する市民ニーズが高度化・多様化し、学習機会のより一層の充実が求められる中で、生涯学習は、豊かな人間性を育み、人々の交流やコミュニティづくりに重要な役割を担っています。いつでも、どこでも、誰でも自由に学び、その学習成果を活かした生涯学習を推進するため、学習活動の裾野を広げていくとともに、活動拠点施設、学習機会などの充実が必要です。

図書館については、4館体制の下、それぞれが持つ特性や役割、機能を十分に発揮し、相互に連携・協力しながら一体的な運営を行っています。今後も引き続き、利用者の拡大や図書館サービスに関する幅広い市民のニーズに対応するためには、蔵書の充実や利用者に応じた図書館サービスの一層の充実をはじめ、図書館の在り方について検討することが必要です。

また、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、その推進が求められます。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	27-	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市生涯学習推進計画	24-28	学習機会の拡充や学習情報の提供、学習相談の充実、自主学習活動の支援など、市民の学習活動を支援する環境整備についての計画
加須市子ども読書活動推進計画	25-29	子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、各施策における、子どもの読書活動推進に関する計画
加須市立図書館運営指針	24-	図書館の今後の基本的なあり方を示すとともに、図書館サービスや運営についての指針

■ 市民学習力レジャセミナー等の開催状況

- ・平成27年度市民学習力レジャセミナー 54セミナー開催
- ・平成27年度シニアいきいき大学 全10単位（各学部）開催
- ・平成27年度生涯学習セミナー 16セミナー開催
- ・平成27年度公民館講座 135講座開催

「脳を活性化する囲碁講座」の様子



資料：生涯学習課

● 具体的な施策

（１）生涯学習機会の充実

市民への学習参加のきっかけづくりと活動を支援するため、市民学習力レッジセミナーや生涯学習セミナー（講座）の充実を図ります。

また、60歳以上の方の学習ニーズに応えるとともに、その力を社会に活かし、高齢社会を明るく活力に満ちたものとするため、シニアいきいき大学の充実を図ります。

（２）生涯学習環境の整備・充実

施設利用者の利便性や安全性、学習環境の向上を図るため、必要な施設整備を行うとともに、老朽化した公民館の再整備について検討します。

（３）図書館サービスの充実

図書館サービスに関する市民の多様なニーズに対応するため、市内4館をはじめ、他の公共図書館や関係機関との連携・協力を推進し、図書館サービスの充実を図ります。また、特色のある図書館づくりを推進するとともに、蔵書の充実を図ります。

（４）子ども読書活動の推進

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、図書館はもとより、学校・家庭・地域との連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。

● 協働のまちづくり

生涯学習ボランティア（生涯学習市民企画委員会）との協働による生涯学習プログラムを充実するとともに、市民講師など地域のリーダーを養成し、生涯学習を通じた活力あるまちづくりを推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
公民館や文化・学習センターでの講座の受講者数	14,519 人	15,000 人	
市民学習力レッジセミナーの受講者数	3,538 人	4,050 人	
シニアいきいき大学の生徒数	156 人	166 人	
市民一人当たりの図書の貸出冊数	5.43 冊	5.62 冊	

第2項 芸術文化の振興

基本方針

市民一人ひとりが、豊かな感性・創造力をもった芸術文化の振興を図るため、自主的な芸術文化活動・交流活動を支援します。

また、伝統行事や祭り等を保存・活用し、郷土を愛する心を育むため、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

地域固有の歴史や文化については、まちづくりの資源として活用するとともに、市民の貴重な財産として保存などに努めます。

● 現状と課題

市民一人ひとりが優れた芸術文化に親しみ、触れる機会を提供することで、地域に根ざした郷土の芸術文化に親しむ活動や教養を高めることが期待できることから、市民が芸術文化に対する関心と興味を持つことができる環境を充実することが必要です。

現在、私たちに継承されている歴史や伝統文化は、各地域に歴史民俗資料や文化財として残されています。しかし、その形成基盤となった社会情勢や環境が大きく変化していく中で、民俗行事は衰退し、史跡・天然記念物などは滅失していく危機に瀕しています。この貴重な文化財や伝統文化を後世に伝えるため、その調査・保護を行い、保存継承している市民・団体の活動を支援し、さらに市民が広く知り、深く理解するように努めていくことが必要です。また、埋蔵文化財は、郷土を知るために欠かせないものであり、過去の歴史を現代に伝える貴重な遺産であることから、住宅等の開発に当たっては、適切に対応することにより、今後も保存と活用に努めることが求められます。

様々な功績を遺した、加須市ゆかりの人物7名を「加須の偉人」として紹介するパネル展やそれぞれの偉人の功績をたたえる偉人顕彰イベントを開催しています。また、加須市合併3周年を記念し、市民と協働で制作した加須市郷土かるたを活用し、地域の伝統、文化、歴史に触れながら郷土「加須市」をさらに知っていただくため、小学校等の参加の下、毎年「加須市郷土かるた大会」を開催しています。

若者をはじめ多くの市民の誇りや愛着心を育み、さらなる郷土愛の醸成を図るため、これらの事業に取り組むことが求められます。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	27ー	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画

■市内の指定文化財(195件)

平成28年3月現在

国指定文化財 2件		市指定文化財 185件	
重要文化財	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	史 跡	利根川堤防決壊口跡及び記念碑など
重要無形民俗文化財	玉敷神社神楽	天然記念物	オニバス自生地 など
県指定文化財 8件		無形民俗文化財	南大桑の獅子舞 など
史 跡	万葉遺跡(古河の渡し)など	有形文化財	下總皖一肉筆楽譜 など
天然記念物	加須の浮野とその植物 など	有形民俗文化財	十三仏塔 など
有形文化財	木造阿弥陀如来立像		

資料：生涯学習課

● 具体的な施策

（１）芸術文化活動の振興

市民が主体となった芸術文化活動を支援するため、文化・学習センターにおいて、アーティストのコンサートや県展出品作品の展示などを行い、多くの市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供します。

また、各地域の公民館等で文化祭を開催し、市民が芸術文化に触れたり、自らの作品を披露したりできる機会を創出します。

さらに、市内各地域のまちかどや空き店舗等を活用しながら、郷土の芸術家や小学生等の作品を展示し、市民が気軽に芸術作品に触れ合える環境を提供します。

（２）文化財の保存・活用

市内の文化財や民俗資料、伝統文化を保存・活用するために文化財の調査や資料の収集を行い、必要に応じて保護・修理を行います。保護・継承活動を行う所有者や保護団体に対し、その保護・継承を支援します。さらに、加須市郷土かるた大会を開催し、市民の郷土愛の醸成を図ります。

また、市内の文化財等を、騎西郷土史料展示室や北川辺郷土資料館で展示するとともに、インターネット上に構築した「加須インターネット博物館」で紹介し、文化財説明板の設置やパンフレットの刊行、文化財めぐりなどを行い、広く普及啓発を図ります。

（３）「加須の偉人」の顕彰

イベントやパネル展示を行い、斎藤与里、河野省三、田中正造、下總皖一、若林玭蔵、谷山豊、田口和美の7名の偉人の功績を顕彰するとともに、後世に伝え、市民の郷土愛の醸成を図ります。

● 協働のまちづくり

文化関係団体が実施する自主事業への支援を行い、市民と協働で行う芸術文化の振興を図ります。

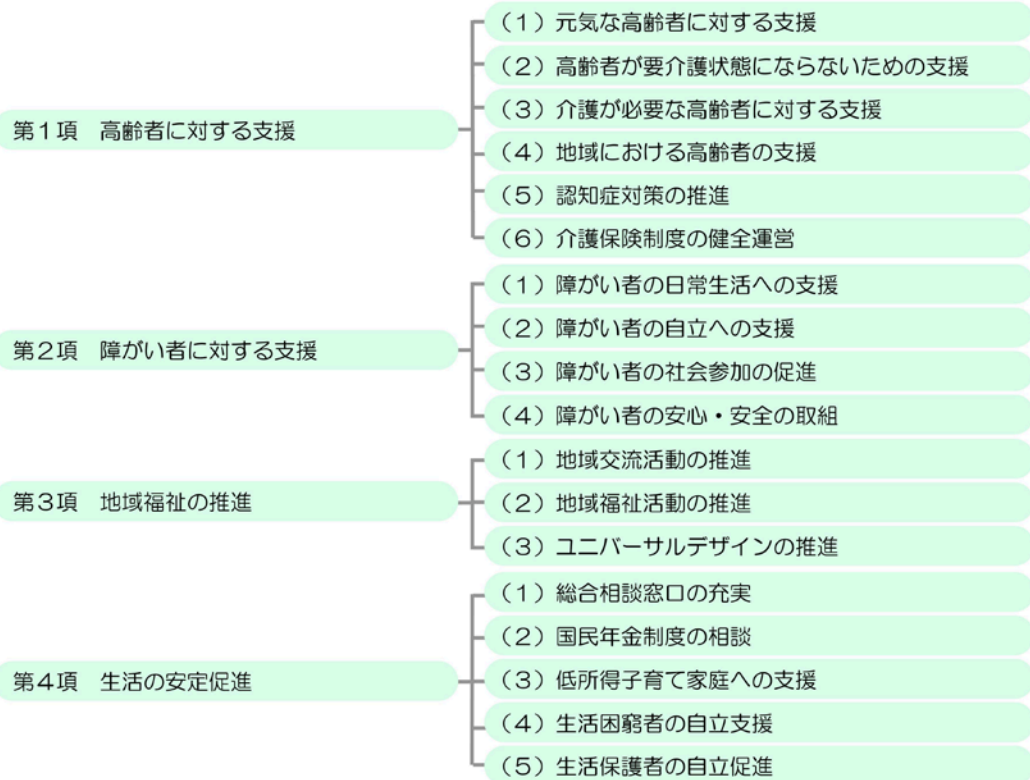
● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
各地域文化祭の来場者数	16,830 人	20,400 人	
各地区公民館の文化祭来場者数	9,979 人	10,200 人	
インターネット博物館のアクセス回数	10,616 回	10,830 回	
郷土資料館の来館者数	3,042 人	3,165 人	

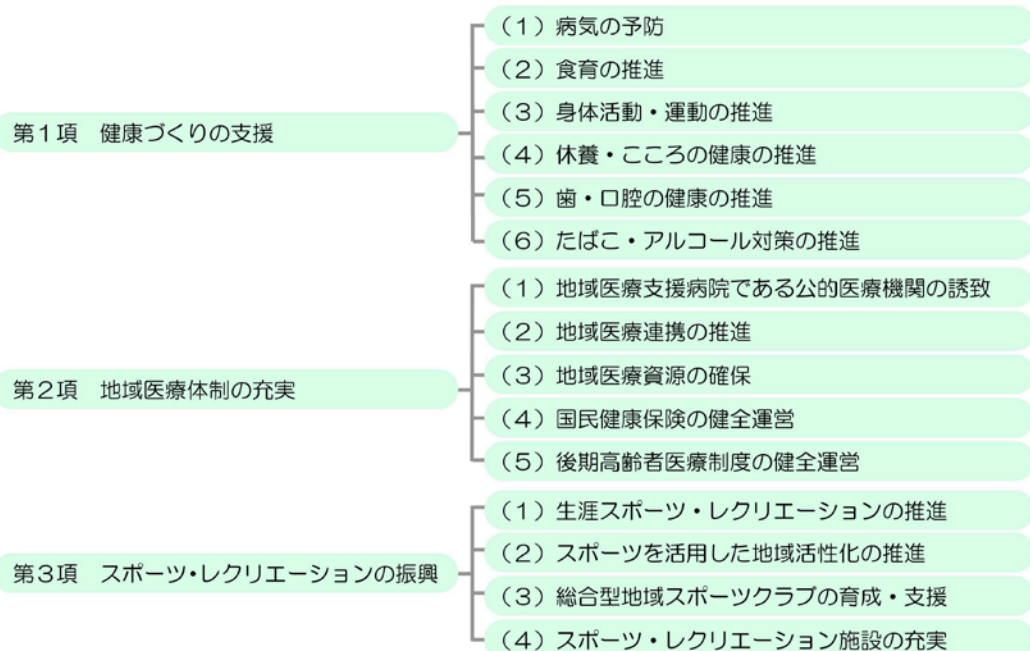
第2章

健康で安心して住み続けるまちづくり

第1節 誰もがいきいきと暮らす



第2節 生涯をはつらつと暮らす



第1項 高齢者に対する支援

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを充実するため、健康の保持増進、社会参加の促進、地域での見守りや支え合いの仕組みの整備や在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、介護保険制度の適切な運営など長寿社会を支えるための高齢者支援を総合的に推進します。

● 現状と課題

本市の高齢化率は25%を超え、今後もひとり暮らしや認知症の高齢者が増え続けることが見込まれることから、高齢者一人ひとりの状態に合わせ、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。そして、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者支援の担い手として元気な高齢者をはじめとする多様な層の参画が求められています。

住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズは高いことから、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を促進するとともに、在宅医療・介護連携を推進することが必要です。

元気な高齢者に対しては、心身ともに健康で暮らし続けるために必要な活動に対する支援などが求められています。

一方、要介護状態になるおそれのある元気あつが高齢者等に対しては、その人らしく自立して暮らせるよう生活機能の維持・改善を図る介護予防を中心とした取組（新しい「総合事業」等）が必要です。

また、介護が必要な高齢者の増加によって介護給付費の増加が見込まれることから、介護保険制度の安定した運営が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市高齢者支援計画 （加須市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）	27-29	高齢者の福祉サービスとその提供体制などに関する計画と介護保険給付対象サービスや地域支援事業の見込量とその確保策及び制度の円滑な実施に関する計画を地域包括ケアの考え方に基づき総合的に推進する計画

■高齢者支援計画による推計人数

	平成27年度末	平成29年度
高齢者人口（65歳以上）	29,538人	30,377人
高齢化率	25.9%	27.2%
後期高齢者人口（75歳以上）	12,845人	13,407人
後期高齢化率	11.3%	12.0%
要介護・要支援認定者数	4,205人	4,921人

資料：高齢者福祉課

● 具体的な施策

（１）元気な高齢者に対する支援

高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、自立した生活を継続するために、高齢者ふれあいサロンの設置箇所の拡大、老人クラブ活動の支援、グラウンドゴルフ等の生涯スポーツ、シニアいきいき大学等の生涯学習など各種活動への参加を促進するとともに、シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者の就労の場の確保等に努めます。

また、健康診査の受診率やインフルエンザ、肺炎球菌ワクチン予防接種の接種率の向上などを図り、健康寿命の延伸を目指します。

（２）高齢者が要介護状態にならないための支援

要介護状態になるおそれのある高齢者（元気あつが高齢者、要支援 1・2 の方）に対する、通所型や訪問型等の介護予防・日常生活支援サービス（新しい「総合事業」）の充実を図り、参加のきっかけづくりや働きかけの強化により、地域包括ケアシステムを充実し、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう支援します。

（３）介護が必要な高齢者に対する支援

要介護状態の高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護の連携を推進します。

また、介護保険給付と負担（介護保険料）のバランスを考慮しつつ、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備促進などにより施設入所待機者の解消に努めます。さらに、在宅で要介護者を介護する家族等への支援を充実します。

（４）地域における高齢者の支援

地域における日常的な高齢者支援の促進と誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。地域住民、自治協力団体、民生委員、各種団体などと協働し、見守り、声かけ、日常生活の軽度な支援などを実施する「高齢者を地域で支え合う」仕組みづくりを拡大し、団体間の連携を図ります。

（５）認知症対策の推進

認知症予防を推進するとともに、認知症になった場合でも本人や家族が地域で安心して暮らしているよう、認知症対策を総合的に推進します。

（６）介護保険制度の健全運営

高齢者や要介護認定者の増加が見込まれる中で、介護サービス等の給付と保険料負担のバランスを考慮しながら、健全かつ円滑な事業運営に努めます。

● 協働のまちづくり

社会福祉協議会や自治協力団体、民生委員、ボランティアなどと協働し、高齢者の見守りや声かけなど地域における日常的な高齢者支援などによる誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
要介護等認定率	14.3%	15.5%	要介護等認定者数/第 1 号被保険者 (65 歳以上) 数×100
ふれあいサロン設置数	98 箇所	109 箇所	
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 接種率（65 歳）	17.6%	50%	

第2項 障がい者に対する支援

基本方針

障がい者が住み慣れた地域社会において社会参加することができ、自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの充実や生活環境の整備、保健医療や福祉施設の充実、雇用機会の確保と就労の支援の充実を図ります。

また、障がい者差別の解消を市民との協働により推進するとともに、総合的な相談・支援体制の充実に努め、障害の状況や年齢など一人ひとりの状態に応じた支援策や差別の解消を推進します。

● 現状と課題

発達障害、高次脳機能障害への適切な支援や対応が法律で明確化され、身体・知的・精神の障害の種別にかかわらず、必要とする障害福祉サービスなどが利用できるようになりました。本市においても、ニーズの変化に対応しつつ、事業所の不足や偏在の解消に努めてきましたが、まだ十分ではありません。関係の団体や施設に働きかけ、必要なサービスを身近な地域で利用できるよう、引き続き環境の充実を図ることが必要です。

働く意欲や能力のある障がい者に対しては、自立した生活の基盤となる就労を支援するため、障がい者の能力や適性に応じた就労の場を確保することが必要です。

また、発達障害の早期発見のため、子どもやその保護者に対しての相談や支援の充実を図ることが必要です。

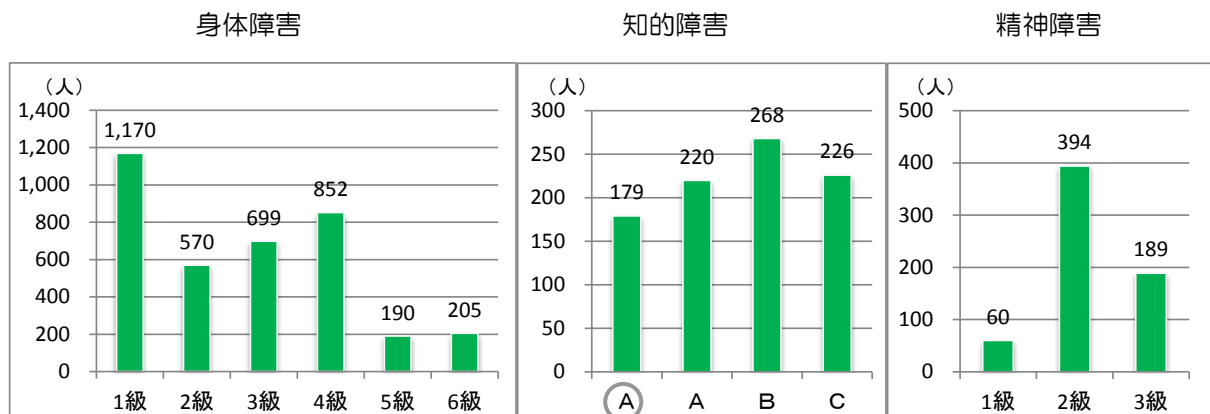
障がい者が自立した日常生活を営むためには、自立と社会参加を促進する環境づくりとともに、各種障害に配慮した情報提供やコミュニケーション手段を確保できる体制づくりが必要です。

さらに、障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障がい者の人権を擁護するための法律の整備が進んでおり、全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現が強く求められています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市障害者計画及び障害福祉計画（第4期）	27-29	障害者福祉に関する施策の方向性を示す障害者計画と各種障害福祉サービスなどの見込量を示す障害福祉計画を一体的に策定した計画

■ 障害者手帳所持者数（平成28年3月31日現在）



資料：障がい者福祉課

● 具体的な施策

（１）障がい者の日常生活への支援

誰もが住み慣れた地域や居宅で自立した生活ができるよう、グループホームや居宅介護、就労支援等のサービス提供体制の充実を図り、一人ひとりがその必要とするサービスを自ら適切に選択できるよう、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。また、障害の発生予防・早期発見・早期治療による障害の軽減や障がい者が地域で適切な医療サービスが受けられ、安心して生活が送れるように、保健・医療の充実を図ります。

（２）障がい者の自立への支援

障がい者が自立した生活が送れるよう就労機会の充実に努めるとともに、一般就労が困難な障がい者のために福祉的な就労の場を確保します。また、障がい者が自分の能力を最大限に発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう障害や能力に応じた教育の充実を図ります。

（３）障がい者の社会参加の促進

障がい者の文化・スポーツ活動や障がい者が地域の中で積極的に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。また、地域交流、ふれあいの場づくりなどを推進するとともに、広報・啓発活動や障がい者自身による活動やこれを支えるボランティアや支援活動団体等との協働による支援の充実を図り、社会参加のための環境整備に努めます。

（４）障がい者の安心・安全の取組

障害のあることを理由とする差別の解消や権利擁護に向けて、制度の周知・普及に積極的に取り組みます。また、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めるとともに、ＩＣＴを活用した緊急時用サービスの普及・定着を図り、あわせて災害時要援護者登録を促進することにより、被災時においても障害の特性に配慮した支援が受けられ、安心して避難生活が送れるよう福祉避難所の整備を進めます。

● 協働のまちづくり

障がい者団体の活動を支援するとともに、市民、地域社会、企業などが役割を分担し、共に力を合わせて取り組んでいける社会づくりを推進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
障害福祉サービス等事業所数	33 箇所	40 箇所	
各相談支援事業所への相談件数 (加須市民)	1,710 件	1,826 件	北埼玉障害者生活支援センターや指定 特定相談支援事業所等において実施す る障がい者（児）等に対する相談件数
北埼玉障がい者就労支援センタ ー利用者の就職率（加須市民）	35.8%	36%	
障がい者スポーツ交流事業参加者数	287 人	300 人	

第3項 地域福祉の推進

基本方針

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくために、支え合いとノーマライゼーションの理念に基づき、福祉や介護の基盤整備を一層充実するとともに、高齢者や障がい者、子どもたちが豊かに生活できる地域福祉を推進します。

また、地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、地域住民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

● 現状と課題

少子化や長寿化の進行、家族形態や個人のライフスタイルの多様化などによって、地域での相互扶助機能が低下傾向にある一方、地域の連携や支え合いへの関心が高まっています。今後も、地域で活動する社会福祉協議会や民生委員・児童委員などによる活動を支援するとともに、地域ごとの福祉活動やボランティア活動を促進していく必要があります。

市では、公共施設などにおいて誰もが安心して快適に自立した生活を送れるようなまちづくりを進めてきました。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが生活しやすい環境を整えるためには、ハード面の整備だけでなく、情報、教育、文化、市民の意識などあらゆる分野でノーマライゼーションの理念に基づく事業の推進が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域福祉計画	24-28	地域福祉推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

■ユニバーサルデザイン7原則

ユニバーサルデザイン 7 原則は、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターのロン・メイスらにより提唱されました。（日本語訳 古瀬敏ほか）

- 1 誰にでも公平に利用できること
- 2 使う上で自由度が高いこと
- 3 使い方が簡単ですぐわかること
- 4 必要な情報がすぐに理解できること
- 5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7 アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

資料：社会福祉課

● 具体的な施策

（１）地域交流活動の推進

地域福祉団体の活動やボランティア活動を支援するとともに、市民との協働による地域福祉を推進します。

また、ちょこっとおたすけ絆サポート事業等の運営を支援し、地域での支え合い（特定の地区内での支え合いを含む。）を推進します。

（２）地域福祉活動の推進

本市の地域福祉計画と社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画の一体的な推進を図りながら、地域福祉活動の推進役である社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市民による地域福祉活動や社会福祉に関する情報の提供、ボランティア活動の支援に努めます。

（３）ユニバーサルデザインの推進

公共施設などの現状を把握し、県と連携した建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野でのノーマライゼーションを推進します。

● 協働のまちづくり

市民や民間団体と行政が協働し、新たな支え合い（共助）の仕組みをつくります。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
ふれあい懇談会参加者数	444 人	500 人	
バリアフリー化した公共施設改修工事等の箇所数（累計）	19 箇所	35 箇所	
地域通貨発行事業・サポーター登録数	80 人	200 人	高齢者や障がい者、育児中の方など日常生活で困っている方をお手伝いする「おたすけサポーター（有償ボランティア）」の登録者数
「ちょこっとおたすけ絆サポート券」利用売上額	34,907 千円	37,500 千円	「ちょこっとおたすけ絆サポート券」利用時の買物金額の平均×利用枚数

第4項 生活の安定促進

基本方針

全ての市民が健康で安心して生活できるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定を促進します。

国民年金制度については、老後の経済的な安定のために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会構造の変化による低所得者世帯の実情も多様化しているため、生活保護法の適用については関係機関との連携による適正な措置を講じるとともに、生活困窮世帯に対しては、子どもへの学習支援をはじめとする自立支援策の強化を推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。

● 現状と課題

景気の低迷やひとり親世帯の増加等により、生活保護の相談や申請件数が増えています。また、生活に困窮する人の増加や近所づきあいの希薄化等による社会的孤立が問題となるなど、様々な課題を抱える人への総合的な取組が求められています。

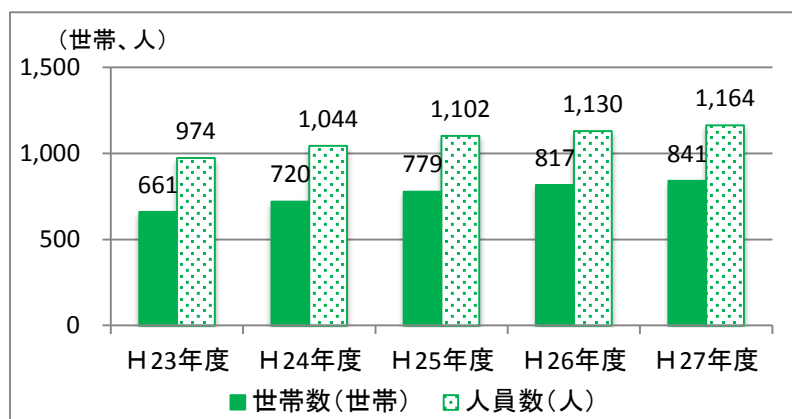
そのような中、全ての国民の生活を維持するために基礎年金を支給する国民年金制度がありますが、その財源は保険料によって維持されています。少子化・長寿化に伴う保険料の上昇や景気低迷による未納者の増加が見込まれるため、無年金者とならないために効果的な対策を講じることが必要とされています。

また、低所得のひとり親家庭や生活困窮者には、子どもの貧困対策推進法や生活困窮者自立支援法など様々な法や制度を活用し、地域の中で安心して暮らせるような支援が必要です。さらに、生活保護受給者には就労支援や職業訓練を実施するなど、生活の自立に向けた総合的な対策が求められています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域福祉計画	24-28	地域福祉推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

■生活保護世帯及び保護人員の推移



資料：社会福祉課

● 具体的な施策

（１）総合相談窓口の充実

家庭児童相談をはじめ、高齢者や障がい者等に関する相談など、各種相談事業と連携を図り、相談者の利便性を考慮し、情報とサービスの拠点として相談の充実を図ります。

（２）国民年金制度の相談

国民年金の資格取得や請求などに関する市民の身近な窓口として、自営業・農業の方などからの相談や受付を行うとともに、保険料の免除・猶予制度の周知など、年金事務所との連携により、円滑な業務を推進します。

（３）低所得子育て家庭への支援

低所得の母子家庭等、ひとり親家庭が経済的にゆとりをもって子育てができるよう、子育て支援医療費や各種手当の支給、母子家庭等の自立に向けた就業支援等の相談体制の整備、保育料の軽減、子育てに関する情報提供など各種支援に向けた事業を実施します。

（４）生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業をはじめ、就職活動を支えるための家賃費用を一定期間給付する住居確保給付金、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言を行う学習支援事業を実施します。

（５）生活保護者の自立促進

被保護者の自立促進を図るため、福祉事務所の就労支援相談員やハローワークの就労支援員のほか、民生委員・児童委員、その他関係機関等と連携し、生活保護者等就労自立促進事業を活用し、求職と求人のマッチングを行い、就労促進活動に取り組み、経済的な自立を支援します。また、自分で自分の健康面や生活面の管理を行うなど、日常生活における自立促進のため、健康管理支援対策について、関係機関との連携により実施します。

● 協働のまちづくり

社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関と協働し、生活保護受給者を地域で孤立させないための取組に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
日曜年金相談利用者数（年間）	96 人	120 人	
被保護世帯への就労支援による自立者数（年間）	18 人	18 人	
学習支援事業参加者（中学 3 年生）の高校進学率	89%	100%	
自立支援計画達成率	40%	100%	

第1項 健康づくり支援

基本方針

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という「加須市健康づくり都市宣言」の下に、それぞれのライフステージにあわせた健康づくりの実践のため、生活習慣病予防や食育の推進、運動の習慣づくりの支援やこころの健康づくりの推進、歯と口の健康づくりの推進や喫煙・飲酒による健康への悪影響に関する知識の普及などの諸施策を拡充するとともに、地域医療機関との連携強化による保健と医療のバランスのとれた健康づくりを推進します。

● 現状と課題

本市では、市民がいつまでも健康で元気に暮らすことができるよう、平成24年度を「健康寿命元年」と位置付け、「埼玉一の健康寿命のまち」の実現に向けて、健康・予防から疾病対策まで、健康状態に応じ、連続した取組を市民とともに推進しています。

元気で家族などの世話になることなく、日々の生活が送れる年数を示す「健康寿命」の延伸は重要な課題であり、そのためには糖尿病などの生活習慣病の予防とともに、介護予防の充実を図っていくことが必要です。

生活習慣病の予防のためには、特定健診やがん検診などの分かりやすい周知と受けやすい環境整備などの受診率向上対策が、介護予防のためには、筋力アップトレーニングや骨粗しょう症予防などの取組が有効です。そして、生活習慣病予防と介護予防に共通する取組として、健康講座や健康相談、訪問指導などの充実を図ることや、かぞ健康マイレージなど市民が楽しみながら健康づくりに取り組める仕組みづくりが必要です。

また、休養・心の健康、歯・口腔の健康やたばこ・アルコール対策の推進なども必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市健康づくり推進計画	28-32	市民が健康な生活を送るため、個人、地域社会、行政が一体となった健康づくりを総合的に推進する計画
加須市歯と口の健康づくり基本計画	27-32	体全身の健康につながる「歯と口の健康づくり」のため、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基本的な方針や目標を定めた計画

■65歳からの健康寿命と県内順位

(単位：年、位)

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26
健康 寿命	男性	16.64	16.80	16.98	16.81	16.78	16.95
	女性	20.33	20.54	20.54	20.38	20.18	20.15
順位	男性	25	22	24	34	35	31
	女性	4	2	2	5	8	15

資料：埼玉県衛生研究所

● 具体的な施策

(1) 病気の予防

特定健診やがん検診などの分かりやすい周知と受診しやすい環境整備を行い、市民が自らの健康状態を知る機会を提供するとともに、健康講座や健康相談、訪問指導などを行い、食事や運動などの生活習慣の改善や早期治療など、市民が「自分の健康は自分で守る」ことができるよう支援します。

(2) 食育の推進

健康食メニューの開発・普及や食の恵み・食べる喜びを味わうスローフード運動に取り組むなど食生活を改善することによって、生活習慣病の予防を推進します。

また、食育を通じて、心の豊かさや家族のつながりを促進するとともに、加須らしい食文化・食生活を次世代へ継承します。

(3) 身体活動・運動の推進

筋力アップトレーニングや健康づくりウォーキング、各種スポーツ教室の開催などを通して、市民が日常生活の中で歩くことや積極的に体を動かすことを心がけるとともに、家族や仲間と楽しく体を動かす機会を増やし、自分にあった運動ができるよう支援します。

(4) 休養・こころの健康の推進

こころの健康づくり、健康づくり地域交流、生涯学習などによるいきがづくりへの支援を通じ、休養・こころの健康づくりを推進します。

(5) 歯・口腔の健康の推進

歯と口の健康づくりに関する意識向上、自分の歯を大切にする生活習慣の実践、歯と口の健康づくりを支え、守るための事業者との連携・協力を図り、体全身の健康につながる歯と口の健康づくりを推進します。

(6) たばこ・アルコール対策の推進

たばこによる健康被害、適切なアルコール量などの周知を図るとともに、これらの対策の充実に努めます。

● 協働のまちづくり

「埼玉一の健康寿命のまち」推進部会ワーキンググループの市民委員、地域の愛育班員や食生活改善推進員などとともに、健康寿命を延ばすよう取り組みます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
肺がん検診受診率	16.7%	50%	
特定健診受診率	26.9%	60%	
ヘルシークッキング参加者数	661 人	700 人	
体力年齢若返り	8.1 歳	10 歳	筋力アップトレーニング事業における体力測定の結果
こころの健康相談利用率	44%	80%	こころの健康相談利用者数÷こころの健康相談枠数×100
成人歯科検診受診者の平均機能歯数(20~64 歳)	27.6 本	28 本	
公共施設で敷地内禁煙を実施している施設の割合	48.3%	100%	

第2項 地域医療体制の充実

基本方針

地域の医療環境の充実は、市民の健康の保持・増進につながります。このため、地域医療支援病院である公的医療機関の誘致に努めるとともに、医師や看護師の確保などを図ります。また、かかりつけ医を中心とした日常的な医療を基盤として、機能分化した地域の医療機関が役割を分担しながら、ICTを活用した地域医療ネットワークによる連携を強化し、市民が必要なときに必要な医療を受けられる地域医療体制の充実に努めます。

さらに、国民皆保険制度を将来にわたり安定的で持続可能なものとするために、国民健康保険と後期高齢者医療制度の健全運営を推進します。

● 現状と課題

厳しい医療環境の中、埼玉県地域保健医療計画や地域医療構想などとの整合を図りながら、地域医療支援病院である公的医療機関の誘致や医療従事者や医療施設などの医療資源の確保に取り組み、医療提供体制の維持、強化を図る必要があります。

また、身近な「かかりつけ医」と医療機能の向上を図る地域の中核病院などが、ICTを活用して患者の医療情報を共有しながら連携し、市民に切れ目のない医療を提供する「地域医療ネットワークシステム（とねっと）」を一層普及させる必要があります。

さらに、安心して適切な医療が受けられるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度の健全な財政運営に努めるとともに、医療保険制度の充実に努める必要があります。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市健康づくり推進計画	28-32	市民が健康な生活を送るため、個人、地域社会、行政が一体となった健康づくりを総合的に推進する計画
加須市特定健康診査等実施計画	25-29	特定保健指導を適切に実施し、被保険者の健康づくりを推進するため、特定健診等の実施体制を明らかにした計画

■ 加須市の救急医療体制の現況（平成28年4月1日現在）

初期 （軽症）	小児	休日小児科診療	休日（11月～翌年3月）及び祝日（通年）の小児患者に対応	市内1病院4診療所（小児科専門医） 中田病院/加藤こどもクリニック/つのだ小児科医院/福島小児科医院/ともながこどもクリニック
	成人	夜間・休日救急診療 在宅当番医制	夜間・休日の心疾患などに対応 休日の患者に対応	市内2救急告示病院 中田病院/十善病院
第二次 （重症）	小児	夜間・休日病院群輪番制	夜間・休日の入院や手術を要する重症患者に対応	東部北地区（※）2病院（小児科専門医） 土屋小児病院（久喜市）/小児科中核拠点病院（24時間365日体制）/済生会栗橋病院（久喜市）
	成人			東部北地区（※）9救急告示病院 中田病院/秋谷病院（幸手市）/新久喜総合病院（久喜市）/済生会栗橋病院（久喜市）/白岡中央総合病院（白岡市）/蓮田病院（蓮田市）/羽生総合病院（羽生市）/東埼玉総合病院（幸手市）/堀中病院（幸手市）
第三次 （重篤）		救命救急	一刻を争う重篤な救急患者に対応	県内8救命救急センター 川口市立医療センター（川口市）/獨協医科大学越谷病院（越谷市）/さいたま赤十字病院（さいたま市）/埼玉医科大学総合医療センター（川越市）/防衛医科大学校病院（所沢市）/埼玉医科大学国際医療センター（日高市）/深谷赤十字病院（深谷市）/自治医科大学附属さいたま医療センター（さいたま市）<小児救命救急センター>埼玉医科大学総合医療センター小児救命救急センター（川越市） （参考）済生会栗橋病院（久喜市）：地域救急センター

※東部北地区…加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の6市2町

資料：医療体制推進課

● 具体的な施策

（１）地域医療支援病院である公的医療機関の誘致

地域医療支援病院である公的医療機関の市内誘致に努め、高度急性期あるいは急性期疾患に対応できる医療提供体制を構築します。

（２）地域医療連携の推進

医療情報の提供や市民講座の開催などを通じて、かかりつけ医の普及や地域医療ネットワークシステム（とねっと）を活用した医療情報の共有化などを図り、かかりつけ医と医療診断センター、中核病院などの連携を推進します。

また、医療と介護との連携を推進し、在宅医療・介護サービス提供体制の強化を図ります。

（３）地域医療資源の確保

医師や看護師などの医療従事者の確保や、特に整備が必要な産婦人科や救急科の市内開設を促進するための支援を行います。また、休日在宅当番医制や病院群輪番制、夜間診療体制など救急医療をはじめとする医療提供体制の強化を図ります。

さらに、医療診断センター及び国民健康保険北川辺診療所を適切に運営します。

（４）国民健康保険の健全運営

国民健康保険事業の健全運営を推進するために、医療費などの給付と税負担のバランス等を考慮し、毎年度、保険税を含めた事業運営の検証を行うとともに、特定健診・特定保健指導の受診率向上など、加入者の疾病予防や健康増進により医療費の抑制に努めます。

また、平成 30 年度からの国民健康保険の広域化に向けて円滑な移行を図ります。

（５）後期高齢者医療制度の健全運営

高齢者が安心して医療を受けられるようにするために、円滑な事業運営を推進するとともに、国の制度改正に適切に対応します。

また、健康診査の受診率の向上に努め、疾病の予防と早期発見により、医療費の抑制を図ります。

● 協働のまちづくり

地域の医療を守り育てていくために、市民、医療関係者及び市の三者が、お互いに理解を深めながら一体となって推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
医療連携ネットワークに参加する市民の数	12,125 人	25,000 人	
市内の産婦人科医療機関数	1 か所	2 か所	
市内の医療機関に勤務する看護師及び准看護師数	394 人	430 人	現状値は平成 26 年 12 月 31 日時点
国民健康保険税収納率（現年度分）	92.9%	93.0%	

第3項 スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

誰もがその適性や健康状態に応じて、自主的に、かつ、気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加し、活動を継続できる生涯スポーツ環境の整備を推進するとともに、指導者の育成を図ります。

また、2020年東京オリンピックの種目として追加され、注目度が一段と高まっているスポーツクライミングなどの新たなスポーツを通じ、健康の保持増進や体力の向上のための取組を推進します。

さらに、市内での大会開催を通じ、若者の交流の場をつくるとともに、総合型地域スポーツクラブの推進や学校施設などのスポーツ施設の利用拡大を図ります。

● 現状と課題

市ではスポーツ推進委員による自主事業を促進し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興に努めてきました。市民の健康の保持増進や体力の維持向上を図るため、地域性を活かしたスポーツ教室の開催や各競技団体と連携し、事業の充実を図ることが必要です。また、現在取り組んでいるスポーツクライミングや女子硬式野球をはじめとするスポーツを活用した地域活性化のより一層の推進が求められます。

総合型地域スポーツクラブはスポーツ教室やイベント等を開催するなど積極的に活動していますが、会員数が伸び悩むなどの課題を抱えています。今後、クラブの魅力やメリットなどを市民に周知するとともに、自主的運営に向けた支援が必要です。

市では、小学校や中学校の体育施設を市民に開放し、いつでも、どこでも気軽にできるグラウンドゴルフなどのスポーツやレクリエーションを親しめる場の提供に努めています。市内公共スポーツ施設を安全なスポーツ・レクリエーションの場として提供していくため、定期的な点検と計画的な整備が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	27-	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市スポーツ推進計画	24-33	市民一人ひとりが自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある生活を営むことを目的として、生涯スポーツを総合的に推進するための計画



加須こいのぼりマラソン大会



全国高等学校女子硬式野球選抜大会



KAZO クライミングカップ

資料：スポーツ振興課

● 具体的な施策

（１）生涯スポーツ・レクリエーションの推進

子どもから高齢者まで、誰もがスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう各種団体やスポーツ推進委員などと連携し、スポーツ教室などを開催し、生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

また、スポーツクライミングなど新たなスポーツを通じた健康保持増進や体力向上のための取組の推進、長寿社会に対応したグラウンドゴルフの一層の普及推進に努めます。

（２）スポーツを活用した地域活性化の推進

スポーツクライミングや女子硬式野球、トライアスロン、自転車競技などの全国・世界規模のスポーツ大会が本市で開催できるよう、今後も関係競技団体と連携を図ります。

また、これらの大会を継続的に誘致・開催することにより、国内外からより多くの若者が集い、競い合い、交流を深める場をつくり、人の流れを呼び込むことで、交流人口を増やし地域の活性化を図ります。

（３）総合型地域スポーツクラブの育成・支援

現在、活動中の総合型地域スポーツクラブの育成や活動支援を行うとともに、新たなクラブの設立に向けた必要な支援に努め、地域で子どもから高齢者までの多世代において、その時々に応じたスポーツに親しめるよう推進します。

（４）スポーツ・レクリエーション施設の充実

市内の各種公共スポーツ・レクリエーション施設の適正な管理に努めるとともに、市民が安全で快適に利用できるよう施設の整備・充実に努め、施設の利用促進を図ります。

また、旧県立騎西高校をスポーツ活動の拠点として整備するための検討を埼玉県とともに進めます。

● 協働のまちづくり

市内のスポーツ団体や地元の大学・高等学校などと協働し、大会やスポーツ・プログラムの企画・立案、指導者の育成、人材発掘を図り、市民の生涯スポーツを促進します。

また、施設の維持・管理については、市民と協働し、適正な維持管理に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
スポーツ教室参加人数	741 人	900 人	
総合型地域スポーツクラブの設置数	2 クラブ	4 クラブ	各地域に 1 クラブ
体育館、運動公園施設の年間利用者数	627,812 人	630,000 人	
学校体育施設年間利用者数	193,149 人	214,000 人	
学校体育施設開放利用者団体登録数	249 団体	295 団体	

第3章

安全で快適・便利なまちづくり

第1節 安全なまちをつくる

第1項 防犯体制の強化

- (1) 防犯組織の体制整備
- (2) 防犯意識の高揚
- (3) 防犯環境の整備
- (4) 空家対策の充実

第2項 交通安全対策の充実

- (1) 交通安全意識の向上
- (2) 道路交通環境の整備
- (3) 道路交通秩序の維持
- (4) 交通事故被害者支援の推進

第3項 震災等対策の強化

- (1) 防災意識の普及啓発
- (2) 危機管理体制の確立
- (3) 防災体制の充実・強化
- (4) 災害時要援護者の支援
- (5) 被災者への支援
- (6) 建築物の耐震化の促進

第4項 治水対策の充実

- (1) 洪水対策の整備推進
- (2) 県管理河川、土地改良区管理水路の整備促進
- (3) 利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進
- (4) 減災対策の推進
- (5) 水防体制の充実

第5項 消防・救急力の強化

- (1) 広域消防体制の充実
- (2) 消防団活動の充実
- (3) 救急体制の充実
- (4) 消防・救急に対する意識の高揚

第6項 消費者のくらしの安全確保

- (1) 消費生活の安全・安心の確保
- (2) 安全で安心な食品・農産物の供給
- (3) 安全な水道水の安定的な供給

第2節 暮らしに便利なまちをつくる

第1項 土地利用と市街地の整備

- (1) 土地利用の計画的推進
- (2) 都市整備の計画的推進
- (3) 居住環境の向上と定住の促進

第2項 道路・交通網の充実

- (1) 国・県道の整備促進
- (2) 幹線市道の整備
- (3) 生活道路の整備
- (4) 道路環境の維持・向上
- (5) 公共交通の維持・充実
- (6) 橋りょうの整備促進

第3項 身近で便利な市役所づくり

- (1) 窓口サービスの向上
- (2) 情報基盤の活用と個人情報の保護
- (3) 電子市役所の推進

第1項 防犯体制の強化

基本方針

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援や子どもの見守り体制の整備を推進するとともに、様々な手段により犯罪の発生状況等の情報を提供します。

また、暗く危険な箇所へのLED防犯灯の設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の放置防止や空家の活用促進を図ります。

● 現状と課題

これまで、自治協力団体を母体とする自主防犯活動や地域一体となった子どもの見守り体制の推進、防犯関係団体と連携した啓発や情報提供活動、防犯性に配慮した施設整備などの取組により、本市における刑法犯の発生件数は着実に減少しています。

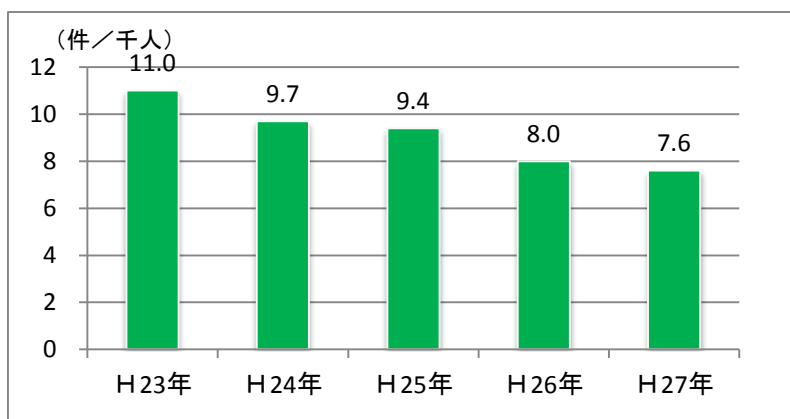
しかしながら、市民の身近なところで起こる自転車の盗難などの犯罪はいまだ多く発生しており、手口が巧妙化する高齢者を狙った振り込め詐欺や、増え続けている空家のうち、地域の生活環境に著しく悪影響を与える管理不全な空家等の対策など、新たな課題への対応強化が必要です。

さらに、日頃から市民一人ひとりが犯罪から身を守る行動を促すために、警察署と連携した迅速・的確な情報の提供が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進計画	29-33	「市」、「市民」、「事業者」及び「土地建物所有者」などの協働による市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、必要な施策を総合的に推進するための計画
加須市空家等対策計画	28-32	市内の空家の適正管理と利活用促進を具体的に進めていくため、国の基本指針に即し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画

■人口1,000人当たりの刑法犯発生件数



資料：加須警察署

● 具体的な施策

（１）防犯組織の体制整備

地域の防犯力の強化を図るため、自主防犯組織の設立・活動を支援します。

また、子どもたちを犯罪から守るため、民間組織と連携した青色回転灯装備車両によるパトロールを実施するほか、地域一体となった見守り体制の推進に努めます。

（２）防犯意識の高揚

警察署との連携を強化し、犯罪発生情報などを「防災行政無線」や「かぞホッとメール」を活用し、迅速に情報発信を行うとともに、市ホームページや広報紙などで犯罪情報の提供を図ります。

（３）防犯環境の整備

地域の暗く危険な箇所を解消するため、防犯灯の整備を推進します。

また、公共空間における防犯性の向上のため、防犯カメラの設置や道路、公園の適正な施設管理に努めます。

（４）空家対策の充実

加須市空家等対策計画に基づき、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家への指導等を行うほか、空家所有者等の利活用方向が決まらず放置されている空家の活用促進などに努めます。

● 協働のまちづくり

自主防犯組織などと協働し、犯罪に関する情報の共有などを通じて防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の強化に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
人口 1,000 人当たりの犯罪発生 件数	7.6 件	6.4 件	5年間で 15%減少
自主防犯組織の組織率（自治協力 団体数ベース）	69.3%	80.0%	
問題のある空家の改善数	—	400 件	空家実態調査で「問題あり・やや問題あり」と判定された空家の改善数

第2項 交通安全対策の充実

基本方針

交通事故を防止し、安全で快適なまちづくりを実現するため、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点をおきながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、交通安全関係団体と連携し地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路の危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

● 現状と課題

交通事故の当事者とその家族の平穏な生活を一瞬にして奪う悲惨な交通事故を防止するため、これまで交通安全運動を展開し、交通安全教育や交通安全啓発を実施してきましたが、依然として高齢者や自転車乗用中の交通死亡事故が発生しています。

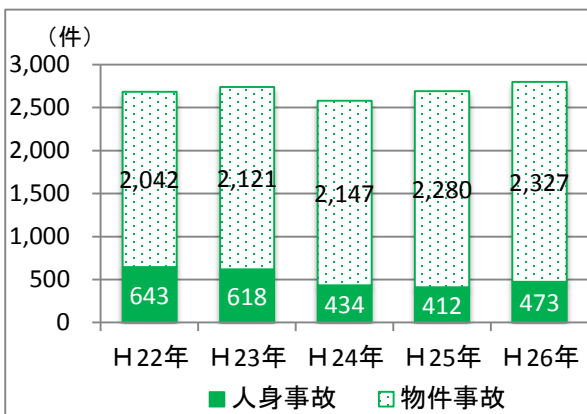
交通事故のない安全で快適なまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりの交通安全意識の向上と、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した道路交通環境づくり、交通ルール無視による交通事故防止を目的とした道路交通秩序の維持、交通事故被害者等に対する支援の推進が必要です。

また、これらを推進するため、行政はもとより、市民、交通安全関係団体との連携が重要です。

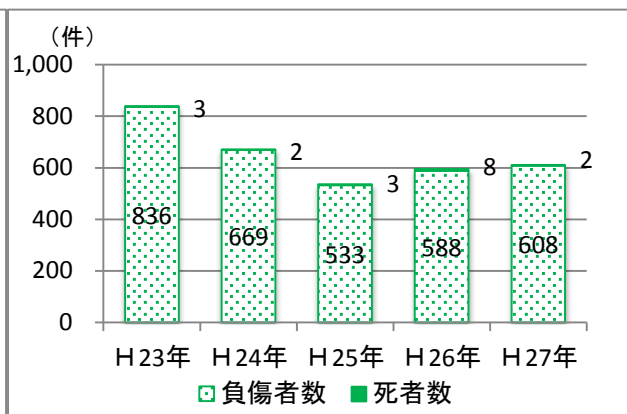
● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市交通安全計画	28-32	安全で快適な交通社会の実現に向け、「市」、「事業所、関係機関・団体」、「市民」との協働により必要な施策を総合的に推進するための計画

■ 加須市交通事故年別推移



■ 加須市交通事故死傷者数



資料：加須警察署

● 具体的な施策

（１）交通安全意識の向上

市民の交通安全意識の向上を図るため、警察署や交通安全関係団体等と連携した交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、高齢者や自転車乗用中の交通事故が多発しているため、高齢者の交通安全教育と自転車の安全利用の促進を強化します。

（２）道路交通環境の整備

市民を交通事故から守るため、交通事故多発箇所や通学路、地域の危険箇所を把握し、優先性を考慮した交通安全施設（道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等）の整備に努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者や自転車利用者の通行の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備、信号機の設置や効果的な交通規制などを実施するほか、放置自転車対策などの道路交通環境の改善に努めます。

（３）道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止し、交通事故による被害を軽減するため、警察署に対し交通指導の取締りの強化を要請するとともに、暴走族取締り強化月間や不正改造車排除運動を推進し、公共に脅威を及ぼす暴走族等を許さない地域づくりに努めます。

（４）交通事故被害者支援の推進

交通事故に関する相談を受けられる窓口などを活用し、交通事故被害者に対する支援を推進します。

● 協働のまちづくり

交通安全関係団体などと協働し、地域一体となって交通安全運動を推進します。

また、自治協力団体やＰＴＡなどと協働し、危険箇所の把握に努め、道路交通環境の整備を推進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
人身事故発生件数	467 件	320 件	5年間で 30%減少
物件事故発生件数	2,098 件	1,880 件	5年間で 10%減少
交通事故負傷者数	608 人	420 人	5年間で 30%減少

第3項 震災等対策の強化

基本方針

平成23年3月に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災による経験を踏まえ、災害に備えたまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、建築物の耐震・不燃化、避難所などの整備や災害時に役立つ防災・災害知識の普及に努めます。

また、地震や火災、竜巻等の各種災害から市民の生命や身体、財産を守るため、自主防災力を高めるとともに、消防団など防災関係機関や団体と連携し、防災体制の強化を図ります。

自助・共助・公助の連携による被害を最小化する減災への取組を推進します。

● 現状と課題

突然の震災が地域に与える被害は甚大であり、市民の生命や財産を守るためには、様々な事態を想定した防災体制を構築するとともに、防災施設を整備することが必要です。

また、災害発生時の被害を最小にするために市民の防災意識を啓発するとともに、高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民（災害時要援護者）に対する避難に関する適切な情報の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の把握ができる体制の整備が必要です。自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の組織率の向上や育成支援を推進することが必要です。

災害は、地震や火災、竜巻などの自然災害はもとより、テロなど外部からの武力攻撃等の事態なども考えられます。

これらの災害による市民の生命や財産、市政や経済活動に重大な影響を及ぼす危機事象をより早く察知し、迅速で適切な対応をするため、市の危機管理体制を強化するとともに、国や県、関係機関、団体などと連携・協力し、危機管理対策を図ることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域防災計画	24-	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	26-	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画
加須市災害時要援護者支援計画	24-	災害時の要援護者の支援に迅速かつ円滑に取り組める支援体制づくりなどの基本事項を定めた計画
加須市建築物耐震改修促進計画	28-32	市内の建築物の耐震化を計画的かつ迅速に促進するための計画

■本市が備蓄する食糧数（平成27年度）（単位：食）

乾パン・ビスケット・クラッカー	27,840
アルファ米	16,750
乾燥粥(白粥)	1,050
わかめご飯	1,050
缶入り（パン・ビスケット）	5,040
計	51,730

資料：危機管理防災課

● 具体的な施策

（１）防災意識の普及啓発

防災に関するパンフレットなどによる情報提供や防災訓練、防災学習などを充実し、市民一人ひとりの防災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動の支援による地域の防災力の向上に努めます。

（２）危機管理体制の確立

地震や火災、竜巻などの自然災害、原子力発電所の事故による放射能の影響、武力攻撃や大規模テロ等の緊急処理事態などの災害対策や新型インフルエンザ等の感染症など、あらゆる危機を想定した対応マニュアル等を整備し、危機管理発生時に迅速に対応できるよう、危機管理体制の確立を図ります。

（３）防災体制の充実・強化

大規模災害による被害を最小限にとどめるため、あらゆる場面を想定した初動体制の強化とともに災害用備蓄品の充実や防災訓練などによる防災体制の充実・強化を図ります。

防災広報体制の充実を図り、災害時における情報の提供に努めるとともに、小学校を中心とした拠点避難所などを充実し、災害時における安全・安心な場所の確保に努めます。

災害時における復旧活動については、危険箇所の応急復旧の迅速な対応に努めるとともに、人的・物的支援体制を構築するための災害時相互応援協定を締結している関係市町との連携を図ります。

災害発生時の応急対策として、飲料水や非常用食糧、生活必需品などの災害用備蓄品を計画的に備蓄・整備するとともに、その充実を図り、災害用備蓄品及び資機材等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結を推進します。

（４）災害時要援護者の支援

高齢者や障がい者など災害時要援護者への支援を充実するために自治協力団体や自主防災組織及び様々な関係団体等と連携して、災害情報の提供や避難誘導体制の整備を図るとともに、援護を必要とする市民に的確な支援が提供できるように災害時要援護者の登録に努めます。

（５）被災者への支援

生活再建支援や住宅復旧など、被災者への支援の充実を図ります。

（６）建築物の耐震化の促進

災害から市民の生命、身体、財産を守るため、公共建築物の耐震強化を実施するとともに、住宅の耐震化を支援します。

● 協働のまちづくり

自主防災組織と協働し、迅速な行動が行えるように防災訓練や啓発活動などを通じて防災意識の高揚を図り、防災力の強化に努めます。

また、災害時要援護者支援制度の充実を図るとともに、市と地域で情報を共有し、避難体制の環境整備に努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
自主防災組織率	71.2%	86.1%	加入世帯数／組織されている地域の世帯数×100
多数のものが利用する建築物の耐震化率（3 階建かつ床面積 1000 ㎡以上）	95.3%	98%	
総合防災訓練、地区防災訓練、自主防災訓練参加者数	4,571 人	5,830 人	

第4項 治水対策の充実

基本方針

台風等の水害による溢水や浸水被害を防止するため、排水路・排水機場・調整池などの適正な維持管理を行うとともに、市内を流れる河川や水路の整備促進を図り、流域を含めた広域的な視点による整備に努めます。

また、市民の安全を確保するため、洪水情報等の確実な伝達に努め、水害対策を充実するとともに、国が進める利根川の堤防強化対策や広域避難地の整備などの治水事業を促進するなど総合的な治水対策に努めます。

● 現状と課題

集中豪雨などに伴う水路溢水や道路冠水による浸水被害が発生していることから、排水路の計画的な整備や排水機場と調整池の適正管理、さらに流末となる県管理河川や土地改良区管理排水路の改修など、広域的な視点による内水氾濫対策が必要です。

また、加須市は、昭和22年9月に発生したカスリーン台風によって利根川や渡良瀬川の堤防が決壊し、甚大な被害を受けた経験があることから、首都圏氾濫区域堤防強化対策の整備をはじめとした利根川や渡良瀬川の治水対策が必要です。

大規模水害発生の際に、洪水から人命を守り被害を最小限にするため、市民への確かな情報提供を行い、円滑な避難行動が行えるように、利根川や渡良瀬川の洪水を想定した避難訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。また、水防活動の実践力向上を図るため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の洪水に備えた水防体制を強化・充実するなど、総合的な治水対策が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域防災計画 (風水害対策編)	24-	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
水防計画 (加須市・羽生市水防事務組合)	—	利根川及び渡良瀬川の洪水被害を警戒、防御、軽減するため、水防団の活動等の水防上必要な事項を、加須市・羽生市水防事務組合が定めたもの
加須市溢水対策計画	28-32	溢水被害の早期解消を図るため、計画的・効果的な市管理水路や道路側溝の整備を推進するための計画。また、関係する県管理河川や土地改良区管理水路の整備促進なども含めた総合的な計画

■ 利根川堤防漏水による水防活動（加須市大越地内）



写真は、平成27年9月10日の関東・東北豪雨による利根川の増水によって、大越地先で漏水が発生し、水防団が釜段工による水防活動を実施したものです。

釜段工は、漏水の噴き出し口を中心に土のうを同心円状に積み上げ、この中に漏水を貯留させ、その水圧をもって漏水を抑える工法です。

資料：治水課

● 具体的な施策

（１）洪水対策の整備推進

洪水被害の解消を図るため、流域を含めた市管理水路などの整備・改修に係る洪水対策計画に基づく対策工事を進め、対策を実施した箇所については効果検証を実施します。

また、北川辺排水機場や洪水対策で整備した排水機場、流末河川への急激な増水を軽減するため整備した調整池の適正な管理と計画的な維持・修繕に努めます。

洪水被害の発生時には、市内の建設業者等で組織する防災協力会等と連携し、資材・重機・作業員の提供を受け、排水作業などを行います。

道路冠水が頻発する箇所について、市民との協働により水防協力員を配置し、迅速に通行止めを行い、車両の水没などの二次的被害の軽減を図ります。

市民と一体となった洪水被害解消に向け、雨水貯留施設の設置を促進するとともに、市民との役割分担によって水路や道路側溝の維持管理に努めます。

（２）県管理河川、土地改良区管理水路の整備促進

近年の集中豪雨や台風に伴う大雨による洪水被害を解消するため、流末である県管理河川について、治川自治体と連携し、河川改修等を県へ強く要望します。

また、市管理水路の流末となっている土地改良区管理の排水路については、土地改良区と連携し、国・県の補助金を活用するなど、整備・改修を促進します。

（３）利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進

洪水被害から市民を守るため、利根川右岸の首都圏氾濫区域堤防強化対策や利根川左岸の堤防整備など、国が進める施設整備の推進について国へ強く要望します。

洪水発生時における市民の一時的な避難場所として、利根川や渡良瀬川の堤防、整備されたスーパー堤防の活用を図るとともに、国が整備する栄・火打沼地区の広域避難地の早期完成を促進します。

（４）減災対策の推進

利根川・渡良瀬川の洪水の危険性が高まった場合、迅速かつ的確に行動するために策定したタイムラインに基づき、様々な方法と的確なタイミングで、被害を受ける地域以外へ避難する広域避難をはじめ、「いつ」「どこへの避難所へ」「どのような手段で避難するのか」を周知するなど、市民に正確な情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

利根川及び渡良瀬川の堤防決壊を想定し、安全に緊急避難が行えるよう、市、防災関係団体及び地域住民による実践的な洪水避難訓練を実施し、円滑で的確な避難体制を構築するとともに、市民の防災意識の高揚を図ります。

（５）水防体制の充実

人命と財産を水害から守り、被害を最小限に抑えるため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の水位が上昇した場合には、水防団による堤防の巡視、警戒を行い、水害発生の危険性がある箇所では水防活動を行います。

● 協働のまちづくり

市民との役割分担による道路側溝や水路の清掃などのほか、浸水時の迅速な行動を行うための水防協力員の配置など、市民との協働による安全・安心なまちづくりに努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
洪水対策計画に基づく対策が完了した割合	37%	79%	
洪水避難訓練の実施地区数	1 地区／年	2 地区／年	
水防団による水防訓練の実施回数	1 回／年	1 回／年	

第5項 消防・救急力の強化

基本方針

災害時における被害を軽減するため、消防施設の整備や消防団をはじめとする関係機関の育成、職員教育を充実するとともに、埼玉東部消防組合との連携を強化し、市民の消防に対する意識の高揚に努め、多様化する建築物や危険物施設等に対する防火指導の充実などにより、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

また、地域医療ネットワークを活用し、迅速・的確な救急搬送に努め、地域医療機関と連携した救急力の強化を図ります。

● 現状と課題

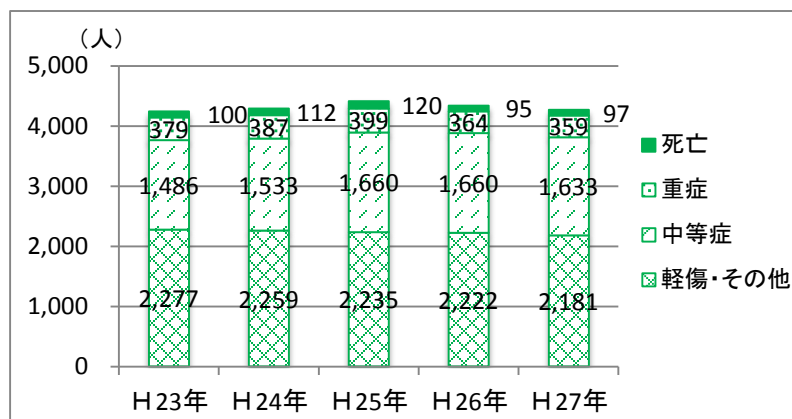
平成25年4月の消防広域化に伴い埼玉東部消防組合が発足され、平成26年5月には新たな加須消防署（加須市防災センターとして三俣コミュニティセンター・三俣公民館と併設）を開署し、消防車両などの計画的な整備に努めてきましたが、災害の複雑化や住民ニーズの多様化など、近年、消防を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化に的確に対応し、市民の安全で安心な生活を守るため、消防・救急力の強化が必要です。また、住民サービスの向上のため、引き続き、医療連携など消防・救急体制の基盤の強化が必要です。

消防団は、埼玉東部消防組合と並ぶ本市の消防機関であり、地域防災の中核として消防防災活動に取り組んでいます。しかしながら、社会情勢や住民意識の変化に伴い、消防団員の確保が難しくなる中、活動環境等の整備を図り、引き続き消防団への加入を促進することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域防災計画	24-	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	26-	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画

■ 傷病程度別搬送人員



資料：埼玉東部消防組合

● 具体的な施策

（１）広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合との連携の強化を図り住民サービスの向上や消防体制の基盤の強化を図ります。複雑多様化する建築物や危険物施設については、火災などの災害発生の際に多大な被害を及ぼす危険を有していることから、予防査察を継続し、防火指導の充実を図ります。

また、高機能消防指令センターや加須消防署及び各分署との連携を図り、災害に対し迅速な対応がとれる体制を構築します。

各分署については、必要に応じて耐震補強工事や改修工事を実施し、地域の消防・防災活動拠点施設としての機能の充実を図ります。

さらに、消防水利については、震災や火災による被害軽減を図るため、防火水槽や消火栓の有効的・効果的に整備するとともに適切な維持管理に努めます。

（２）消防団活動の充実

広報活動や企業への要請による消防団への加入促進を図るなど、消防団の活動を支援します。

また、計画的に消防ポンプ自動車の更新、資機材の充実支援を図るとともに、組織力を高めるための教育訓練を実施します。

（３）救急体制の充実

埼玉東部消防組合と連携し、救急活動において、傷病者の救命率の向上や予後改善の観点から、傷病の発生から現場到着時間、医療機関における医療の提供時間までの時間短縮を図り、一連の活動を迅速かつ適切に行うために地域医療ネットワーク（とねっと）を活用し、救急体制の充実に努めます。

（４）消防・救急に対する意識の高揚

埼玉東部消防組合と協力して、様々な防災訓練等において、AED（自動体外式除細動器）を活用した救急救命講習会や消火訓練等を開催し、火災予防や救命処置の意識の高揚を促進します。

● 協働のまちづくり

消防関係機関や団体と協働し、防災訓練や救急救命講習会の促進による地域の消防・救急力の強化に努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
消防団員数	418 人	425 人	「加須市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定める定数
AED の公共施設への設置数(貸出用含まず)	80 台	99 台	
昭和 56 年以前建築の消防分署施設のうち耐震化及び大規模改修が必要な施設における実施率	0%	100%	

第6項 消費者のくらしの安全確保

基本方針

消費者のくらしの安全を確保するため、消費生活情報の提供や啓発活動を推進するとともに、消費者団体との連携や消費生活相談の充実による消費者保護に努めます。

また、市民の食生活の多様化に伴い、食に対する不安が増えていることから、食の安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、安全な食品や安全な地元農産物の流通を地域で取り組むことに努めます。

さらに、安全で安心な水道水の安定供給のため、需要の動向を的確に把握し、効率的な事業経営や計画的な施設の統廃合を推進します。

● 現状と課題

情報化の進展、ライフスタイルの多様化などによって消費生活を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題は広範化・複雑化しています。近年、インターネットを利用した通信サービスに関するトラブルの相談が増えています。また、高齢者が狙われる消費者被害やトラブルが増えていることから、被害の発生・拡大を防止し、市民が適切、迅速な対応ができるように消費生活相談・指導機能を充実させるとともに、高齢者への見守り活動の取組など、安心した消費生活が送れるようにしていくことが必要です。

近年、市民一人ひとりの食の安全に対する意識は、ますます高まっています。農産物をはじめとする食品の地域内における加工や消費を促進するとともに、安全な食材と信頼できる食品流通の確保が必要で

一方、市内の水道施設の老朽化が進行し、耐震性の低下が懸念されています。各浄水場の統廃合・耐震化による計画的・効率的な水道事業を推進するとともに、安全で安心な水道水の安定供給の確保が必要で

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市水道ビジョン (加須市水道事業基本計画)	25-34	10年後の水道事業が目指すべき将来像を設定し、実現するための具体的な方策を示した基本計画
加須市消費生活プログラム	27-	消費者のくらしの安全・安心を確保するための施策を定めた長期的な計画

■消費生活相談（平成27年度）

相談区分	件 数	取引形態の説明
○苦情相談（取引形態別）	417	
店舗購入	150	出向いた場所で契約・購入等
訪問販売	47	家庭訪問や1日だけの展示会等で契約・購入等
通信販売	146	
マルチ・マルチまがい取引	3	友人を紹介するだけで儲かる…
電話勧誘販売	30	
ネガティブ・オプション	1	商品を一方的に送りつけて…
訪問購入	0	
その他無店舗販売	4	露天・屋台等での陳列販売や神社等での展示販売
不明・無関係	36	
○問合せ	26	
合 計	443	

資料：市民相談室

● 具体的な施策

（１）消費生活の安全・安心の確保

消費者のくらしの安全・安心を確保するため、消費者団体や関係機関と連携し、消費生活センターを核とした消費生活情報の提供や啓発活動を推進するとともに、消費生活相談による消費者被害の未然防止・トラブル解決に努めます。

（２）安全で安心な食品・農産物の供給

地元農産物の生産拡大と地元消費者への積極的な提供、新たな消費・需要の拡大を促すとともに、商業者の協力を得て安全な食品・農産物の流通促進に努めます。

また、市民が食に関する知識を習得したり、食生活を見直す機会を提供します。

（３）安全な水道水の安定的な供給

安全な水道水の安定的な供給のため、耐震性の低い石綿セメント管の更新や水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを計画的に推進します。また、老朽化した浄水場について、将来の水需要に応じた計画的な統廃合・耐震化を推進します。

● 協働のまちづくり

生産者・販売者・消費者などと協働し、消費者団体などの様々な活動の機会を通じて、くらしの安全・安心への啓発を推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
消費生活相談件数	443 件	495 件	
石綿セメント管残存率	9.1%	5.5%	
旧簡易水道残存率	5.2%	2.2%	
有収率	85%	91.3%	

第1項 土地利用と市街地の整備

基本方針

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

また、若年層、中堅層の定住促進を図るため、良好な住環境を整備する土地区画整理事業や個性ある街並みや街路、公園などの市街地整備を計画的に推進します。

● 現状と課題

市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、地域の持つ特性を活かして都市的機能の分担を図り、総合的・計画的な土地利用を行うことが必要です。特に、中心市街地の活性化が課題となっています。

また、野中土地区画整理事業は平成21年度に区域を縮小して再スタートを切ってから6年を経過したところであり、引き続き関係権利者の理解を得ながら事業を推進することが必要です。土地区画整理事業が終盤を迎えた地区については、事業の早期完了を図る必要があります。

良好な住環境を形成し定住人口の増加を図るためには、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく民間の土地開発への適切な指導に努め、開発許可や建築確認などの許認可事務を適正に行い、土地利用計画に沿った暮らしやすいまちづくりへ誘導することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
野中地区まちづくりプラン	22-34	野中土地区画整理事業の区域縮小に伴い、除外された地区の整備方針
利根川未来パーク構想	—	利根川周辺の多様な資源や機能を活用した魅力的なまちづくり推進の基本となる構想

■ 都市計画法による土地利用の誘導（ha）

加須市の面積	13,347.0
市街化区域	1,397.8
住居系	871.4
商業系	98.0
工業系	428.4
市街化調整区域	9,849.2
区域区分を定めていない区域	2,100.0

（都市計画区域区分（平成26年2月4日埼玉県告示第160号）による。）

■ 土地区画整理事業による市街地の整備（ha）

事業継続中	102.6
栗橋駅西（大利根地区）地区	39.1
野中地区	63.5
事業施行済み（16地区）	655.6

（平成28年4月1日現在）

資料：まちづくり課

● 具体的な施策

（１）土地利用の計画的推進

都市計画法や関係する法制度を活用し、地域ごとに都市部と農村部のバランスを取りながら、市全体の活力向上に努めます。

また、中心市街地や新たな開発地域、その周辺地域における適正な土地利用を検討し、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく民間の土地開発への適切な指導に努め、都市機能や居住環境等の維持、改善を図ります。

（２）都市整備の計画的推進

野中土地区画整理事業については、関係権利者の理解や協力を得ながら、効率的・効果的な事業推進を図り、早期の完了に努めます。

野中土地区画整理事業からの除外地区においては、地元の協力の下、地区整備計画に則って道路、水路、下水道、公園などの公共施設の整備を推進します。

土地区画整理事業における換地処分を終えた地区での清算等の事務を引き続き実施し、事業の完了に努めます。

（３）居住環境の向上と定住の促進

市外からの転入者及び加須市で親族との同居・近居をしようとする者を対象に、土地開発や住宅の新築・改築等する際の支援として、開発許可申請手数料等の免除、引越費用の一部を補助する居住ＵＩＪターン促進事業や三世代同居しようとする者の住宅リフォーム補助、土地の税制を優遇する三世代ふれあい家族応援事業の実施により定住を促進し、安全・安心の確保と市の活性化を図ります。

● 協働のまちづくり

地域住民や開発事業者などと協働し、住みよいまちづくりを推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
建築物の完了検査の実施率	98.3	99%	完了検査申請件数／建築確認件数
道路後退用地整備要綱の適用箇所数	5 箇所	5 箇所	道路後退用地について要綱を適用し、寄付採納、又は無償使用の手続を行った箇所数
建築パトロール等の活動回数	41 回	50 回	
開発許可等支援件数	—	250 件	市内に親族を有し、市内外から転入・転居する方への開発許可等申請手数料の免除件数
三世代同居を始めた家族の数	—	60 件	三世代同居を目的とした住宅リフォーム等に対する補助件数

第2項 道路・交通網の充実

基本方針

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、市の一体性の確保を実現するため、国・県道の早期整備を要望するとともに、市道の幹線道路や生活道路の整備に努めます。

また、誰もが利用しやすい道路とするため、歩道の確保や段差の解消、交通渋滞の緩和など、道路環境の整備に努めます。

さらに、地域公共交通については、民間路線バスやタクシーの維持に努めながら、コミュニティバスについても必要な運行改善を実施し、市民の利便性の向上を図ります。鉄道については、関係機関に輸送力の増強を要望します。

● 現状と課題

加須市と他地域を結ぶ広域幹線道路である国道125号、国道354号、県道北中曽根北大桑線をはじめとする他の路線は、非常に交通量が多いことから、バイパス整備が必要です。

市内各地域を結ぶ幹線道路については、交通の流れをスムーズにさせる国・県道とのネットワークを構築するために、一部幅員が確保されていない箇所などの整備が必要です。

市民の日常生活を支える生活道路の整備や維持補修については、自治協力団体からの要望を受けて実施していることから、整備の優先性を考慮することが必要です。

地域公共交通については、市と民間交通事業者がそれぞれの役割を担いながら、共に地域の公共交通の維持・改善を図っていくことが重要です。コミュニティバスについては、民業圧迫に配慮しながら、運行改善を図り、市民にとってより利用しやすいコミュニティバスにする必要があります。また、鉄道については、通勤・通学者の利便性を向上させるため、直通電車の復活、半蔵門線の延伸など輸送力の充実に努められています。

市の中心部と北川辺地域を結ぶ唯一の橋りょうである埼玉大橋は、平成24年度までに長寿命化対策工事が実施され、今後は定期的な点検の実施が必要です。また、埼玉大橋と共に緊急時の輸送路等「命をつなぐルート」ともなる地域の安全・安心のための（仮称）利根川新橋の整備に向けた広域的な取組を研究しています。さらに、市内の主要幹線に設けられている老朽化した橋りょうの計画的な点検及び修繕が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
幹線道路網整備計画	28-42	市が整備を行う幹線道路網の事業箇所や実施時期等の計画を明確にして幹線道路網を計画的に整備し、新市の道路ネットワークを構築するための計画
橋りょう整備計画	24-33	橋りょうの長寿命化と耐震化という2つの事業を実施するため、各々の整備方針を定めた計画
加須市地域公共交通総合連携計画	24-33	新たな公共交通体系を設定し、加須市にふさわしい持続可能な公共交通の実現を目指すための計画



道路・公園等ウォッチャー事業による市民の通報に伴う道路点検及び補修状況

資料：道路課

● 具体的な施策

（１）国・県道の整備促進

市内幹線道路における渋滞の解消や安全対策を図るため、国道のうち 125 号バイパスや 354 号バイパス、県道のうち市の中心部を通る都市計画道路幸手久喜加須線、都市計画道路下高柳道地線、東部地域を通る都市計画道路幸手鷺宮加須線、北部地域を通る都市計画道路栗橋大利根加須線、北中曽根北大桑線、加須北川辺線の整備が必要であり、早期整備に向けて国や県への継続的な要望に努めます。

（２）幹線市道の整備

国道や県道にアクセスする幹線 1・2 級市道については、近隣市や地域を結び、人、情報、物、産業の活発な交流を支えるため、国・県道との「交通ネットワーク」を構築し、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路整備を行うとともに、緊急輸送道路を選定し優先的な整備を行い、誰もが安全・安心に通行できる、人にやさしい道づくりに努めます。

（３）生活道路の整備

生活道路については、優先性を考慮するため自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって評価し、市民の日常生活に密着した安全性や利便性の向上など市民に親しまれる道路整備に努めます。

（４）道路環境の維持・向上

道路・公園等ウォッチャーなどの市民からの情報提供や道路パトロールによって常に道路や橋りょう等の道路構造物の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路の補修を行います。

（５）公共交通の維持・充実

現在運行している民間タクシーや路線バスの維持に努めるとともに、交通弱者の足の確保、公共交通不便地域の解消を図るため、公共交通事業者と連携しながら、より一層利用しやすいコミュニティバス「かぞ絆号」の運行に努めます。また、市民の利便性向上のため、東武線の輸送力増強を促進します。

（６）橋りょうの整備促進

高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうの老朽化が進んでいることから、同時期に架けられた埼玉大橋については、長寿命化対策工事後の点検及び修繕を県へ要望します。また、災害等の緊急時における輸送路の確保を図るため、（仮称）利根川新橋の整備について、板倉町及び栃木市等の近隣市町と連携を図り、国や県への要望に努めます。さらに、市内の主要な幹線市道に設けられている橋りょうの総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等の戦略的維持管理・更新を実施します。

● 協働のまちづくり

市民と協働し、生活道路の穴埋めや砂利敷きなど簡易な修繕を実施します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
幹線道路網整備計画延長に対する整備済累計延長	6,145m	12,434m	
橋りょう長寿命化実施数（累積）	7 橋	16 橋	

第3項 身近で便利な市役所づくり

基本方針

行政手続などの電子化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努めます。

また、日曜開庁や国による「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」を活用したコンビニエンスストアでの証明書の発行など、窓口機能の拡充や真に有効なICTの活用を検討し、市民が便利さを実感できる身近な市役所づくりを推進します。

● 現状と課題

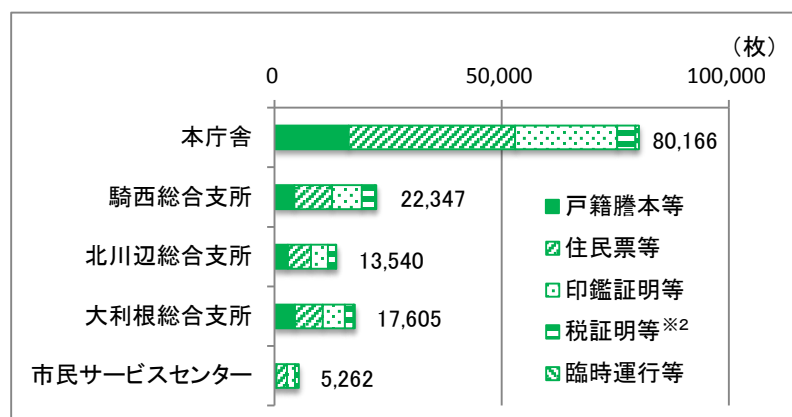
平日来庁できない方への対応として、日曜開庁によるサービスを提供していますが、高度化・複雑化する市民の多様なサービス需要への対応として、さらなる利便性の向上が求められています。

行政事務の効率化・迅速化を図る一方で、高度情報化社会の進展に伴って、インターネットなどを利用した行政手続のオンライン化や市政情報の提供など、市民生活の視点に立った新たなサービスの提供が求められている中、マイナンバー制度がスタートし、個人情報の適切な保護を図るとともに、さらなる市民サービスの充実と利便性に向けた活用が期待されています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市情報化推進計画	26-28	市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化施策を推進するため、ICTを取り巻く環境の変化に対応しつつ情報基盤の活用に重点を置いた計画

■ 本庁舎、各総合支所及び市民サービスセンター※1における
証明書等の発行枚数（平成27年度）



※1 加須地域の9公民館と騎西地域の田ヶ谷総合センター及び栗橋駅構内市民サービスコーナー

※2 本庁市民課窓口と、各総合支所の市民税務課窓口での発行分

資料：市民課

● 具体的な施策

（１）窓口サービスの向上

窓口業務処理の正確性、迅速性の向上とともに身近な地域でサービスが受けられるように既存の公共施設に設けている市民サービスセンターやコンビニエンスストアを活用した証明書等の発行を進めるなど、質の高い窓口サービスの提供に努めます。

（２）情報基盤の活用と個人情報の保護

安心で快適な市民サービスを提供するため、窓口情報で利用するシステムの信頼性や安定性の確保はもとより、機能の充実や職員の情報活用能力の向上を図るとともに、個人情報の適切な保護のため、サイバー攻撃による情報漏えいの防止などのセキュリティ対策の強化を徹底します。

（３）電子市役所の推進

インターネットなどを利用した各種サービスの充実や電子申請などのオンライン手続の利用拡大を図るとともに、マイナンバー制度を活用することにより、行政事務の効率化を図り、市民が便利さを実感できる「市民にやさしい電子市役所」づくりを推進します。

● 協働のまちづくり

窓口サービスなどアンケート調査等により把握した市民の声を反映し、本庁舎や各総合支所の行政サービスの向上を図ります。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
市民サービスセンター等における証明書等の発行割合	13.1%	15%	
マイナンバーカード交付率	2%	30%	

第4章

豊かな自然と快適な環境のまちづくり

第1節 環境意識の高いまちをつくる

- 第1項 環境学習・教育の推進
 - (1) 環境学習・環境教育の充実
 - (2) 環境情報の共有
- 第2項 環境活動の促進
 - (1) 環境活動団体の育成
 - (2) 環境活動の支援
 - (3) 環境美化・地域衛生の推進

第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

- 第1項 自然環境との共生
 - (1) 自然環境の保全・再生
 - (2) 水辺環境の保全・再生
 - (3) 緑の保全・創造
- 第2項 きれいな水の再生
 - (1) 公共下水道の整備と適正な維持管理
 - (2) 農業集落排水処理施設の適正な管理
 - (3) 合併処理浄化槽の普及促進
 - (4) 河川の浄化対策
- 第3項 美しい景観の形成
 - (1) 緑化の推進
 - (2) 公園・街路樹などの緑の保全
 - (3) 美しい街並みの形成

第3節 快適で環境負荷の少ないまちをつくる

- 第1項 温室効果ガスの削減
 - (1) 省資源・省エネルギー対策の推進
 - (2) 環境にやさしい自動車利用等の促進
 - (3) 自転車利用の促進
- 第2項 節電社会の構築
 - (1) 消費電力の削減
 - (2) 電力の創出
- 第3項 循環型社会の構築
 - (1) ごみの資源化・減量化の推進
 - (2) ごみの適正処理
- 第4項 公害のない生活環境の確保
 - (1) 公害の未然防止
 - (2) 監視測定の実施
 - (3) 生活環境の保全・指導

第1項 環境学習・教育の推進

基本方針

豊かな自然と快適な環境のまちづくりを実現するため、市民一人ひとりが環境に配慮した生活が送れるよう、ライフスタイルの見直しを促進します。

また、学校・家庭・職場・地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結びつくよう、環境学習や環境教育を推進します。

● 現状と課題

本市では、市民が学校・家庭・地域・職場など日常生活における環境問題に理解を深め、一人ひとりが自分にできることを考えて環境に配慮した実践活動につなげられるように、学校教育や生涯学習などの機会を活用して、参加・体験を基本とした環境学習・教育を推進することが必要です。

市民の環境に関する理解を深めるために、広報紙やホームページなどを通じた情報発信や環境フォーラム、リサイクルフェア、ごみ処理施設見学会などの開催による環境情報の提供に努め、今後も環境情報を提供する機会や場の充実を図ることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

■各学校における取組

(平成28年3月31日現在)

取組	内容	実施校
学校グリーンカーテン	ゴーヤやヒョウタンなどを校内で栽培し、緑のカーテンを設置している。市立幼稚園及び市立小・中学校の全校(園)で取り組んでいる。	市立全幼稚園(13園) 市立小学校(22校) 市立中学校(8校)
こどもエコクラブ	公益財団法人日本環境協会の「こどもエコクラブ」に登録し、学校ごとの特色を活かした環境保全活動を推進している。加須市環境フォーラムにて発表を行っている。	樋遣川小学校 北川辺東小学校 北川辺中学校
渡良瀬遊水地環境学習	一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団と連携し、小学校が行っている環境学習。専門的な指導を受ける機会となっている。	加須小学校 水深小学校 種足小学校 北川辺西小学校 北川辺東小学校
サケの放流	毎年サケの稚魚を学校で育て、利根川に放流している。	大利根東小学校 大越小学校
緑化推進活動	ローテーションによる学校緑化コンクールの取組を通じて学校を挙げた緑化運動を進めている。	毎年2校のローテーションによる

資料：学校教育課

● 具体的な施策

（１）環境学習・環境教育の充実

市民が学校・家庭・地域・職場など日常生活における環境問題についての理解を深めるため、市の各種施策・事業に、参加・体験型の環境学習・教育の視点を取り入れ、その機会や場を増やすなどの充実を図ります。

浮野の里など特徴的な水辺環境での自然観察会など、環境学習の場であるエコミュージアムとして市内に点在する貴重な自然を活用するとともに、生涯学習においても環境を学ぶ教室や講座の充実を図ります。

また、子どもたちの環境に対する理解を深めるために、保育所や幼稚園、小・中学校でグリーンカーテンづくりをはじめとする体験型かつ主体的な環境教育を推進します。

さらに、「こどもエコクラブ」など子どもたちが主体的に行う環境保全活動や環境学習を支援するとともに、環境科学国際センターや一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携して環境学習・教育における指導者の育成や活動の支援を行います。

（２）環境情報の共有

広報紙やホームページなどを通じて、積極的に環境情報を提供します。

また、毎年度、加須市の環境（環境に関する報告書）を作成するとともに、環境フォーラムやリサイクルフェア、渡良瀬遊水地まつりなどのイベント等を通じて環境情報の積極的な提供に努め、市民・事業者との情報の普及・共有を図ります。

● 協働のまちづくり

子どもたちの環境学習を通じて、環境問題に取り組む市民の参加を促進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
こどもエコクラブ登録数	4 団体	10 団体	
環境フォーラム参加者数	124 人	170 人	

第2項 環境活動の促進

基本方針

住み良い環境を実現するため、市民や事業者の自主的な環境活動を促進します。
また、環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民との協働による環境活動を推進します。

● 現状と課題

本市では、地域の環境美化や地域衛生の向上のため、自治協力団体や環境美化活動サポート事業登録団体などによる自主的な清掃・美化活動等が行われています。それらの環境活動を継続・促進していくためには、これらの団体・リーダーの育成支援や組織の充実を図ることが必要です。

また、環境活動を拡大するためには、機会や場所などの情報を提供するとともに、地域コミュニティの活性化を図り、新たな実践者や参加者を増やしていくことも必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23－32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

■加須市における主な清掃・美化活動

◎一斉清掃活動

名称・種類	活動内容	地域	参加団体
快適かぞ市民活動	道路などの清掃、除草など	加須地域	自治協力団体、各種団体、地元企業
快適かぞごみなし運動	道路などの清掃	騎西地域	自治協力団体、地元企業
快適かぞ美化推進運動	道路などの清掃	北川辺地域	自治協力団体、地元企業
快適かぞ一斉清掃	道路や水路などの清掃	大利根地域	自治協力団体、地元企業

資料：資源リサイクル課

◎環境美化活動サポート事業登録団体の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
団体数(団体)	26	29	31	35	37
人数(人)	529	614	654	669	704

資料：環境政策課

● 具体的な施策

（１）環境活動団体の育成

環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などの環境活動団体の組織の育成や充実を図るとともに、団体相互の連携強化を図ります。また、継続した活動の促進を図るため、リーダーの養成を推進します。

（２）環境活動の支援

公共施設や地域の清掃などの美化活動や地域の害虫防除の衛生活動などを促進するため、機会や場所などの情報を提供するとともに、活動に必要な資材の提供等を行い、団体の自主的な取組を支援します。

（３）環境美化・地域衛生の推進

市内の一斉清掃を行う「快適かぞ市民活動」や「利根川クリーン活動」など地域における環境美化・衛生活動を通じた市民活動をさらに促進します。また、動物の適正飼養について普及・啓発を図り、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全を推進します。

● 協働のまちづくり

市民は環境活動に積極的に参加し、主体的に活動し、その活動を市が支援します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
環境美化活動団体数	37 団体	42 団体	
一斉清掃参加者数	34,852 人	35,300 人	

第1項 自然環境との共生

基本方針

利根川・渡良瀬川をはじめ市内を幾重にも流れる中小河川や都市近郊に残る田畑や屋敷林・雑木林、池沼など、この地域特有の豊かな水辺や緑などの自然環境やそこに生息する様々な生物種の減少を最小限にとどめるよう保全するとともに、自然観察など様々な活用ができるように努めます。

● 現状と課題

本市の農村部には武蔵野の面影を残す屋敷林とそれらが連なる農業集落が点在し、用水路と一体となった田園風景を形成しています。その一方で、生活スタイルや価値観の多様化などによって樹林などの貴重な緑が失われつつあることから、その保全とともに新たな緑を創出し、育成していく取組が大切です。あわせて、農家数の減少や農業従事者の高齢化が進んでいることから、農地が良好な農村環境を形成する地域の共通資源として保全が図られるよう、市民との協働による取組を進めていくことが必要です。

また、本市は利根川や渡良瀬川等の河川のほか、その支流やかんがい用水路網の整備とともに形成された豊かな自然環境に恵まれています。浮野の里やオニバス自生地をはじめ、地域全体に点在する池沼など本市特有の貴重な自然を有し、様々な生物種が生息していることから、今後も水辺空間やそこに生息する生物種の保全・再生・活用を図ることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	28-	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	22-	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
渡良瀬遊水地利活用推進計画	—	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画
利根川未来パーク構想	—	利根川周辺の多様な資源や機能を活用した魅力的なまちづくり推進の基本となる構想

■市指定の保存樹林

市内に点在する貴重な屋敷林や樹林などを保存樹林として指定し、自然環境の保全を推進しています。

◎ 保存樹林の指定状況 （単位：上段・件数、下段・面積）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
29 件 83,233 ㎡	31 件 102,827 ㎡	32 件 103,932 ㎡	31 件 102,783 ㎡	31 件 102,783 ㎡

資料：環境政策課

● 具体的な施策

（１）自然環境の保全・再生

豊かな自然環境は、生活に潤いや安らぎをもたらす市民共有の財産であることから、屋敷林等のふるさとの緑の象徴となる樹林の保全を図ります。

また、「生物多様性かぞ戦略」を策定し、河川・用排水路など水辺に生息する生物の多様性を保全します。

市内に広がる広大な農地は、作物の生産機能のほか、地球温暖化の抑制機能や貯水機能、市民に安らぎを与える癒し機能などの多面的な機能を有し、市民にとってかけがえのない環境資源でもあることから、引き続き保全を促進します。

（２）水辺環境の保全・再生

多種多様な生物が生息・生育する空間として、市民、関係団体などと連携し、浮野の里やオニバス自生地、利根川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地、市内に点在する池沼など水辺環境の保全に努めます。

また、利根川の水辺環境とまちづくりの一体化を図るため、利根川未来パーク構想に基づき、利根川を活かしたまちづくりを推進します。

（３）緑の保全・創造

身近な緑はヒートアイランド現象の緩和や潤いと安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な環境資源であることから、屋敷林や貴重な樹林の保全などに取り組む市民を支援します。

● 協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、市民共有の財産である緑や水辺などの保全や豊かな自然環境の創造に努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
保存樹林（屋敷林等）の指定率	36.2%	43.7%	屋敷林等の保全を図るため、市内に残る 1,000 ㎡以上の樹林の総面積のうち、保存樹林に指定をした面積の割合
保存樹林（屋敷林等）の指定箇所数	31 箇所	48 箇所	
生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数	134 人	180 人	「浮野の里」自然観察会、「オニバス自生地」「風の里公園」等での生物調査等の参加者数
オニバス自生地来訪者数	1,250 人	1,550 人	オニバス開花時期（7月～9月上旬）の自生地来訪者数 （オニバスフェスタ参加者人数含む）
利根川未来パーク構想に位置付けされている主なイベント・施設の来場者数	43 万人	53 万人	市民平和祭、利根川フェスティバル、加須未来館、利根川こども館、サイクリングセンター、おバフェスタ、道の駅おおとねの来場者数の合計
渡良瀬遊水地まつりの来場者数	7,500 人	13,000 人	

第2項 きれいな水の再生

基本方針

日常生活に伴い排出される生活排水を適正処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化とこれらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進や合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

● 現状と課題

生活排水は河川の水質汚濁の主な原因として水質に大きな影響を与えていることから、家庭からの生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽への転換など総合的な生活排水対策の推進が必要です。

公共下水道事業については、計画的に整備を推進するとともに、整備が完了した区域においては、より一層の接続の推進が必要です。

農業集落排水事業については、処理施設を有効に活用するため、施設の適正な維持管理とともに、より一層の接続の推進が必要です。

また、これまで既存の単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽の維持管理の徹底などを進めてきましたが、今後も一層、合併処理浄化槽への転換やその維持管理の徹底、各家庭での水質浄化意識の啓発・高揚が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市生活排水処理施設整備計画	28-37	下水道など生活排水処理施設の計画的な整備を推進するための計画
加須市公共下水道事業基本計画	25-36	下水道事業の計画区域、計画人口、施設計画などを定める計画



加須市環境浄化センター全景



下水道管渠工事

資料：下水道課

● 具体的な施策

（１）公共下水道の整備と適正な維持管理

生活環境の改善や河川・水路の水質改善を図るため、市街化区域の住居系を中心に公共下水道の整備を推進します。

また、整備完了区域では、公共下水道への加入を促進します。

さらに、下水道処理施設の長寿命化対策を実施し、施設の適正な維持管理に努めます。

（２）農業集落排水処理施設の適正な管理

全 16 処理区域の施設の適正な維持管理に努め、農業用排水路への生活雑排水の流入を防止することによって、農村生活環境を維持・改善します。なお、大越処理区については、P F I 手法を用いた効率的な維持管理に努めます。

また、農業集落排水処理施設への加入を促進します。

（３）合併処理浄化槽の普及促進

生活排水の適正処理を推進するため、浄化槽整備区域（積極的に浄化槽を整備する区域）での合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、広報等を通じた啓発活動などに努め、各家庭での浄化槽の維持管理の徹底や水質浄化意識の高揚を図ります。

（４）河川の浄化対策

河川や農業用排水路の水質向上を図るため、冬期通水（冬水）や河川浄化団体等との協働による清掃活動、啓発の実施など生活排水対策を推進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理し、河川の浄化を図ります。

● 協働のまちづくり

きれいな水の再生に向けて、市・市民・事業者が協働し、生活排水の浄化に対する意識を高めるとともに、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換などを促進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
市内 50 地点の BOD 値（冬期） の環境基準達成率	70%	100%	加須・騎西・大利根地域 5mg/l 以下 北川辺地域 3mg/l 以下
公共下水道整備面積	961.31ha	986.69ha	公共下水道が供用されている面積 (加須地域+騎西地域+大利根地域)
農業集落排水処理施設加入率	71.7%	80.5%	
浄化槽整備区域内の合併処理浄 化槽普及率	42.7%	67.2%	
し尿処理量	29,324kl	35,749kl	加須クリーンセンターと大利根クリー ンセンターにおける生し尿、浄化槽汚泥 等の処理量の合計

第3項 美しい景観の形成

基本方針

身近な緑や憩いの場を提供する公園緑地を整備するとともに、緑化や環境美化に努めます。

また、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

● 現状と課題

市では、緑を活かした市民の憩いの場、レクリエーションの場として公園緑地の整備を進めてきました。今後も緑を活かした憩いの場などを確保するため、公園緑地の緑を適正に維持管理し、様々な年代の意向を踏まえて親しまれるような公園づくりに取り組むとともに、整備に当たっては、市民の利用や市民による管理などを見据え、計画段階からの市民との協働を進める必要があります。

また、加須未来館周辺のお花畑や騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイなど、美しい景観の保全に努めていますが、今後も、地元との協働による景観形成が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
水深地区景観指針	24-	宅地化などによる生活環境の変化が著しい水深地区において、景観資源を保全、継承、創造し、景観を活かした地域づくりを行うための指針

加須未来館周辺の
コスモス



北川辺地域の
オニバス自生地



騎西地域の
あじさいロード



道の駅童謡のふる里
おおとね周辺の
ホテイアオイ



資料：まちづくり課

● 具体的な施策

（１）緑化の推進

公共施設の芝生化やグリーンカーテンの設置、事業所や一般家庭へのグリーンカーテンの普及促進、オープンガーデンの促進などによって、市民と一緒にまちの緑を創造します。

（２）公園・街路樹などの緑の保全

公園緑地の維持管理を適切に行うとともに、新たな用途を含む公園について、準備・計画から整備後の管理・運営まで、市民との協働で実現していきます。

さらに、道路の緑化を推進します。

（３）美しい街並みの形成

市内の良好な住環境や歴史的建造物・文化財、田園風景など現存する景観資源を保全するとともに、景観指針を策定し、地域とともに景観を活かした地域づくりを推進します。

また、不動ヶ岡不動尊周辺や加須未来館周辺をはじめとして、地域の日常に溶け込んだ景観の保全・創造・活用を図ります。

さらに、まちなかや郊外の公共空地などを利用して、誰もがのんびり過ごせる身近な憩いの場を整備します。

● 協働のまちづくり

公園などについては、地元自治協力団体や利用者などに維持管理業務を委託するなど、市民との協働による美しい街並みの形成を推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
人口一人当たりの公園面積	10.5 ㎡	11.0 ㎡	
景観指針を策定する地区数（累計）	1 地区	5 地区	
景観指針に係る活動回数	7 回	10 回	
加須市未来館の年間来場者数	99,218 人	105,000 人	
憩いの場の設置数（累計）	1 箇所	3 箇所	

第1項 温室効果ガスの削減

基本方針

地球温暖化防止のため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び自転車利用の促進や公共交通機関の利用など環境に配慮した移動手段への転換を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制に努めます。

● 現状と課題

地球温暖化を防止するため、市が率先して環境配慮活動を行うとともに、市民・事業者が一体となって省資源・省エネルギー対策などを推進し、温室効果ガスの発生を抑制することが課題となっています。

市では、主な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を削減するために、太陽光発電の導入促進や環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた啓発を行うとともに、市役所における省資源・省エネルギーの推進に取り組んでいます。今後はさらに、公共交通機関の利用やエコ・カーの普及などを図るとともに、健康増進とゆとりある生活に繋がる身近な移動手段で環境にやさしい自転車の利用促進に向け、利用環境の整備や意識啓発に努めることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市役所地球温暖化防止実行計画	27-32	加須市の事務事業における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制への取組を定め、本市の事務事業から発生する温室効果ガスの抑制を図るための計画
加須市自転車利用促進計画	28-32	日常生活圏内の移動手段について、自転車利用の促進を図るための計画

■エコライフDAYチェックシート参加状況

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	参加 人数	二酸化炭 素削減量 (kg)	参加 人数	二酸化炭 素削減量 (kg)	参加 人数	二酸化炭 素削減量 (kg)	参加 人数	二酸化炭 素削減量 (kg)	参加 人数	二酸化炭 素削減量 (kg)
夏	14,766	9,979	14,916	9,453	10,326	15,569	16,103	11,807	13,472	10,659
冬	15,440	10,348	15,842	11,023	15,731	10,624	14,547	14,661	16,063	13,780
計	30,206	20,327	30,758	20,476	26,057	26,193	30,650	26,468	29,535	24,439

資料：環境政策課

● 具体的な施策

（１）省資源・省エネルギー対策の推進

市役所が率先して省エネ行動の徹底や省エネ施設への転換などによる省資源・省エネルギー対策を推進し、二酸化炭素の発生抑制を図るとともに、広報紙、ホームページ、講習会・セミナーによる省資源・省エネルギーの啓発や簡易版環境家計簿エコライフ DAY チェックシートへの参加促進、環境フォーラムの開催など、市民、事業者への普及啓発を行います。

（２）環境にやさしい自動車利用等の促進

エコ・カーやアイドリング・ストップ、カーシェアリングの普及を促進するとともに、公共交通機関の利用など環境にやさしい自動車利用を促進します。また、環境負荷の低い運転方法であるエコドライブについて、一層の普及に向けた啓発を推進します。

（３）自転車利用の促進

地球環境に関心を持ち、限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、スローライフの促進による市民の健康増進とゆとりある生活スタイルを確立するため、ノーマイカーデーの導入や自転車道の整備、サイクルポートの設置など自転車利用の促進を図ります。

● 協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、省資源・省エネルギー対策や環境に配慮した移動手段への転換の推進によって、二酸化炭素の発生抑制を図ります。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
加須市役所における二酸化炭素 (CO ₂) 年間排出量	13,377 t-CO ₂	13,139 t-CO ₂	加須市役所地球温暖化防止実行計画に基づく基準年度（平成 21 年度）の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量に対し、平成 32 年度までに 15%削減
公用車におけるエコ・カーの使用 台数（軽車両は除く）	5 台	8 台	
1 日、自動車を使用せず自転車等 を利用した人の割合	25.5%	50%	エコライフ DAY チェックシートの該当設問「出かけるときは自動車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した」の回答率

第2項 節電社会の構築

基本方針

地球温暖化の防止に向けて、市民総ぐるみで、より一層の節電行動を心掛けるとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーや燃料電池などによる電力の創出を推進することで節電社会の構築を図ります。

● 現状と課題

本市では平成 23 年 6 月から、節電社会の構築に向けて市民総ぐるみで行動を起こすため、「加須市節電行動プラン」を策定し、地球温暖化の防止に向けて消費電力の削減や電力の創出に取り組んでいます。

引き続き電力を安定的に使用できるよう、行政はもとより市民・事業者を含めた市民総ぐるみで、より一層の節電行動を心掛け、消費電力の削減を図るとともに、再生可能エネルギーや燃料電池などによる電力の創出を推進し、節電社会を構築することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市節電行動プラン	28-32	節電社会の構築に向けた行動を起こすためのプラン

■市の公共施設における再生可能エネルギーの導入状況（平成28年3月31日現在）

No.	設置場所（施設名）	導入エネルギー	導入規模	稼動年月
1	騎西総合体育館 （ふじアリーナ）	太陽光発電システム	5kW	H11.4
2	騎西文化・学習センター （キャッスルきさい）	太陽光発電システム	30kW	H15.12
3	加須市市民総合会館 （市民プラザかぞ）	太陽光発電システム	10kW	H16.11
4	騎西中学校	太陽光発電システム	60kW	H17.1
5	北川辺文化・学習センター （みのり）	太陽光発電システム	18W	H17.4
6	加須市民運動公園駐車場	風力太陽光ハイブリッド発電	1.04kW	H21.3
7	北川辺東小学校	太陽光発電システム	8kW	H23.3
8	加須学校給食センター	太陽光発電システム	10kW	H23.12
9	水深小学校	太陽光発電システム	20kW	H25.3
10	大利根総合支所	風力太陽光ハイブリッド発電	149W	H25.3

資料：環境政策課

● 具体的な施策

（１）消費電力の削減

節電行動プランに基づく市職員の執務体制や照明のLED化の推進・電気機器使用方法の工夫などによって市役所における消費電力の削減を推進します。

また、市民・事業者へ広報紙やホームページなどによる節電事例の紹介や節電講習会、グリーンカーテン育成講習会の開催、節電コンテストの実施などを通じた普及啓発を行います。

（２）電力の創出

電力を創出するため、市施設に加え、市民・事業者に対しても、太陽光発電システムの設置をはじめとする再生可能エネルギーの導入等を推進します。

● 協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、消費電力の削減や再生可能エネルギーによる発電に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
太陽光発電システムの容量 (10kW未満)	13,481 kW	22,000 kW	家庭用太陽光発電システム (資源エネルギー庁)
太陽光発電システムの容量 (10kW以上)	28,838 kW	69,800 kW	法人用太陽光発電システム (資源エネルギー庁)
市庁舎の年間消費電力量	122 万 kWh	120 万 kWh	
市内における防犯灯のLED化率	55.8%	100%	

第3項 循環型社会の構築

基本方針

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rを推進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止やクリーンセンターでのごみの適正処理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

● 現状と課題

平成25年4月から、ごみの分別方法を5種18分別とし、あわせて、有料指定ごみ袋制度を再編したところ、資源化率は高い水準を保っていますが、ごみの減量化については、計画値に達していない状況です。環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、引き続き、市民や事業者とともに5Rの意識を高め、ごみの資源化・減量化に努めることが必要です。

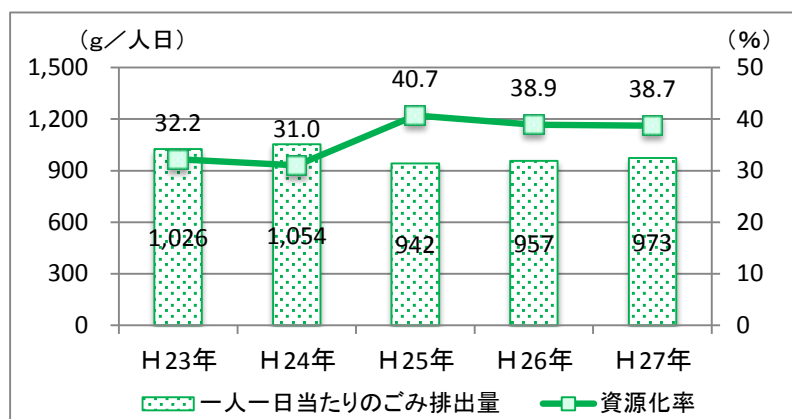
また、空き地や集積所などへのごみの不法投棄が絶えない状況にあるため、市民との協働による不法投棄防止対策が必要です。

ごみ処理施設の機能保全を図りながら、搬入されたごみについて、引き続き適正な処理を行っていく必要があります。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23-32	本市の環境保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市一般廃棄物処理基本計画	24-33	資源循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の発生抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針となる計画

■一人1日当たりのごみの排出量と資源化率



資料：資源リサイクル課

● 具体的な施策

（１）ごみの資源化・減量化の推進

市民と協働して、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）５Ｒの推進及び意識啓発をするとともに、バイオマス（草木類や生ごみなど）の資源化に取り組むことにより、ごみの資源化・減量化を推進し、焼却灰等の最終処分量の削減を図ります。

また、市民や事業者に対するごみの排出ルールの徹底や不法投棄防止に関するＰＲなどごみの不法投棄対策を図るとともに、不法投棄されたごみを適正に処理します。

（２）ごみの適正処理

ごみ処理施設に搬入されるごみを周辺環境に配慮しながら適正に処理するとともに、施設の適正な維持・管理に努め、安定した運転を行います。

また、市が保有する全ての PCB 廃棄物を計画的に処分します。

● 協働のまちづくり

ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動を支援し、市民と協働してごみの資源化・減量化を推進し、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
一人 1 日当たりのごみ排出量	973 g	836 g	
ごみの資源化率	38.7%	40%	

第4項 公害のない生活環境の確保

基本方針

大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な環境測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業場の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

また、公害苦情に迅速に対応し、指導助言による早期解決を図るとともに、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

● 現状と課題

市民が良好な生活環境のもとで快適に暮らすために、大気、水質、道路騒音、放射能などの監視測定を実施するとともに、公害の未然防止に向けた啓発活動を推進しています。

また、工場・事業場などの公害発生源に対して、法令を遵守するように規制・指導を行っています。

市民からの苦情を受けた場合は、苦情の原因者に対して助言・指導を行い、迅速・適切な対応を図っています。今後も、公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理など公害の未然防止を図ることが必要です。

身近な問題としては、ペットのフンや鳴き声等の苦情が続いていることから、適正飼養に関する啓発を推進していく必要があります。

土地の埋立て規制などによる土砂の違法堆積の防止や空き地の適正管理については、加須市環境保全条例に基づく指導などを行ってきましたが、引き続き生活環境の保全に向けた対応が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市環境基本計画	23—32	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

■ 公害苦情件数の推移

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
大気汚染 ()内野焼き件数	51 (49)	50 (50)	61 (61)	50 (48)	54 (52)
水質汚濁	13	20	14	11	14
騒音	19	23	28	29	13
振動	3	4	1	4	3
悪臭	17	16	18	21	20
合計	103	113	122	115	104

資料：環境政策課

● 具体的な施策

（１）公害の未然防止

公害の未然防止のため、啓発活動に努めるほか、工場・事業場などの公害の発生源に対して、県や近隣市と連携し、法令を遵守するように規制・指導を実施します。

市民からの苦情に対しては、その苦情の原因者に助言・指導を行い、迅速・適切な対応をすることによって早期解決を図ります。

（２）監視測定の実施

環境の監視測定体制の整備を推進するとともに、県との連携による大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

（３）生活環境の保全・指導

無秩序な残土の埋立てや管理の行き届かない空き地など生活環境に支障が生じる行為等に対して、加須市環境保全条例に基づく必要な規制や指導・助言を実施し、良好な生活環境の保全に努めます。

さらに、不法投棄をさせないまちづくりを目指し、道路や河川、水路などにおけるごみの不法投棄対策を推進します。

また、犬や猫によるフン害等の苦情に対し、動物愛護法等に基づく適切な指導・助言を実施するとともに、ペットの適正飼育の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

● 協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、自ら公害の発生源とならないように十分配慮します。

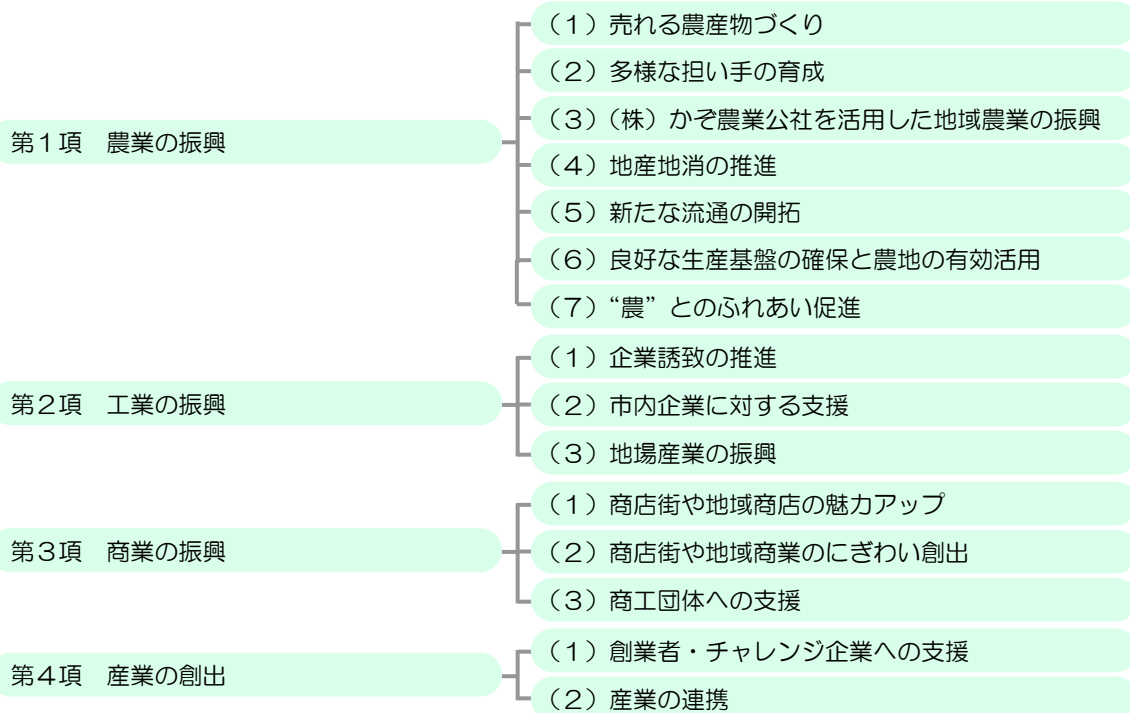
● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
公害苦情処理件数	104 件	76 件	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の苦情の総計
光化学スモッグ注意報の発令件数	9 件	1 件	
花崎駅周辺におけるムクドリ追払いの地域住民の延べ参加人数	96 人	240 人	

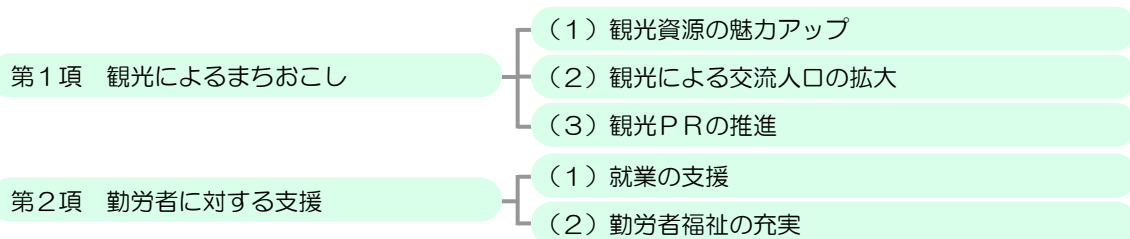
第5章

活力ある産業のまちづくり

第1節 産業を活性化する



第2節 人・まちを活性化する



第1項 農業の振興

基本方針

農業経営の安定化・効率化を図るための農業生産基盤の整備、地域の実情に応じた農地の流動化などを総合的・計画的に推進するとともに、担い手や生産者団体の育成を図ります。

また、地域農産物の直売所の活用や地元商店と連携した地産地消の推進、農産物のブランド化などによる消費者に信頼される安全・安心な農産物の供給に努め、販路の拡大を図るほか、JAほくさい等との連携により、付加価値の高い農業の確立に努めます。

● 現状と課題

加須市は、埼玉県内一の米どころであり、耕地面積は県内1位、総農家数は県内2位となっており、各地域の特産農産物についても上位にランクしています。しかし、市内にはまだまだ小区画の水田も多く存在することから、米づくりにおける生産性の向上と農地の荒廃を防止するため、地域の実情に即した、ほ場整備などの基盤整備を推進するとともに、規模拡大志向の担い手への円滑な農地集積が必要です。稲作農業を中心とした担い手不足が深刻さを増す中、食料供給力の向上と地域農業を維持発展させるための多様な担い手育成が急務です。

一方、農業が職業として選択されるためには、安定した収入の確保や魅力、やりがい求められることから、有機栽培や特別栽培、栽培記録の公開などの安全・安心による付加価値、産地力の強化によるブランド化など、消費者に選ばれる「売れる農産物」づくりに努める必要があります。

また、生産者、消費者ともにメリットがある環境にもやさしい地産地消を積極的に推進し、販売強化に向けた新たな流通を開拓することが必要です。

今後も農産物が安定的に供給されるためには、様々な“農”とのふれあいの提供によって市民が農業・農村の重要性を理解するとともに、農産物の価値を適性に評価した消費活動を行い、農業者が誇りと希望をもって生産活動を続けられる社会環境が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市農業振興ビジョン	25-32	農業者・市民と行政の協働により、加須ならではの力強い農業を実現するため、具体的な取組方針を示す計画
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	26-35	加須市農業の将来方向に関する基本的な方向を示す構想
人・農地プラン（地域農業マスタープラン）	-	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となるプラン
加須市農業振興地域整備計画	28-37	農業振興に必要な農地を明らかにし、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進する計画

■ 加須市の農業データ

①耕地面積	6,610ha	県内順位1位	②総農家数	4,163戸	県内順位2位
③販売農家数	3,010戸	県内順位1位	④米の収穫量	23,100t	県内順位1位
⑤トマト（冬春）	2,090t	県内順位1位	⑥なす（冬春）	446t	県内順位1位
⑦きゅうり	4,651t	県内順位3位	⑧そば	14t	県内順位3位

※①～④は平成27年数値、⑤～⑧は平成26年数値

資料：農業振興課

● 具体的な施策

（１）売れる農産物づくり

安全・安心をキーワードとした生産体制の確立とともに生産団体の組織強化と活性化を促進し、「売れる農産物」づくりに向けた加須産農産物のブランド化の強化を図ります。

また、加須産農産物を利用した新たな特産物の開発や、米づくりだけでなく果樹、野菜づくりへの転換など付加価値の高い「売れる農産物」づくりに取り組みます。

（２）多様な担い手の育成

新規就農希望者などを対象に農業塾を開講し、就農者の確保・育成を図るとともに、認定農業者制度を活用した意欲的農業者への支援や地域の実情に応じた集落営農の組織化を促進します。

また、青年・女性をはじめとした農業者組織の活性化を図るとともに、地域農業とのバランスに配慮しつつ、新たな経営体の参入を促進します。

（３）（株）かぞ農業公社を活用した地域農業の振興

農地の多面的機能を保全するとともに地域農業の振興を図るため、新たな担い手となった株式会社かぞ農業公社の機能の充実を図るとともに円滑な事業の実施を支援します。

（４）地産地消の推進

農産物直売所や直売農家への支援に努めるとともに、学校給食での地元農産物の利用促進など、生産者・販売者・消費者間の連携強化による農産物の地産地消を推進します。

（５）新たな流通の開拓

農産物販路の拡大のため、新たなイベントや販売手法の導入について支援します。また、消費者だけでなく商業者を対象とした市内農家ツアーなどを開催するとともに、インターネットを活用した加須産農産物のＰＲや販路形成についての可能性を追求します。

（６）良好な生産基盤の確保と農地の有効活用

米づくりにおける生産性の向上を図るため、低コスト型の埼玉型ほ場整備事業加須方式を主体とした農業基盤の整備を推進するとともに、水路や土地改良施設の適正な維持管理に努めます。

また、農地制度の厳格な運用による優良農地の確保を図りつつ、農地の有効活用を促進するため、遊休農地の発生防止や解消保全に努めるとともに、規模拡大を志向する担い手への円滑な利用集積を推進します。

（７）“農” とのふれあい促進

加須未来館、ライスパークなどにおいて、生産から加工まで気軽に農業と触れ合える農業体験等のイベントを開催していくとともに、グリーンファーム加須や市民農園を都市と農村との交流・農業体験の場として活用します。また、様々な機会を捉え、加須市の農業をＰＲします。

● 協働のまちづくり

市内農業者などと協働し、農地保全や地産地消を推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
農産物直売イベントの開催又は参加の回数	14 回	17 回	
認定農業者数	272 人	286 人	農業経営改善計画の認定を受けた農業者
(株)かぞ農業公社への農用地利用権設定面積	37ha	55ha	法人化計画による集積目標
農産物直売所の地元農産物の売上額	318,962 千円	359,000 千円	市内 6 カ所の合計
農振農用地区域内の田のほ場整備率（30a 以上）	47.9%	50%	

第2項 工業の振興

基本方針

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、既存の工業団地や新たに確保する産業用地への企業誘致を推進します。

また、既存の中小企業などに対しては、経営の安定化、経営基盤の強化を支援します。

● 現状と課題

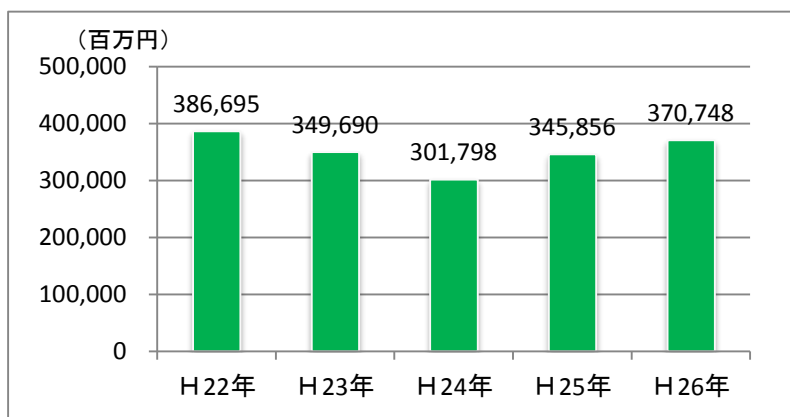
工業の振興を図るには、新たな工業団地等の整備が有効ですが、土地利用規制（農地転用など）が厳しく、企業誘致に伴う受け皿整備が難しい状況となっています。

また、本市には東北自動車道加須インターチェンジがあり、圏央道の白岡菟蒲インターチェンジが近接していることから、企業の進出希望が多く、工業系用地のストックが企業立地ニーズに追いつかない状況となっています。今後、道路交通網の要衝であることや、自然災害が少なく、子育て環境も充実しているなど、本市の強みを活かした新たな工業系土地利用の下、企業立地を積極的に促進し、雇用創出と産業活動の活性化を図ることが必要です。また、市内中小企業の経営基盤拡充に対する制度融資の充実や、先端産業参入に対するチャレンジ企業への支援が必要です。さらに、地域に根ざした地場産業の継承支援に努める必要があります。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
—	—	—

■加須市における製造品出荷額等の推移（工業統計調査より）



資料：産業雇用課

● 具体的な施策

（１）企業誘致の推進

雇用の安定を図り、人口流出を抑制するため、圏央道の沿線に位置し、東北自動車道のインターチェンジを有する本市の地域特性を最大限に活かした優良企業の誘致を推進します。

また、新たに開発適地を選定し、計画的に工業団地等を整備し、ICT や新エネルギー、環境配慮企業など 21 世紀型の産業集積を目指します。

（２）市内企業に対する支援

市内中小企業の経営の安定と事業の発展を促進するため、必要な資金の融資あっせんなどを行うとともに、保証料や支払利子に対する財政支援を行います。また、市内中小企業の販路拡大及び先端産業への参入など市内企業との連携を図り経営基盤の強化を支援します。

（３）地場産業の振興

被服・縫製、製麺、酒造、伝統工芸など地域に根ざした地場産業の振興を促進し、雇用の創出や地域の活性化を推進します。また、地場産業の継承に向けた財政的支援や関係機関との連携による支援を行います。

● 協働のまちづくり

事業者と協働し、環境美化や市内企業への市民の就業拡大を図ります。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
住宅改修等需要促進事業申請件数（年間）	253 件	330 件	
事業資金等融資実行件数（年間）	6 件	12 件	
加須インターチェンジ東地区産業団地への立地企業数（累計）	—	7 社	
市内への立地事業所数（年間）	3 事業所	5 事業所	加須インターチェンジ東地区産業団地への立地企業数を除く

第3項 商業の振興

基本方針

まちづくりの計画との整合性を図り、商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進します。

また、経営体質の強化や商工団体の育成強化など支援体制の充実を図るとともに、地域の特色をいかした商業の振興や農業等と連携した商業環境づくりを推進します。

● 現状と課題

本市の商業を取り巻く環境は、まちなか居住人口の減少や消費者の買い物意識の変化及び近隣の大規模商業施設の進出による市外への流出などの影響によって客数や売上げが減少しているとともに、商店経営者の高齢化や後継者不足による商店数の減少や空き店舗の増加など様々な問題に直面しています。そのため、既存の商店街や商工会などと連携し、「魅力アップ」と「にぎわい創出」の二つの側面から商店街や中心市街地の活性化を図ることが必要です。

家族形態やライフスタイルの多様化などによって地域の連携や支え合いへの関心が高まる中、商店街は商売の発展はもとより、地域住民のコミュニティのよりどころ、地域コミュニティの担い手として期待されています。

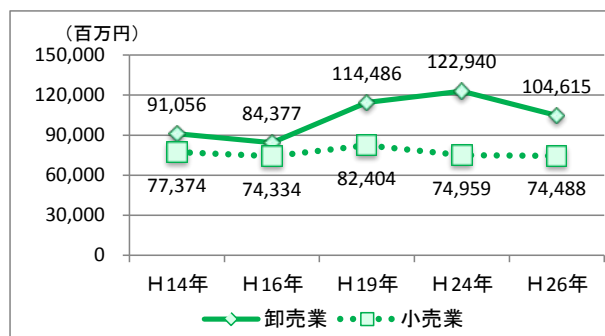
一方で、日本経済は回復基調にあるものの、市内事業所の売上業況は卸売業と比較して小売業が伸び悩んでおり、事業所数の減少率も卸売業より小売業のほうが高い傾向にあることから、商店や商店街への支援が必要です。

● 関連計画・指針

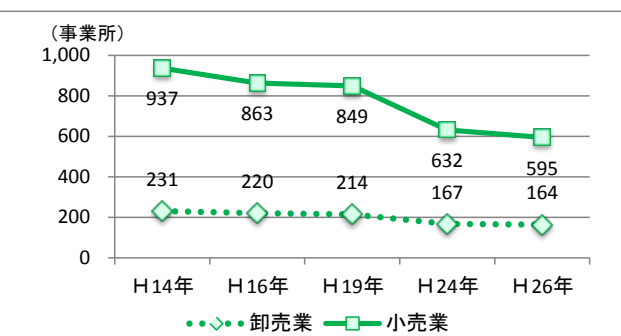
関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市商業振興ビジョン	25-29	加須市の商業環境の実態を把握するとともに、加須市の商店街や地域商業の振興・発展を図るための計画

■ 加須市の小売業・卸売業の状況

小売業・卸売業の年間商品販売額の推移



小売業・卸売業の事業所数の推移



出典：商業統計調査・経済センサス活動調査

● 具体的な施策

（１）商店街や地域商店の魅力アップ

商店の特色づくりのための「一店逸品事業」や「個店診断」などによる商品のブランド化を推進するとともに、商店の魅力や楽しさ、個性など、いわゆる「売り」を引き出し、元気でがんばる商店を支援することによって、まちなか商店街の活性化を図ります。

（２）商店街や地域商業のにぎわい創出

商工会、商店街、地域と市が連携・協力して行う「まちなか商店街フェスティバル」や「奇彩ハロウィン」「北川辺サマーフェスタ」「おおとね商工夏まつり」「地域商業の魅力を気軽に体験できる街バル」など、にぎわい創出・販売促進イベントを開催し、商店街や地域商店における楽しさの演出や親子で楽しめる商店街づくりを推進するとともに、地域コミュニティと一体となって、まちなか商店街や地域商業の活性化を図ります。

また、商業者・生産者・消費者を結ぶ商農連携、地産地消の新しい形の「市（いち）」（マルシェ）の定期的開催を促進し、各個店への顧客を創出するとともに、地域通貨（ちょこっとおたすけ絆サポート券）発行による地域福祉サービス支援事業の運営を支援し、地域商業の活性化を図ります。

（３）商工団体への支援

市内中小零細事業所や地元産業を支援するとともに、経営改善普及や商業振興活性化、地域総合振興に取り組む市内商工団体を支援し、市域全体の地域経済活性化を図ります。

● 協働のまちづくり

商工会や中心市街地スタッフ会議、商店会、小学校、地域住民と協働し、まちなかのにぎわいを取り戻す取組を推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
逸品カタログ参加店のうち、来客数や売上が増加した店の割合	63%	100%	
「市（いち）」の開催によるにぎわい創出人数	12,661 人	18,000 人	
商店街にぎわい創出イベント集客数	45,383 人	47,000 人	

第4項 産業の創出

基本方針

異業種交流を促進し、農工商の協働、連携による新たな産業の創出・地域ブランドの創造を支援するとともに、地域産業の活性化に努めます。

また、創業者や新たな事業展開などを目指す企業に対し、経営基盤の安定化・高度化のための支援をします。

● 現状と課題

本市の農業は、担い手不足が深刻さを増し、耕作放棄地の増加が懸念されます。また、工業については、景気の影響を受けやすい中小企業を中心に、商業については、中心市街地の空洞化や後継者不足による商店の減少が進行するなど、農業、工業、商業それぞれが様々な課題を抱えています。

そこで、こういった課題を違った角度から捉え直し、新たなビジネスチャンスを生み出す可能性を持った人と情報のネットワーク、農工商の交流の場が求められています。

さらに、産業の育成や地域経済の活性化を図るため、創業を希望する市民をはじめ、環境配慮やICTなどによる新しい取組に挑戦する企業を支援することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
-	-	-

■ 農家数・事業所数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
農家数 (農業経営体数)	4,263					3,667				
工業統計 製造業 事業所数	352	359	356	351	324	317	298	295	309	310
商業統計 事業所数			1,063					799		

※H21 までは合併前の1市3町の合計数

資料：農林業センサス・工業統計調査・商業統計調査

● 具体的な施策

（１）創業者・チャレンジ企業への支援

創業支援のための情報提供や人材育成を推進するとともに、創業者や新規中小企業者を対象に運転資金や設備資金の融資あっせんを行います。

さらに、出産・子育て等のために離職した女性の意欲と能力を活かすため、様々な情報や学習機会の提供などを通じ、創業等新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

また、環境配慮型企業への誘導や先端産業分野へのチャレンジ企業を支援します。

（２）産業の連携

農業、工業、商業が協働・連携し、相互の経営資源を有効に活用できる新たな事業展開を図るための交流の場づくりに努めます。

また、異業種の様々な団体などが連携して行う、地場農産物を市内飲食店に安定供給するネットワークづくりや、地場農産物を活用した特産品の開発などに向けた調査・研究を支援します。

さらに、市内の学校・大学と事業所との共同研究・開発など６次産業化に向けたマッチングの機会をつくるなど産・学・官の連携を図ります。

● 協働のまちづくり

産業連携を目指す農工商業者が主体的に活動できる交流の場づくりに努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
市の支援を受け新たに市内で創業した事業所数（年間）	—	2 事業所	
女性就業支援セミナー参加者数	27 人	70 人	県的女性就業関連事業と連携したセミナーの参加者数
産業元気ネットかぞ登録事業所数（累計）	168 事業所	280 事業所	年度末の事業所サイトに登録した事業所数
新商品開発支援件数（年間）	2 件	5 件	補助金を交付した件数

第1項 観光によるまちおこし

基本方針

地域固有の豊かな自然や祭り・文化などを観光資源として積極的に活用し、各地域の観光関連施設のネットワーク化やイベント・観光情報を国内外に発信・PRすることによる本市への集客数の向上を図ります。

また、交通網の充実に伴い、本市及び周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連企業とも連携し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。

● 現状と課題

近年の観光入込客の動向をみると、参加・体験型観光や日帰り観光が増加し、観光の概念が変化しています。

本市の観光資源は多くが未開発の段階ですが、将来が期待される魅力と個性あるものがあります。そして、東京都心からおおむね50km 圏内に位置し、栃木県、茨城県、群馬県とも隣接するとともに、ラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地など観光資源としての恵まれた地理的条件を有しています。

今後、観光による交流人口の拡大を図るために、既存の観光資源の有効活用と他団体との連携による広域的な観光の推進が必要です。特に「こいのぼり」を活用したまちおこしを推進している本市では、国内有数の生産地として取り組んできたこれまでの伝統や文化の保存が求められています。

また、これまでは市報や市ホームページの活用、様々なイベントを通じて加須市のPRに努めてきましたが、さらに多様な方法を活用し、加須市の魅力を国内外に発信することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市観光ビジョン	24-33	観光の基本方針、それぞれの主体が担うべき役割、具体的な施策などを定め、今後の観光のまちづくりにおける方向性を示した計画



ジャンボこいのぼり



渡良瀬遊水地



玉敷神社の藤



ホテイアオイ

● 具体的な施策

（１）観光資源の魅力アップ

日本一の大きさを誇るジャンボこいのぼり（全長 100m）をはじめ、加須名物の手打ちうどんなどの食文化、不動ヶ岡不動尊や玉敷神社などの歴史的建造物、渡良瀬遊水地や浮野の里などの自然景観、むさしの村やはなさき水上公園などのレジャー施設などを観光の核として活用するとともに、平地では珍しい栃木県・群馬県・埼玉県との三県境などの観光資源の有効活用に向けた検討を進め、市の魅力アップを図ります。

また、こいのぼりの国内有数の生産地として、これまで築いてきた伝統や文化を保存するとともに、こいのぼりを活用したまちおこしを推進します。

（２）観光による交流人口の拡大

市民平和祭や渡良瀬遊水地まつり inKAZO、各地域の市民まつりをはじめとする各種イベントの来場者や観光客の増加を図ります。

また、レンタサイクルによる観光客の誘客を積極的に行い、市内の観光関連施設をはじめ、周辺自治体や交通観光関連企業とも連携し、市域を超えた広域的な日帰り観光ネットワークを整備し、観光による交流人口の拡大に努め、地域の活性化を図ります。

（３）観光PRの推進

本市の観光資源を活用した市のPRを推進し、加須市に人や物呼び込むことによって観光振興や産業振興につなげ、市民の郷土への誇りや郷土愛の醸成を図ります。

また、観光協会の支援を図るとともに、観光案内所を拠点とした情報発信を充実させ、フィルムコミッションの活用、観光大使による加須市の魅力やイベント情報発信、観光物産展への積極的な出展、加須未来館プラネタリウムのPR映像の活用、メディアへの情報提供を推進することで、本市の魅力をPRします。

● 協働のまちづくり

市民をはじめ農工商業者・団体、交通関係者、郷土の自然・文化育成保護団体、観光施設など多くの広範な関係者と協働し、観光のまちづくりを推進します。

また、観光ボランティアガイドを養成し、協働することで、本市のPRを推進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
観光入込客数（年間）	2,539,464 人	3,150,000 人	
市民平和祭の来場者数 （ジャンボこいのぼり遊泳）	115,000 人	120,000 人	
観光大使任命数	85 人	100 人	
フィルムコミッション撮影件数	11 件	28 件	

第2項 勤労者に対する支援

基本方針

勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援します。
また、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、若者や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。
さらに、中小企業などの就業者に対する福利厚生等の充実を支援し、労働意欲の増進を図ります。

● 現状と課題

本市の有効求人倍率は、国・県と同様に回復基調で推移しており、国・県及びハローワーク行田管内を上回る高い水準となっております。しかし、具体的な希望職種において、求職者側では、一般事務や営業などの職種の割合が高く、一方、求人者側では、建設や介護などの職種の割合が高くなっており、求人・求職のミスマッチが生じております。

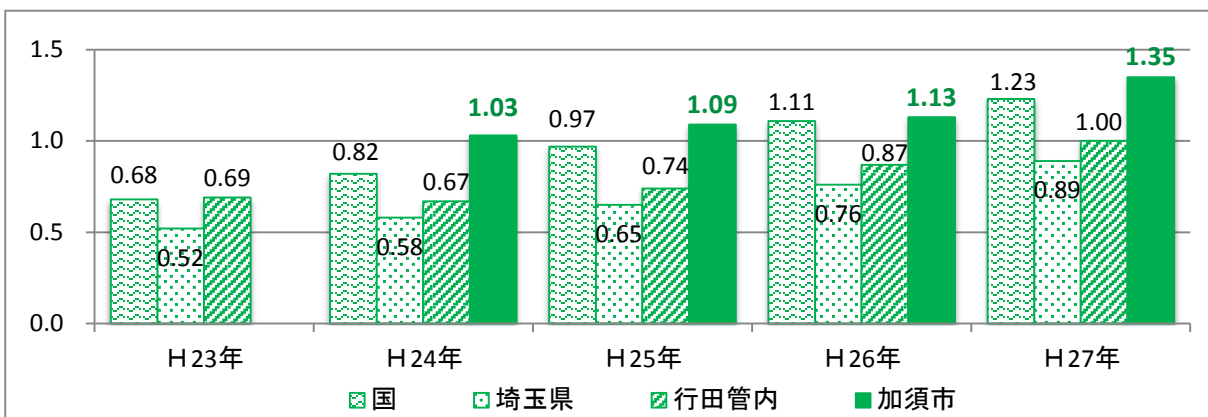
そのため、平成23年12月に本市に設置されたふるさとハローワーク、県及びシルバー人材センターなどの関係機関と連携し、身近でより多くの就労相談・職業紹介などのできる場の確保や就業機会のさらなる充実が必要です。

また、労働意欲の増進を図るため、市内中小企業などの勤労者に対する安定した雇用の確保の促進や福利厚生などの充実に向けた支援を行うことが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
—	—	—

■有効求人倍率の推移



※本市の有効求人倍率：ハローワーク行田集計

※本市の数値はシステム改修によりH24から算出可能となる。

※H24～H27の本市の数値は、市区町村別による集計のため、誤差・脱漏が生じている可能性がある。

資料：産業雇用課、ハローワーク行田

● 具体的な施策

（１）就業の支援

国・県の経済対策や雇用創出関連事業の積極的な活用や優良企業の誘致に努め、市民の雇用を創出するとともに、シルバー人材センターが行う高齢者の就業支援事業を促進します。

さらに、出産・子育て等のために離職した女性の再就職の希望を叶えるため、県の女性就業支援関連事業と連携し、再チャレンジする女性の就業を支援します。

また、加須市ふるさとハローワークやハローワーク行田・県と連携し、就職セミナーや面接会を開催するなど、市民の就職活動を支援します。

（２）勤労者福祉の充実

市内中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与するため、中小企業退職金共済制度への加入促進を図ります。

また、勤労者団体が実施する文化・福利厚生事業への支援や勤労者の住宅確保・生活改善のための資金貸付制度の拡充など、勤労者福祉の充実に努めます。

● 協働のまちづくり

市内事業所と協働し、市民の雇用の確保、従業員の福利厚生の向上に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
就業支援各種セミナー参加者数 (年間)	1,046 人	1,300 人	
ふるさとハローワークを活用した就職者数(年間)	555 人	630 人	
シルバー人材センター正会員数 (年間)	706 人	800 人	
各種セミナーを活用した就職者数(累計)	58 人	226 人	

第6章

地域の力で自立したまちづくり

第1節 協働によりまちをつくる

第1項 広報の充実

- (1) 広報活動の充実
- (2) 市の魅力発信の充実

第2項 広聴の推進

- (1) 対話の推進
- (2) 広聴活動の充実

第3項 市民と行政の協働

- (1) 市民と行政の協働の推進
- (2) 行政情報の公開
- (3) 家族・地域の絆推進運動の推進
- (4) ふるさとづくりの推進

第4項 自治体間交流・国際交流

- (1) 自治体間交流の推進
- (2) 国際化への対応
- (3) 広域行政の推進

第2節 互いに認め合う社会をつくる

第1項 人権尊重社会の推進

- (1) 人権尊重社会の実現
- (2) 人権教育の推進

第2項 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画社会の実現
- (2) 男女共同参画意識の醸成

第3節 自立した自治体経営を実現する

第1項 自立した自治体経営

- (1) 計画的な行政運営
- (2) 職員の能力開発と組織管理
- (3) 公共施設等の適正管理
- (4) 適正な行政運営
- (5) 計画的な財政運営
- (6) 一部事務組合等による効率的な事務の実施

第1項 広報の充実

基本方針

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS や PR 動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開します。

● 現状と課題

広報紙やホームページ、フェイスブック・ツイッターなどを通じて、市民に分かりやすく積極的な情報提供に努めています。また、加須市が暮らしやすく多彩な魅力あふれるまちであることをPRする「魅力発信かぞ」をホームページに開設し、市の魅力発信の充実に努めています。

今後においても、市民が「誇り」や「愛着」を持って定住するためには、更なる広報活動の充実と市民と行政の情報の共有化を一層推進していくことが必要です。さらに、新たな交流人口の増加や定住人口の増加を図るため、加須市の魅力を市内外に積極的に情報発信して加須市の認知度を上げる取組（シティプロモーション）が求められています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市シティプロモーション方針	28—	市の魅力や各種施策を市内外に効果的に情報発信して、市民の郷土愛や本市の認知度向上を推進していくための基本的考え方



加須市 PR 絵はがき

魅力発信かぞ

更新日:2016年01月18日

すごぞ「かぞ」！「かぞ」で暮らしたい！

加須市の特徴や売り、アピールポイントなどを市内外の皆様や企業等の皆様にPRするためのファンペーパー（一枚型説明資料）を作成しました！

今まで知らなかった「かぞ」の魅力が盛りだくさんです！

ぜひ下記項目をクリックしてご覧ください。



！すごぞ！「かぞ」ランキング

市ホームページ上の「魅力発信かぞ」

資料：シティプロモーション課

● 具体的な施策

（１）広報活動の充実

「市報かぞ」や「市報かぞおしらせ版」を市民カメラマンとの協働で発行して広報活動の活性化を図り、より見やすい・読んでもらえる広報紙づくりをさらに進めます。

また、市の公式ホームページやフェイスブック、ツイッター、かぞホッとメール、スマートフォンアプリによる情報提供などを充実させ、分かりやすい行政情報の積極的な提供を推進し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

（２）市の魅力発信の充実

シティプロモーション方針を定め、地域の観光資源やイベント情報、子育て情報、災害が比較的小さい地域の特色など、加須市の魅力や特長、アピールポイント、各種施策を市内外に積極的に情報発信しながら、市民と一緒にシティブロモーションを展開し、加須市に住んでみたい、住み続けたいと思う市民を増やすとともに、加須市が好き、また訪れたいと感じる観光客の増加を図ります。

ホームページ上の「魅力発信かぞ」やPR 絵はがきの充実を図るとともに、加須うどん・こいのぼり検定やふるさと写真コンクール、全国こいのぼり写真コンクールの開催などを通じて、市民の郷土への愛着心を深め、加須市の魅力再発見、全国に向けた加須市のPRに努めます。

新たに、PR 動画の作成・配信やPR 宣伝マンの起用・採用など、様々なPR 方策を検討し、魅力発信の充実に努めます。

● 協働のまちづくり

広報活動の充実によって市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって協働のまちづくりを推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
市のホームページの月平均閲覧件数	191,195 件	208,000 件	
市が報道・放映された数	403 件	450 件	

第2項 広聴の推進

基本方針

市政についての話し合いや出前市長室、市長への手紙・メールなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

● 現状と課題

オープン市長室、出前市長室や市政についての話し合いの開催などによる市民と市長の直接対話をはじめ、市長への手紙やメールなどの様々なチャンネルの広聴活動を通じて、市政に対する意見・要望などを幅広く伺い、可能な限り市政に反映しています。

今後も、広聴活動の充実を図り、市民の市政に対する意見・要望などを幅広く伺い、市政に反映して市政への市民参画を促進する必要があります。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
—	—	—



オープン市長室



市政についての話し合い

資料：秘書課・政策調整課

● 具体的な施策

（１）対話の推進

オープン市長室、出前市長室、市政についての話し合いなど市民と市長の直接対話を推進するとともに、市長への手紙・メールなど、様々なチャンネルで市民の市政に対する意見・要望などを幅広く集め、可能な限り市政に反映します。

（２）広聴活動の充実

市内で行われる様々な会議やイベントを通じて、市民から寄せられた意見を各種事業に反映します。また、市民意識調査をはじめとする様々なアンケート調査を行い、現状を把握して市の施策づくりに市民の声を反映します。

さらに、計画の策定などに当たっては、案の段階で市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終案をつくりあげるパブリックコメント制度を活用するなど、広聴活動の充実を図ります。

● 協働のまちづくり

広聴活動の充実によって、市民の意見や要望を伺い、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって協働のまちづくりを推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
市政についての話し合いに参加した人数	981 人	1,000 人	
出前市長室に参加した人数	347 人	240 人	H22 年度～H27 年度の平均参加人数は、234 人／年度

第3項 市民と行政の協働

基本方針

自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、ボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政それぞれが責任や役割を分担しながら連携し、協働によるまちづくりを一層推進します。

さらに、情報公開を積極的に推進し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていきます。

● 現状と課題

急激な少子化・長寿化、高度情報化、国際化などの社会状況が今後もますます進行する中、本格的な地方分権社会の進展に対応しながら、地域特性を活かした特色のある自立したまちづくりが強く求められます。

そのため、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づく協働事業や家族・地域の絆推進運動を推進するとともに、平成23年に市民活動ステーション「くらくら館」を開設し、また平成24年には「まちづくり市民会議」の活動支援を開始し、市の花・市の木を制定する等、各種事業を実施してきました。

今後も、合併10周年を見据えた市の歌の制作等、市民の郷土愛や家族愛等の気運を高める取組を推進するとともに、協働によるまちづくりを一層推進していくことが必要です。

また、市民が市政に対する理解を深めるために、個人情報保護の下に、原則公開とする情報公開制度の運用に努め、市民と行政の情報の共有化を図ることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
—	—	—



市の木 サクラ



市の花 コスモス



まちづくり市民会議

資料：総務課、協働推進課

● 具体的な施策

（１）市民と行政の協働の推進

市民参加の促進や市民との協働の推進等を図るため、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づいて協働事業を推進します。

また、自治協力団体などによる自治活動や加入促進の支援を充実するとともに、市民活動ステーション「くらくら館」を拠点にした市民団体活動やまちづくり市民会議の活動を支援するなど、協働によるまちづくりを推進します。

（２）行政情報の公開

個人情報の保護に留意しつつ情報公開制度を適切に運用するとともに、審議会等の会議の公開及び会議録の公表制度も円滑に運用し、市民への情報提供を積極的に推進し、行政情報の共有化を図ります。

（３）家族・地域の絆推進運動の推進

協働のまちづくりを深化させていく基盤づくりとして、市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係などを高めるため、「家族・地域の絆推進運動」を加須市全体の市民運動として推進します。

（４）ふるさとづくりの推進

市の花・市の木の普及や地域ごとで開催している市民まつりの継承などを通し、市民の郷土愛の醸成を図り、ふるさとづくりを推進します。

また、市民相互の連携により、快適で安全・安心な地域コミュニティを形成し、市民自ら住みよい地域社会を目指していくコミュニティ活動を推進します。

● 協働のまちづくり

市民と行政が対等な立場で情報を共有し、共通の目標を認識した上で、それぞれが責任と役割を適切に分担し、相互協力によって、協働によるまちづくりの推進に努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
自治協力団体加入率	84%	85.7%	
地域市民活動団体数	70 団体	76 団体	
絆マークを見たり使用したりした市民の割合	87%	100%	アンケート調査結果
市民まつり参加者数	8,305 人	9,300 人	加須・騎西・北川辺・大利根地域ごとの市民まつり 4 回の運営者数総計

第4項 自治体間交流・国際交流

基本方針

地域の特色をいかした他自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

また、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、共に生きていくことのできるまちづくりを目指します。

● 現状と課題

市内には魅力あふれる地域、イベントや物産品が豊富にあります。現在、姉妹都市を提携している栃木県さくら市と友好都市を提携している福島県双葉町との交流を推進していますが、地域資源をアピールするとともにそれらを活かし、個性的で活力ある地域づくりをさらに推進していくために、他自治体との交流の拡充を図っていく必要があります。

一方、市内在住外国人は、市全体の人口の 1.4%を占めていることから、定住者が暮らしやすい環境の整備が必要です。また、国際化社会が進展する中、本市でも外国人の定住者や訪問者の増加などによって外国人と接する機会が増えています。市民の国際理解を深めるためにも、外国の文化や価値観などの違いを知る機会の提供などが必要です。

また、現在、周辺自治体と公共施設の相互利用や災害時における相互応援を行っており、今後も周辺自治体とのより一層の連携を深める必要があります。

● 関連計画・指針

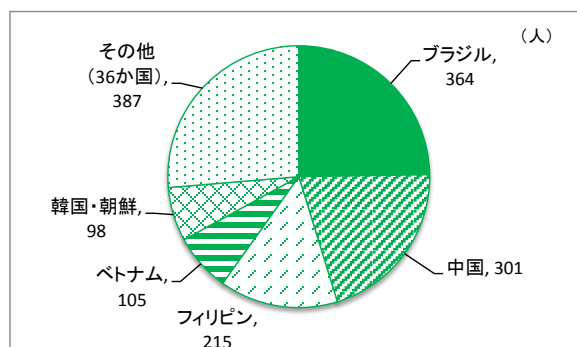
関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
—	—	—

■ 自治体間交流

交流のある都市	主な交流等の内容
栃木県さくら市（姉妹都市・災害協定都市）	市民平和祭
福島県双葉町	県外避難者支援
茨城県古河市（関東どまんかサミット・災害協定都市）	渡良瀬遊水地まつり
栃木県野木町（関東どまんかサミット・災害協定都市）	渡良瀬遊水地まつり
群馬県板倉町（関東どまんかサミット・災害協定都市）	渡良瀬遊水地まつり
栃木県栃木市（関東どまんかサミット・災害協定都市）	渡良瀬遊水地まつり
栃木県小山市	渡良瀬遊水地まつり
長野県中野市	大利根市民まつり
東京都板橋区	板橋農業まつり

資料：総務課

■ 市内国籍別外国人登録者数（人）（平成 28 年 4 月 1 日現在：1,470 人）



資料：市民課

● 具体的な施策

（１）自治体間交流の推進

他の自治体との間で教育、文化、スポーツなどをはじめとする活動を通じた自治体間交流を推進することにより、相互の理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

また、現在、姉妹都市を提携している栃木県さくら市と友好都市を提携している福島県双葉町とは、住民レベルの交流をさらに推進するため、交流事業に対するサポートを実施していきます。

さらに、新たな都市との姉妹都市提携についての検討を進めていきます。

（２）国際化への対応

市内在住の外国人も同じ市民として安心して共に暮らせる多文化共生の社会を構築するため、案内板や各種刊行物の外国語併記に取り組むとともに、国際交流団体との連携を強化します。

身近なところから国際感覚を養っていくため、外国からの研修生がホームステイするワンナイトステイ事業を促進するとともに、ホストファミリー登録家庭の市全域への拡充を図ります。

また、市内で開催されるボルダリングワールドカップなどの国際的なイベントを通して、市民と本市に訪れる外国人との交流機会を増やしていきます。

さらに、外国の都市との姉妹都市提携についての検討を進めていきます。

（３）広域行政の推進

近隣自治体の羽生市、行田市及び加須市で構成する北埼玉地域「彩の国づくり」連絡協議会や県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議等に参画し、広域的な取組を推進するとともに、時代のニーズに応じた広域行政の可能性や効果について研究を進めます。

● 協働のまちづくり

市民と行政が情報を共有し、それぞれが責任と役割を認識しつつ、相互協力によって交流活動を推進できる体制づくりに努めます。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
姉妹都市との交流活動実施回数	10 回	15 回	
多言語による情報提供資料数	48 件	58 件	

第1項 人権尊重社会の推進

基本方針

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、全ての市民が人と人の絆を大切にし、それぞれの個性と能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

● 現状と課題

本市では、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図り、各種人権問題に対する正しい理解を深めるため、研修会や講演会の開催などの人権教育や人権啓発を実施しています。しかし、全国的にみても、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、多様化する社会生活を背景に、様々な人権問題がまだ解消されたとはいえない状況にあります。これからも引き続き人権教育及び人権啓発の推進が必要です。

また、学校教育においては、子どもの発達段階に応じた人権意識の高揚を図りつつ、人権について正しい理解を深め、いじめや差別を「しない」、「させない」、「ゆるさない」子どもを育てるため、あらゆる機会を通じて人権教育や人権啓発を実施しています。人権教育に取り組む指導者の育成を含め、今後も地域に密着した人権教育や人権啓発の推進が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市人権施策推進基本方針	24-	人権尊重社会の実現に向け、各分野の人権に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針
加須市人権教育推進基本方針	25-	人権施策推進基本方針に基づき、学校等、家庭、地域社会におけるあらゆる機会を通して、人権教育を推進するため、今後の基本的な方向性を示した指針
加須市同和行政基本方針	24-	「人権尊重のまちづくりの推進」の一環として、同和問題の解決に取り組んでいくための施策の指針
加須市同和行政・同和教育実施計画	25-29	同和問題の早期解決に向け、具体的な事業を総合的・計画的に推進するための実施計画
加須市人づくりプラン	28-32	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画

■ 人権啓発研修会等への参加者数

年度	H23	H24	H25	H26	H27
参加者数(人)	3,376	1,848	1,951	3,318	1,880

*H23、H26 は北埼玉地区人権フェスティバルの開催地であったため、その参加者数を含む

資料:人権推進課・生涯学習課



平成27年度 人権に関するポスター最優秀作品

● 具体的な施策

（１）人権尊重社会の実現

人権擁護機関や民間活動団体と連携し、学校教育・社会教育・家庭教育、人権週間などのあらゆる場・機会を通じて多種・多様な人権教育や人権啓発活動を行い、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができるように努めます。

また、田ヶ谷総合センターや集会所を地域間交流、人権教育の推進の場として、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた数多くの教養・文化講座の事業によって、地域間の交流や参加者同士の交流を推進します。

さらに、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者などの人権問題の解決に向けて、国、県及び市民団体などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

（２）人権教育の推進

幼児・児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じた効果的な指導方法や学習プログラムを取り入れ、豊かな感性を育み、お互いの違いを認め、お互いを思いやり、お互いの人権を尊重し合えるような人権感覚の育成を図ります。

また、教職員を対象とした講演会や現地調査などの研修会を充実させ、教職員の資質の向上を図り、人権教育を進める上での指導内容・指導方法のより一層の創意工夫を図ります。

社会教育では、幅広い市民を対象に人権尊重に関する講座・研修・講演会を実施することによって、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権感覚の育成を図ります。

啓発活動では、市広報紙を活用した人権問題に関する記事の掲載、人権標語や人権ポスターを掲載した啓発品の配布などにより、人権意識の高揚を図ります。

● 協働のまちづくり

学校・家庭・地域はもちろん、企業も含めた市民総ぐるみの協働によって、あらゆる機会を通じて、相互の人権を尊重し合える社会の構築を図ります。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
人権啓発研修会等への参加者数	1,880 人	3,400 人	
人権啓発研修会等の開催回数	12 回	14 回	
人権教育推進事業への延べ参加者数	5,978 人	8,600 人	

第2項 男女共同参画の推進

基本方針

男女が共に自立し、対等なパートナーとして社会参画するために、性別による固定的な役割意識の解消や男女平等の意識づくりを促進します。

また、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、家庭・地域・職場において男女が共にいきいきと活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

● 現状と課題

平成23年7月に制定した加須市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進するため、加須市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現へ向けた課題に取り組んでいます。

しかしながら、男女の性別による固定的な役割分担意識など、男女を取り巻く課題は依然として根深いものがあり、市民と協働して男女共同参画社会の形成を図るための啓発活動や相談体制を充実していく必要があります。

また、男女間における暴力については非常に大きな社会問題となっていることから、その防止と根絶のための対応も必要です。

男女が共に責任を担う社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、男女が共に家庭生活を担い、地域活動に参加することが必要です。

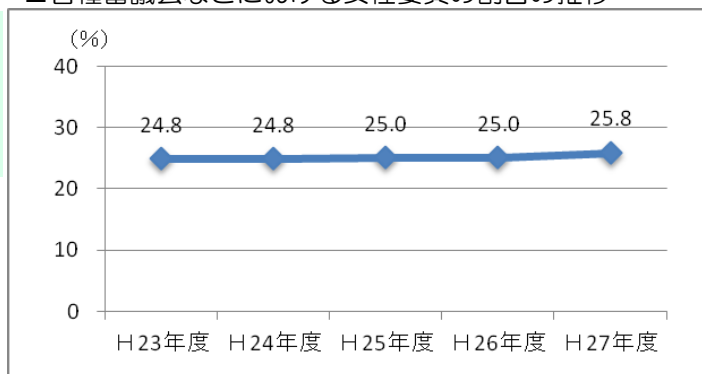
● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市男女共同参画プラン	24-33	男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策や配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護に関する施策を位置付けた計画

■男女共同参画に関する主な啓発事業

男女共同参画セミナー	年間3回
男女共同参画フォーラム	年間1回
男女共同参画情報紙	年間2回 全戸配布

■各種審議会などにおける女性委員の割合の推移



資料：男女共同参画課

● 具体的な施策

（１）男女共同参画社会の実現

男女を取り巻く様々な課題の解決に向けて、市民との協働によるセミナーの開催や情報紙の発行などの啓発活動を行います。あわせて、チャレンジ支援など女性の人材育成や課題解決のための実践活動に重点をおいた取組を推進し、全ての女性が輝く社会の実現のため男女共同参画社会の形成を図ります。

また、女性のための電話相談・面接相談の活用やDV（ドメスティックバイオレンス）ネットワーク会議など、関係機関との連携の強化によって男女間の暴力の防止対策を充実します。

（２）男女共同参画意識の醸成

働きやすい職場環境の整備を促進するため、啓発活動を通じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

家庭生活においては、これから親になる青少年や子育て中の親などを対象に、男女が協力して子育てや家庭生活に参画することを促進するための研修機会を提供します。

また、男女がともに地域活動に参画できるよう努めるとともに、男女平等の理念を周知するために、家族・地域の絆推進運動との連携を図り、学校教育や職場における教育を含めた社会教育を通じて、男女共同参画意識の醸成に努めます。

● 協働のまちづくり

市民と協働し、男女平等の意識を醸成し、「家庭生活」、「子育て・介護」、「就労」、「社会参加」、「人権」など、男女を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

● 指標

指 標 名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備 考
ドメスティックバイオレンス防止に関する啓発活動の回数	22 回	24 回	
各種審議会などにおける女性委員の割合	26%	40%	

第1項 自立した自治体経営

基本方針

市民との協働により真に自立した自治体経営を推進するため、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」やICTの活用など、持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう行財政改革による簡素で効率的な行財政運営を推進します。

また、市民の自主的・主体的な活動や市民と行政の協働の取組を推進し、市民主体のまちづくりを行います。

● 現状と課題

本市では、これまで、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の目線に立った行政サービスを提供していくため、経費の削減に取り組み、市役所のスリム化とともに行政サービスの維持・向上に努めてきました。

しかしながら、急激に進む少子高齢化などによる社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少による税収の減少に加え、地方交付税が合併算定替により段階的に縮減されるなど、市を取り巻く環境は、対策を講じなければ大変厳しい状況になることが予想されます。

このため、これらの市を取り巻く環境を見据え、さらに新たな行政課題や市民ニーズに対応するためには、安定的な財政基盤の確立と効率的な行政運営を推進していくことが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略	27-31	人口減少・少子高齢化等の課題に対して、自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視の政策原則に基づいた政策をまとめた戦略
加須市行政経営プラン	28-32	市内部の改革や改善と、市民一人ひとりの自主的、主体的な活動、市民と行政との協働を推進するための具体的内容を掲げた計画
加須市公共施設再整備計画	24-33	市民サービスの向上と安定的な財政運営を図るとともに、計画的・効率的な公共施設の再整備を推進するための計画
公共調達改革に関する加須市の取組基本方針	27-	良質で安価な社会資本の整備という社会的要請に応えるとともに、地域特性などに配慮しつつ確実な改革を推進する基本方針
未利用普通財産（土地）の利活用基本方針	23-	未利用市有地における普通財産の利活用を計画的に推進するための考え方や今後の取組等を示した基本方針
加須市定員適正化計画	22-32	今後の職員数や採用についての考え方をまとめた計画であり、「加須市行政経営プラン」の部門計画の一つ
加須市職員能力開発基本方針	23-	目指す「職員像」や、職員の意識改革・能力開発の方策などをまとめた指針

■市債（地方債）の状況

市債の残高（全会計及び一部事務組合加須市負担分） 581億5,109万円（平成27年度末現在）

資料：財政課

■一部事務組合等

名 称	構 成 自 治 体
埼玉県市町村総合事務組合	さいたま市・川越市・川口市・行田市を除く全市町村、37一部事務組合
広域利根斎場組合	加須市、久喜市、幸手市、宮代町
埼玉東部消防組合	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
加須市・羽生市水防事務組合	加須市、羽生市
埼玉県都市競艇組合	飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市他全15市
彩の国さいたまづくり広域連合	埼玉県、全市町村
埼玉県後期高齢者医療広域連合	全市町村

資料：業務改善課

● 具体的な施策

（１）計画的な行政運営

市が行う全ての事務事業について、市民の立場と経営の視点に立ち、加須やぐるまマネジメントサイクル（PDCAサイクル）による行政評価を行い、不断の改善と見直しを進め、計画的かつ効率的な「自立した自治体経営」を実現します。

（２）職員の能力開発と組織管理

限られた財源と人員の中、少数精鋭で全国トップレベルの行政サービスを提供できるよう、組織・機構等に関する改善や職員数の適正化を図るとともに、職員の意識改革や能力の向上を目指して職員の能力開発を推進します。

（３）公共施設等の適正管理

真に必要とされる公共施設の適正管理に向け、公共施設の再整備や長寿命化の推進、維持管理費の縮減等を図ります。

また、市が保有する普通財産について、財源確保や維持費の観点から有効活用を推進します。

（４）適正な行政運営

市が行う事務の執行等についての適法性、効率性、有効性を検証し、市政の公正で合理的かつ能率的な執行を確保します。

また、サービスに対する経費やサービス内容等の各種データ等の整理と分析を行い、施設使用料・交付手数料等の市民サービスと負担の適正化を推進します。

（５）計画的な財政運営

「収支の均衡」「債務残高の圧縮」「将来への備え」の３つを財政運営の基本姿勢として、今後も引き続き、安定した行政サービスを維持できる財政運営に努めます。

（６）一部事務組合等による効率的な事務の実施

広域利根斎場組合や埼玉東部消防組合等の一部事務組合や広域連合により、効率的な事務執行を推進するとともに、引き続き構成市町と協力して一層の経営改善を図り、負担金の縮減に努めます。

● 協働のまちづくり

市内部の改革や改善の推進と合わせて、市民一人ひとりの自主的・主体的な活動や市民と行政の協働によって、真に自立した自治体経営の実現を目指します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
一般職職員数（定員適正化計画による職員数）	738 人	687 人	
市税の収納率	97.7%	97.9%	

資料編

1 総合振興計画改訂の経過

年	月 日	項 目
平成24年	1月 4日	加須市総合振興計画 策定
平成26年	10月20日 ～31日	「まちづくりアンケート調査」の実施
平成27年	1月29日	第1回まち・ひと・しごと創生本部会議
	2月 2日	第2回まち・ひと・しごと創生本部会議
	2月 9日	第3回まち・ひと・しごと創生本部会議
	4月13日	第4回まち・ひと・しごと創生本部会議
	6月 1日	第1回総合振興計画推進本部会議・第5回まち・ひと・しごと創生本部会議
	6月22日	第2回総合振興計画推進本部会議・第6回まち・ひと・しごと創生本部会議
	6月23日	第3回総合振興計画推進本部会議・第7回まち・ひと・しごと創生本部会議
	7月14日	第4回総合振興計画推進本部会議・第8回まち・ひと・しごと創生本部会議
	7月15日	第5回総合振興計画推進本部会議・第9回まち・ひと・しごと創生本部会議
	7月16日	第6回総合振興計画推進本部会議・第10回まち・ひと・しごと創生本部会議
	〃	第7回総合振興計画推進本部会議・第11回まち・ひと・しごと創生本部会議
	7月29日	第8回総合振興計画推進本部会議・第12回まち・ひと・しごと創生本部会議
	7月30日	第1回地方創生まちづくり市民会議（加須会場）
	8月 6日	第9回総合振興計画推進本部会議・第13回まち・ひと・しごと創生本部会議
	〃	第2回地方創生まちづくり市民会議（騎西会場）
	8月19日	第10回総合振興計画推進本部会議・第14回まち・ひと・しごと創生本部会議
	8月20日	第3回地方創生まちづくり市民会議（北川辺会場）
	8月27日	第4回地方創生まちづくり市民会議（大利根会場）
	9月14日	第11回総合振興計画推進本部会議・第15回まち・ひと・しごと創生本部会議
	9月28日	第1回総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
	10月13日	第12回総合振興計画推進本部会議・第16回まち・ひと・しごと創生本部会議
	10月20日	第2回総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
	10月26日	第13回総合振興計画推進本部会議・第17回まち・ひと・しごと創生本部会議
	11月 6日	第14回総合振興計画推進本部会議・第18回まち・ひと・しごと創生本部会議
	11月16日	第15回総合振興計画推進本部会議・第19回まち・ひと・しごと創生本部会議
	11月20日	第3回総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
	12月 4日	第16回総合振興計画推進本部会議・第20回まち・ひと・しごと創生本部会議
平成28年	1月14日	第17回総合振興計画推進本部会議・第21回まち・ひと・しごと創生本部会議
	1月18日	第18回総合振興計画推進本部会議・第22回まち・ひと・しごと創生本部会議
	1月26日	第19回総合振興計画推進本部会議・第23回まち・ひと・しごと創生本部会議
	1月28日	第4回総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
	2月 8日	まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定
	6月22日	第20回（平成28年度第1回）総合振興計画推進本部会議

年	月 日	項 目
	6月29日	第21回（平成28年度第2回）総合振興計画推進本部会議
	7月 5日	第 5 回（平成28年度第1回）総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
	7月 7日 ～21日	改訂案に対するパブリックコメントの募集
	7月29日	第22回（平成28年度第3回）総合振興計画推進本部会議 第24回（平成28年度第1回）まち・ひと・しごと創生本部会議
	8月 5日	第 6 回（平成28年度第2回）総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議
	8月 8日	総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 答申
	9月 1日	総合振興計画基本構想の改訂案を市議会に提出
	10月 3日	市議会において総合振興計画基本構想の改訂案 議決
	11月14日	総合振興計画 改訂（後期基本計画 策定）

2 市民参加

(1) まちづくりアンケート調査

総合振興計画・後期基本計画を策定するにあたり、広く市民意向を把握するためにまちづくりアンケート調査を行いました。その主な概要は、下記のとおりです。

■まちづくりアンケート調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、加須市の市政運営の指針となる「総合振興計画 後期基本計画（基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を、体系的、具体的に実施する施策を示す中期計画）」の策定にあたって、その基礎資料とするために行ったものである。

2 調査の方法

- ①調査対象 市内居住の 18 歳以上の男女
- ②対象者数 5,000 人
- ③抽出方法 住民基本台帳（平成 26 年 9 月 24 日現在）から無作為抽出
- ④調査方法 郵送配布・郵送回収
- ⑤調査期間 平成 26 年 10 月 20 日送付、10 月 31 日締切（10 月 27 日にお礼状を兼ねた督促状を送付）

3 調査項目

- ①加須市の住みごころについて
- ②まちづくりの施策について
- ③市民と市の協働について
- ④回答者の属性について
- ⑤自由意見

4 回収結果

- ①標本数 5,000 票
- ②有効回収数 2,027 票
- ③有効回収率 40.5%

■調査結果

調査項目のうち、「まちづくり施策の満足度・重要度」に関する調査の結果を紹介します。

問4 あなたは、現在お住まいの地域のサービスや施設、環境などの施策について、現状の「満足度」と今後のまちづくりの「重要度」をどのように感じていますか。（1から43の項目ごとに、満足度・重要度それぞれ1つずつに○）

（回答欄）

	A	B	C	D	E
満足度	非常に満足	やや満足	普通	やや不満	非常に不満
重要度	非常に重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要ではない

分析に当たっては、まちづくりの施策について、加重平均値（下記参照）を用い、点数化しました。

資料編

＜加重平均の算出方法＞

加重平均値は、以下の計算式で求めました。

$$\text{加重平均} = \frac{(A \times 2 + B \times 1 + C \times 0 + D \times (-1) + E \times (-2))}{(\text{無回答を除く回答総数})}$$

A：	非常に満足（非常に重要）	・・・	+2ポイント
B：	やや満足（やや重要）	・・・	+1ポイント
C：	普通（どちらともいえない）	・・・	0ポイント
D：	やや不満（あまり重要でない）	・・・	-1ポイント
E：	非常に不満（重要ではない）	・・・	-2ポイント

※回答者全員が「非常に満足（非常に重要）」であれば、2.0ポイントとなり、全員が「やや満足（やや重要）」であれば、1.0ポイントとなる。

【満足度】

満足度は、19施策がプラス、24施策がマイナス

ポイント

加重平均により満足度が比較的高い項目は、「自然環境との共生」、「消防・救急力の強化」、「消費者のくらしの安全確保」などであり、これらを含めてプラスになっているのは19施策です。

満足度の低い項目は、「商業の振興」、「地域医療体制づくり」、「産業の創出」などであり、これらを含めてマイナスになっているのは24施策です。

前回調査（平成23年度）と比較して、プラスになっている施策が14増加しています（ただし、前回調査時は36施策）。



【重要度】

重要度は、全施策がプラス、中でも 14 施策が 1.0 以上

加重平均により重要度をみると、全施策がプラスであり、中でも 14 施策が 1.0 以上となっています。比較的重要度の高い項目は、「地域医療体制づくり」、「高齢者に対する支援」、「産み育てることへの支援」などとなっています。

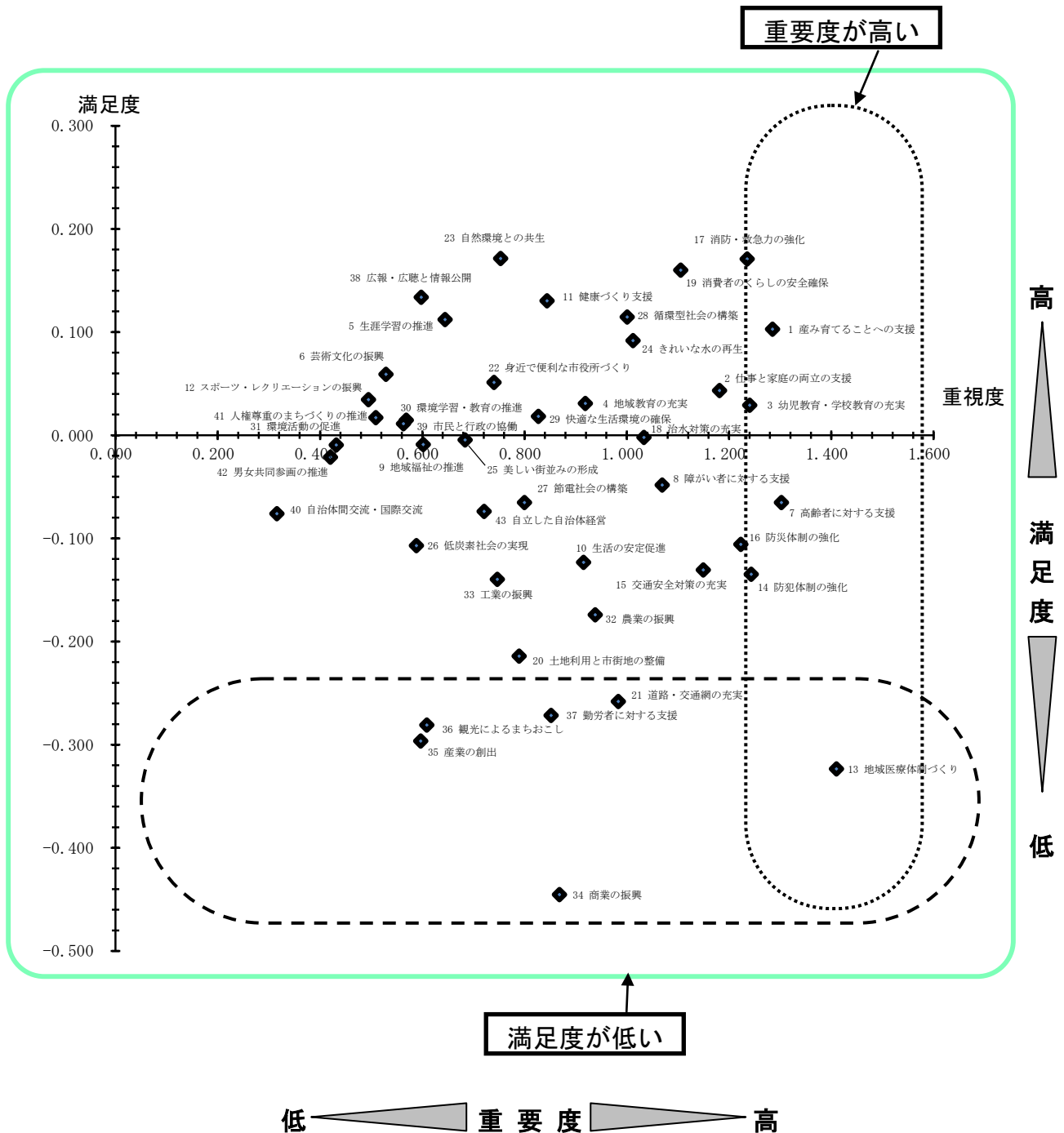
重要度の比較的低い項目（それでもプラスであるが。）は、「自治体間交流・国際交流」、「男性女性共同参画の推進」、「環境活動の促進」などです。

前回調査（平成 23 年度）と比較して、全施策の重要度がプラスになっている点は、前回調査と同様でした。



＜相対的な表示＞

下図は、満足度及び重要度の加重平均の結果を表したものです。例えば、右下に位置する「13 地域医療体制づくり」は、相対的に、満足度が低く重要度が高くなっていることがわかります。



（２）市政についての話し合い

平成２６年１０月４日から平成２７年１月１２日にかけて、市内 20 地区で『望ましい加須市の未来について』をテーマとした「市政についての話し合い」を開催しました。延べ 902 人の方に参加していただき、お寄せいただいたご意見等については、可能な限り総合振興計画に反映させていただきました。

■開催状況

（開催日時順）

地区名	参加者数
原 道	41 人
元 和	38 人
大利根東	43 人
豊 野	35 人
大 桑	74 人
志 多 見	35 人
不 動 岡	28 人
加 須	85 人
種 足	42 人
鴻 荃	45 人

地区名	参加者数
水 深	49 人
大 越	46 人
樋 遣 川	50 人
礼 羽	34 人
三 俣	47 人
北川辺西	57 人
北川辺東	41 人
騎 西	37 人
田 ケ 谷	31 人
高 柳	44 人

（３）地方創生まちづくり市民会議

人口減少問題への対応や地域の特色・地域資源を活かした市民に身近な施策を盛り込むため、地域ごとに市民会議を開催しました。

■開催状況

開催日	主なテーマ	参加者数	会場
平成２７年 ７月３０日	・地方における安定した雇用を創出する	25 人	パストラルかぞ
平成２７年 ８月 ６日	・地方への新しい人の流れをつくる	18 人	騎西コミュニティセンター
平成２７年 ８月２０日	・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	14 人	みのり（北川辺）
平成２７年 ８月２７日	・時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る	16 人	アスタホール（大利根）

3 加須市総合振興計画審議会

(1) 審議会条例

○加須市総合振興計画審議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条 例 第 22 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、加須市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市の執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、前条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する委員にあっては、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

条例第2条第2項の区分	氏 名	備 考
(1) 市議会の議員 (4名)	田 中 良 夫	
	小 坂 裕	
	鈴 木 久 才	
	池 田 年 美	
(2) 市の執行機関の委員(1名)	黒 川 相 次	加須市農業委員会会長
(3) 市内の公共的団体 等の役員又は職員 (9名)	◎安 藤 正	加須市自治協力団体連合会会長
	久保田 洋 子	かぞ地域女性会連合会会長
	田 崎 三千代	加須市 PTA 連合会会長
	千 葉 達 也	加須地域まちづくり市民会議運営委員代表
	福 島 祐 一	加須医師会会長
	穂 山 千寿弥	加須青年会議所理事長
	眞 中 紀	加須市商工会会長
	内 田 宗 範	加須・大利根工業団地協議会会長
	大 塚 稔	加須市民生委員・児童委員協議会会長
	加 藤 正 子	加須市母子愛育会連合会会長
	早 川 良 史	ヤング農マンKAZO代表
	木 村 陽 子	子育て応援ピープルならでわ代表
(4) 知識経験を有する者 (5名)	◎石 上 泰 州	平成国際大学教授
	大河内 仁	埼玉りそな銀行加須支店支店長
	加 藤 裕 一	行田公共職業安定所所長

資料編

(前任者)

(3) 市内の公共的団体 等の役員又は職員	○梶 原 憲 治	加須市自治協力団体連合会会長
	関 根 正 樹	加須市 PTA 連合会会長
	加 藤 誠	加須医師会会長
	秋 葉 健 洋	加須青年会議所理事長
	齊 藤 賢	加須・大利根工業団地協議会会長
(4) 知識経験を有する者	川 崎 裕 二	埼玉りそな銀行加須支店支店長
	篠 田 幸 一	行田公共職業安定所所長

(3) 諮問

加 政 発 第 1 0 5 号
平成27年9月28日

加須市総合振興計画審議会会長兼
加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議会長 様

加須市長 大 橋 良 一

加須市総合振興計画及び加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略
の策定について（諮問）

このことについて、加須市総合振興計画審議会条例第1条及び加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議設置要綱第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

平成28年8月8日

加須市長 大 橋 良 一 様

加須市総合振興計画審議会
会長 石 上 泰 州

加須市総合振興計画（改訂案）について（答申）

平成27年9月28日付け加政発第105号により諮問のありました加須市総合振興計画（改訂案）につきまして、当審議会において慎重な審議を重ねた結果、本市を取り巻く様々な行政課題に的確に対応するための計画として適切であると認め、下記のとおり意見を付して答申します。

記

- 1 計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程や市民アンケート調査等で寄せられた多くの意見を尊重するとともに、引き続き、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりに最善の努力をされますよう要望します。
- 2 少子化・長寿化の進展に伴う人口減少は、今後も加速度的に進行していくことが予想されていることから、「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な推進を図ることにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための取組を一層推進されますよう要望します。
- 3 計画に位置付けられた全ての施策に対し、行政評価による検証を行い、改善策を検討するとともに、施策の推進に当たっては、適宜必要な見直しを実施し、実効性のある計画の進行管理に努められるよう要望します。

4 加須市総合振興計画推進本部設置要綱

加須市総合振興計画推進本部設置要綱

(平成24年6月4日市長決裁)

(設置)

第1条 加須市が水と緑と文化の調和した元気都市の実現に向けて、計画的、効率的な自立した自治体経営と市民等との協働によるまちづくりを確実に推進するため、加須市総合振興計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合振興計画の進行管理に関すること。
- (3) その他総合振興計画に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充て、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(分科会)

第5条 本部の補助機関として、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、本部長が任命する。

3 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

4 分科会長及び副分科会長は、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

2 分科会の庶務は、各分科会長が所属する部署において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

(加須市総合振興計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 加須市総合振興計画策定委員会設置要綱（平成22年11月25日市長決裁）は、廃止する。

別表（第3条関係）

教育長 総合政策部長 総務部長 環境安全部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康医療部長 建設部長 上下水道部長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 会計管理者 議会事務局 教育委員会事務局生涯学習部長 教育委員会事務局学校教育部長 行政委員会事務局
--

5 用語解説

用 語	解 説
あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報・通信に関連する技術一般の総称のこと。
アイドリング・ストップ	自動車の駐停車時にエンジンを停止すること。不必要なアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリング・ストップ運動という場合もある。
EU	European Unionの略。欧州連合のこと。
異業種交流	業種の違う人々が集まって、相互の強みを活かした商品開発やネットワークづくりを行うこと。
石綿	天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用が制限または禁止されるようになった。
一時保育	家庭保育者の一時的な保育ニーズに対応した保育サービスのこと。専業主婦家庭の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務などの勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応する。
AED（自動体外式除細動器）	Automated External Defibrillatorの略。 生命の危険がある不整脈が起こった場合に、除細動が必要かどうかを自動的に判断し、心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための機器。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のため、環境に配慮して自動車を運転すること。アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
エコライフDAY	夏と冬的一天、省エネ・省資源など環境に配慮したエコライフを経験するキャンペーンのこと。「エコライフDAYチェックシート」チェック項目を参照し、実践できた行動から削減できた二酸化炭素量が計算できる。
エコミュージアム	エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）からなる造語であり、地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをいう。
SNS	Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。
NPO	Nonprofit Organization の略。 非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。
LED	Light（光を）Emitting（出す）Diode（ダイオード）の3つの頭文字からなる。電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードとも言う。LEDは蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。

用 語	解 説
温室効果ガス	赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる、大気中にある二酸化炭素（CO ₂ ）やメタンなどの気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタンなどの6種類についての削減が定められている。
か行	
カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有、利用すること。環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。
かかりつけ医	地域住民に対して、日常的な健康相談、一次的医療を行い、総合的・包括的に患者の健康を管理し、必要に応じて専門医療機関との連携を行う医師又は医療機関のこと。
学童保育	放課後児童健全育成事業のこと。保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るために行う事業。
家族・地域の絆推進運動	加須市で行われている運動の一つ。市民一人ひとりが 家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、「協働」のまちづくりをさらに深化させていくための基盤づくりとして、全市的に展開している。
加須健康マイレージ	楽しみながら健康づくりに取り組むもので、必須3項目を含む5ポイント以上をクリアした方全員に「絆サポート券」をプレゼントしている。
かぞホッとメール	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、不審者情報などの防犯に関する情報をはじめ、防災や子育て、就業支援などの様々な情報を、あらかじめ登録していただいた市民の方に、希望する情報をお届けするサービスのこと。
学校いきいきステーション	すべての小中学校に、学校と家庭・地域社会の橋渡しとなる「ふれあい推進長（学校応援コーディネーター）」を委嘱して、ボランティアからなる「学校応援団」を組織し、学校・家庭・地域が一体となって様々な活動を展開することで、子どもの健全育成に取り組む事業のこと。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）をあわせて処理する浄化槽
行政評価	行政全般の政策、施策及び事務事業について、どれだけの成果をもたらしたかの指標（アウトカム）等を用い、有効性または効率性を評価した結果を行財政運営に活用すること。
協働	加須市に関わる全ての団体・個人が共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。
クライミング	手足のみを用いる岩登りのこと。安全確保のためのロープなどは使用する。
グリーンカーテン	つる性の植物を窓の外に這わせることで夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテン。冷房によるエネルギーの使用量を減らす省エネルギーの効果やコンクリートや建物に熱を蓄積させないヒートアイランド現象緩和の効果が期待される。
建築協定	地域住民が良好なまちづくりのため、地域の特性に応じ、建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、建築物の建て方など一定のルールを設け協定する制度。
高機能消防指令センター	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町の各消防本部で行っていた通信指令業務を埼玉東部消防組合消防局の指令センターで一括して受けている。

用 語	解 説
口腔機能向上プログラム	歯科衛生士等が、口腔機能を向上させるために摂食・嚥下機能訓練や口腔清掃の自立支援等を行う。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、一人の女性が一生の間に出産する子どもの平均の数を表す。合計特殊出生率＝(母の年齢別出生数／年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計。
高次脳機能障害	事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。
河野省三（こうのせいぞう）	明治15（1882）年、旧騎西町騎西の玉敷神社祠官の次男として生まれる。不動岡高校、国学院大学に学び、卒業後は国学院大学で教鞭をとり、その後、学長に就任。昭和36年には紫綬褒章を受章。
交流人口	定住人口や居住人口に対する概念であり、その都市（自治体）を訪れる人、またはその人数を指すが、広義には直接訪問しない場合も含む。通勤・通学、買い物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど理由は問わない。
高齢者ふれあいサロン	高齢者が身近な所で、仲間をつくる・元気になる・生活の質を高めるなど楽しく自由な活動を行う場。
子育てサロン	親子が自由に集まったり活動したりする場所。身近な地域にある子育て支援拠点。
子育て支援医療費	保護者の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、支給の対象となる児童が必要とする医療を容易に受けられるようにするために、医療費の一部を支給している。
子育て支援センター	親子や子育て団体が集まったり活動したりするほか、イベントや子育てに関する相談等を行う専門スタッフが常駐する子育て支援拠点。
子ども・子育て支援新制度	急速に進む少子化や子育て支援が不足している現状などに対応するため、乳幼児期の学校教育や保育の充実、地域における子育て支援の強化、待機児童の解消などを目的するために制定されたもの。各自治体には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられた。
こどもエコクラブ	幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げる活動のこと。
コミュニティ	地域社会。地域共同体。
コミュニティバス	市町村などが住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。従来の乗合バスを補う公共交通サービスとして運行されている。
さ行	
災害時要援護者	高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民のこと。
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。
在宅当番医制	市町村の委託により地区医師会の医療機関が交代で夜間・休日診療を実施する体制。
斎藤与里（さいとうより）	明治18（1885）年、旧加須市下樋遣川に生まれる。画家として、評論家として岸田劉生らとフユザン会を結成し、また、ゴッホ、セザンヌ、ゴーギャンを日本にはじめて紹介するなど、近代洋画の進展に大きな役割を果たす。

用 語	解 説
CT	コンピューター断層映像（computed tomography）の略。X線を使って、体の断面を映像化する装置のこと。
ジカウイルス	中南米を中心にジカウイルス感染症が多数報告されており、妊娠中のジカウイルス感染と胎児の小頭症との関連が示唆されている。
市債	道路、水路、公共施設の建設改良などのための長期借入金のこと。世代間負担の公平を図る機能がある。市債の中には、地方の財源不足を補てんするため、国から臨時的に借入れを認められた臨時財政対策債などがある。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）。
自主防犯組織	安全・安心なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（ボランティア団体）。自主的に防犯パトロールや子どもたちの見守りが行われている。
シティプロモーション	市の活性化などを目的に、市の観光や文化などについて市内外にアピールすること。
児童虐待防止等ネットワーク	市の福祉関係部署及び保健センター、教育委員会、県児童相談所、県保健所、警察署、医師会、民生委員・児童委員などによって構成され、児童虐待防止のための情報交換や効果的な対応について連携して協議・実践する仕組み。
市内総生産額	市内で1年間に生み出された付加価値の合計。国内総生産（GDP）の市分にあたる。
シニアいきいき大学	おおむね60歳以上の方が、主体的な学習参加や自発的な学習活動を促進するため2年間学ぶ学習講座。
市民サービスセンター	市民が自宅から自転車や徒歩でも容易に行ける地域の身近な施設で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本及び市税に関する証明書等を受け取ることができる施設をいう。
下總皖一（しもおさかんいち）	明治31（1898）年、旧大利根町砂原に生まれる。東京音楽学校（現東京藝術大学）卒業後、本格的な作曲活動を始める。「たなばたさま」、「野菊」など数多くの童謡・唱歌・校歌を手掛け、生涯の作曲数は3,000曲以上とも言われている。また、「和声学」「作曲法」などの音楽理論を確立し、日本の近代音楽の基礎を作ったとされている。
社会保障・税番号制度	平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、これに伴い、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤（インフラ）として、平成27年10月から、社会保障・税番号制度がスタートした。
首都圏中央連絡自動車道	都心から半径40～60キロメートルに位置する道路であり、東名高速道路・中央自動車道・関越自動車道・東北縦貫自動車道・常磐自動車道・東関東自動車道などの放射線状の幹線道路と連絡する延長約300キロメートルの環状道路
主任児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けて、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、行政機関・団体と協力しながら民生委員・児童委員と一体になって活動する人。
循環型社会	自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会のことで、資源の採取や廃棄を抑制し、一度使用したものを繰り返し使用するなど、環境への影響を最小にするような仕組みをもつ社会をいう。

用 語	解 説
消防広域化	2以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること（いずれも消防団の事務を除く。）をいう。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めたもの。
障がい者就労支援センター	就労全般にわたって障がい者本人、家族、事業主等からの相談に応じ、能力開発から職場定着まで一貫して総合的に支援する。
障がい児保育	保育にかける児童で障害の程度が軽度から中度であって、集団保育が可能である児童を対象に行う保育のこと。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取組。
女子硬式野球	女子硬式野球では、関東女子硬式野球連盟の事務局が加須市内に設置されている。
シルバー人材センター	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国・県・所轄自治体から助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な非営利団体で、会員による自主的・主体的な運営をすること、また、会員の一人一人が豊かな経験と知識を活かし、お互い協力し合い働くことを理念としている。
新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的に、急速にまん延することにより、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
スーパー堤防	高規格堤防の通称で大都市地域を後背地に抱える大河川において整備される、計画規模を上回る洪水が発生しても、破堤による壊滅的な被害を回避できるような傾斜が緩く幅の広い堤防。高規格堤防上は、通常の土地利用が可能。
スクールカウンセラー	いじめや不登校等の問題に対応するため、児童生徒の心の相談にあたりとともに保護者や教職員への指導・助言を行う臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者。
スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、児童生徒を取り巻く環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等を行う者。
スマートフォンアプリ	特定の作業を行うために使用されるソフトウェアのことで、スマートフォン用に開発されたもの。
スローフード	家族との楽しい食事を実現するとともに、栄養バランスのとれた食生活、朝食をとることの大切さ、郷土の食文化・食生活を伝えていく運動。また、地元の新鮮な農産物を食材として活用し、安全で安心な食の確保を目指すもの。
スローライフ	大量生産・効率化といった経済的観点ではなく、自然と調和してゆったり生きる生活様式（ライフスタイル）に価値や重要性を見出す生き方のこと。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
節電社会	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の影響による電力不足が長期化することが予想されることから、行政、市民・事業者を含めた市民総ぐるみの節電行動を心がける社会のこと。加須市では、「加須市節電行動プラン ～ 節電社会の構築に向けて ～」を策定している。

用 語	解 説
総合型地域スポーツクラブ	日常的に活動の拠点となる施設を中心に、地域住民が会員となって個々のニーズに応じた様々なスポーツ活動を行える組織のこと。
た 行	
太陽光発電	日光が当たると直接電気が発生する太陽電池パネルを利用した発電方法のこと。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーとして注目されている。
田口和美	天保10（1839）年、現在の加須市小野袋に生まれる。東京大学医学部初代解剖学の教授を務め、教え子に森鷗外や田基柴に誘われて書かれた最初の体系的解剖書を執筆するなど、わが国の医学発展に多大な貢献をされた。
田中正造（たなかしょうぞう）	天保12（1841）年、栃木県佐野市に生まれる。第1回の衆議院総選挙に当選して以来、国会が開かれる度に足尾鉬毒問題を取りあげ、渡良瀬川沿岸の被害農民のために奮闘をつづけた。議員を辞職して被害の惨状を天皇に直訴し、命をかけてこの問題に取り組んだ。
谷山豊	昭和2（1927）年、旧騎西町に生まれる。数学界で平成5年に証明されるまでに360年かかった難題「フェルマーの最終定理」を解く鍵を握った「谷山-志村予想」を提唱した。数学界に多大な貢献をされた若き世界的数学者。
地域医療支援病院	地域の中核病院として、地域の診療所・クリニック等では対応の困難な専門的な治療や高度な検査、手術等を行い、「地域完結型医療」の中心的役割を担う病院のこと。
地域自治	地域の様々な課題に対して、自らの責任において処理すること。
地域通貨	「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことであり、具体的には互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域独自の紙券などに置き換える。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
地域の教育力	地域の人々、自然、文化あるいは歴史や伝統を通して、子どもたちに豊かな人間性や社会の構成員として規範意識などを育む機能。
地球温暖化	物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が人間の活動の拡大により高くなることで地表面の気温が上昇し、地球規模での気温上昇（温暖化）が進むこと。
地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて良好なまちづくりを行うために、地区の目標や建築物等の建て方のルールなどを具体的に定め、住民などの意見を反映しながら、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの。
地産地消	地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの。
地方債	さ行「市債」参照
地方分権一括法	機関委任事務制度（知事や市町村長を国の地方出先機関とみなして、国の事務を行わせる制度）の廃止や国の関与の縮減、地方への権限委譲など、地方分権を推進するために関係する法律を一括して改正した法律のこと。
長時間保育	労働環境等の多様化に伴う保育ニーズに対応した保育サービスの充実の一環として、延長保育の需要に対応すること。

用 語	解 説
ツイッター	インターネット上に140文字以内の短文(つぶやき)を投稿する無料サービス。
低炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、再生可能エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。
低年齢児保育	生後9週目から2歳を対象として行う保育。
デング熱	デングウイルスによる感染症で、ウイルスを保有する蚊(ヒトスジシマカ)を介して人に感染する。現時点ではワクチンが無い。
電子市役所	市役所の様々な業務にICTを活用し、行政サービスの高度化及び行政の簡素化・効率化を図り、さらに、証明書の発行や様々な申請書などをインターネット等を用いて窓口に行かなくても処理できるように整備された市役所のこと。
特別栽培	化学合成農薬・化学肥料ともにその地域の慣行レベルの5割以下の使用で栽培した農産物。
特別支援教育	障がい(発達障害なども含む)のある児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
土地区画整理事業	都市計画事業の一つとして、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって、居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用促進を図ることを目的とした事業のこと。
DV(ドメスティックバイオレンス)	Domestic Violenceの略。 配偶者・恋人・その他親密な関係にある者(過去にあったものも含む)が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。
トライアスロン	ラテン語で3を表すトライと競技を意味するアスロンの合成語。スイム(水泳)、バイク(自転車)、ラン(ランニング)の3種目を一人の競技者が連続して行うもの。
な行	
燃料電池	化学反応を利用し、水素と酸素から電気を取り出す電池のこと。水に電気を通して酸素と水素に分解することを「電気分解」というが、これを逆にした装置が燃料電池。
農業集落排水	市街化調整区域内の生活排水などの汚水を集めて処理すること。
農地の流動化	担い手の確保や地域農業の活性化に寄与するため、認定農業者の方々など意欲の高い農業者に農地の利用集積を進める事業・仕組みのこと。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活し、活動することが、社会の本来の姿であるという考え方のこと。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

用 語	解 説
パブリックコメント	重要な制度や政策などを作ろうとするときに、その趣旨や案を公表して市民等からの意見を求め、これを考慮して最終的な意思決定を行うこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者が生活や行動する上で、妨げとなる障壁（バリア）を取り除き、安心して暮らせる環境をつくること。
パリ協定	国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、先進国だけに対策を義務付けてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する 2020 年以降の新たな温暖化対策に関する枠組みとして採択されたもの。
PFI	Private Finance Initiativeの略。 公共施設などの設計、建設、維持・管理及び運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導により、効率的な公共サービスの提供を行う手法。
BOD	生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。似たような指標にCODがあり、湖沼と海域ではCOD が用いられる。これは、水の流れと滞留の違いによる。
PCB	ポリ塩化ビフェニールの略称で有機化合物の一つ。従来、熱媒体、絶縁体、塗料に使用されたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こすことが分かったため、1970 年代に製造、販売等が禁止された。
PDCA	Plan-Do-Check-Actionの略。計画－実施－点検－改善の意で、業務を継続的に 4 段階で繰り返して改善する手法。
ヒートアイランド現象	空調設備による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの風の活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。
病院群輪番制	手術・入院を要する重症患者の治療を担う第二次救急医療体制のうち、地域において複数の病院が交代で、休日・夜間に診療する体制。原則として救急車により直接搬送されてくる、又は初期救急医療施設から転送されてくる重症救急患者に対応するもの。
病後児保育	児童（生後6月～小学校3年生）が病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、当該児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に保育するサービスのこと。
フィルムコミッション	市の魅力を広く発信し市民に地域への愛着や誇りを持ってもらうとともに、観光振興、地域経済の活性化などを図ることを目的として、映画やテレビドラマなどの撮影を誘致し、撮影をスムーズに進めるための支援を行う活動のこと。撮影場所の情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行う。
フェイスブック	ユーザー同士が文章や写真をはじめとした情報交換を行い、企業や団体などとも双方向のコミュニケーションができるサービス。
普通会計	地方公共団体の会計区分は、団体ごとに一律ではないため、地方公共団体間の比較が可能となるよう、統一的な方法により一般行政部門として整理した理論上の会計のこと。
ふるさとハローワーク	公共職業安定所（ハローワーク）が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介等を行うハローワークの付属施設で国と市町村が共同で運営する。

用 語	解 説
母子愛育会	市の健康推進行政と一体となり、地区愛育班活動の連絡調整及び相互の親睦を図ることを目的として活動する団体。活動内容としては、家庭訪問、市からの受託事業（健康づくり情報提供事業、地域交流事業）などがある。
ホストファミリー	ホームステイの留学生を受け入れ、世話をする家族のこと。
ボルダリング	クライミングのうち、高さ5m程度までの岩登りのこと。
ま行	
マイナンバー制度	「社会保障・税番号制度」参照
民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた様々な取り組みを行う人のこと。民生委員は児童委員も兼ねている。
や行	
有機栽培	有機質肥料を用いた栽培。農林水産省の表示ガイドラインでは、化学合成農薬・化学肥料（・除草剤）などを使用しないものをいう。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や製品などをデザインする考え方のこと。
要保護児童	保護者がいない児童、または、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待）などにより、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。
ら行	
ライスパーク	都市と農村の交流を目的として平成7年に作られたもの。様々な農業体験や農村文化に触れることができるよう、地域の農業と農村を縮図として再現したもの。
ライフスタイル	生活の様式、その人間の人生観や価値観を反映した生き方のこと。
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
わ行	
ワークライフバランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。
若林柑蔵	安政4（1857）年、現在の加須市中央に生まれる。明治17年の埼玉県議会や明治23年の帝国議会の議事録作成に速記の導入を成功させた。23年間にわたり衆議院議事録作成の重鎮として活躍するなど、速記の普及に多大な貢献をされた。
ワンナイトステイ	外国人の日本語教師が、市民のお宅に、土曜日～日曜日（1泊2日）の「ワンナイトステイ（ホームステイ）」をすること。

加須市総合振興計画【改訂版】

（基本構想・基本計画）

平成28年11月発行

発 行 加 須 市

編 集 総合政策部 政策調整課

〒347-8501 加須市三俣2-1-1

電話：0480-62-1111（代表）



加 須 市